

昭和二十二年法律第六十七号

地方自治法

地方自治法目次

第一編 総則
第二章 普通地方公共団体

第一章 通則

第二章 住民

第三章 条例及び規則

第四章 選挙

第五章 直接請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

第二節 解散及び解職の請求

第六章 議会

第一節 組織

第二節 権限

第三節 招集及び会期

第四節 議長及び副議長

第五節 委員会

第六節 会議

第七節 請願

第八節 議員の辞職及び資格の決定

第九節 紀律

第十節 懲罰

第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記、書記その他の職員

第十二節 雑則

第七章 執行機関

第一節 通則

第二節 普通地方公共団体の長

第一款 地位

第二款 権限

第三款 補助機関

第四款 議会との関係

第五款 他の執行機関との関係

第三節 委員会及び委員

第一款 通則

第二款 教育委員会

第三款 公安委員会

第四款 選挙管理委員会

第五款 監査委員

第六款 人事委員会、公平委員会、労働委員会、農業委員会その他の委員会

第七款 附属機関

第四節 地域自治区

第八章 給与その他の給付

第九章 財務

第一節 会計年度及び会計の区分

第二節 予算

第三節 収入

第四節 支出

第五節 決算

第六節 契約

第七節 現金及び有価証券

第八節 時効

第九節 財産

第一款 公有財産

第二款 物品

第三款 債権

第四款 基金

第十節 住民による監査請求及び訴訟

第十一節 雑則

第十章 公の施設

第十一章 情報システム

第十二章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等

第一款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等

第二款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等の手続

第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

第一款 国地方係争処理委員会

第二款 国地方係争処理委員会による審査の手続

第三款 自治紛争処理委員

第四款 自治紛争処理委員による調停、審査及び処理方策の提示の手続

第五款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与に関する訴え

第三節 普通地方公共団体相互間の協力

第一款 連携協約

第二款 協議会

第三款 機関等の共同設置

第四款 事務の委託

第五款 事務の代替執行

第六款 職員の派遣

第四節 条例による事務処理の特例

第五節 雑則

第十三章 大都市等に関する特例

第一節 大都市に関する特例

第二節 中核市に関する特例

第十四章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例

第十五章 外部監査契約に基づく監査

第一節 通則

第二節 包括外部監査契約に基づく監査

第三節 個別外部監査契約に基づく監査

第四節 雑則

第十六章 補則

第三編 特別地方公共団体

第一章 削除

第二章 特別区

第三章 地方公共団体の組合

第一節 総則

第二節 一部事務組合

第三節 広域連合

第四節 雑則

第四章 財産区

第四編 補則

附則

第一編 総則

第一条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大纲を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に

役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第一条の三 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

第二条 地方公共団体は、法人とする。

普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。

市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適當でないことと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適當でないことと認められるものを処理するものとする。

都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。

特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。

この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならぬ。

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第三条 地方公共団体の名称は、従来の名称による。

都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。

都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。

地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

地方公共団体は、第三項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。

前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならぬ。

第四条の二 地方公共団体の休日は、条例で定める。

前項の地方公共団体の休日は、次に掲げる日について定めるものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 年末又は年始における日で条例で定めるもの

前項各号に掲げる日のほか、当該地方公共団体において特別な歴史的、社会的意義を有し、住民がこぞつて記念することが定着している日で、当該地方公共団体の休日とすることについて広く国民の理解を得られるようなものは、第一項の地方公共団体の休日として定めることができる。この場合においては、当該地方公共団

体の長は、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

地方公共団体の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間（時をもつて定める期間を除く。）をもつて定めるものが第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第二編 普通地方公共団体

第一章 通則

第五条 普通地方公共団体の区域は、従来の区域による。

都道府県は、市町村を包括する。

第六条 都道府県の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。

都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたときは、都道府県の境界も、また、自ら変更する。従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を市町村の区域に編入したときも、また、同様とする。

前二項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体が協議してこれを定める。但し、法律に特別の定めがあるときは、この限りでない。

前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第六条の二 前条第一項の規定によるほか、二以上の都道府県の廃止及びそれらの区域の全部による一の都道府県の設置又は都道府県の廃止及びその区域の全部の他の一の都道府県の区域への編入は、関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。

前項の申請については、関係都道府県の議会の議決を経なければならない。

第一項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。

第一項の規定による処分があつたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第七条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事

当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合又は市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。

前項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せてこれを定める。

第一項及び第三項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

第一項及び前三項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項若しくは第四項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第一項、第三項又は第四項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第七条の二 法律で別に定めるものを除く外、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を都道府県又は市町村の区域に編入する必要があると認めるときは、内閣がこれを定める。この場合において、利害関係があると認められる都道府県又は市町村があるときは、予めその意見を聴かななければならない。

前項の意見については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第一項の規定による処分があつたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。前条第八項の規定は、この場合にこれを準用する。

第八条 市となるべき普通地方公共団体は、左に掲げる要件を具備していなければならない。

一 人口五万以上を有すること。

二 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の六割以上であること。

三 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること。

四 前各号に定めるものの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

町となるべき普通地方公共団体は、当該都道府県の条例で定める町としての要件を具えていなければならない。

町村を市とし又は市を町村とする処分は第七條第一項、第二項及び第六項から第八項までの例により、村を町とし又は町を村とする処分は同條第一項及び第六項から第八項までの例により、これを行うものとする。

第八條の二 都道府県知事は、市町村が第二條第十五項の規定によりその規模の適正化を図るのを援助するため、市町村の廃置分合又は市町村の境界変更の計画を定め、これを関係市町村に勧告することができる。

前項の計画を定め又はこれを変更しようとするときは、都道府県知事は、関係市町村、当該都道府県の議会、当該都道府県の区域内の市町村の議会又は長の連合組織その他の関係のある機関及び学識経験を有する者等の意見を聴かなければならない。

前項の関係市町村の意見については、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により勧告をしたときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、国の関係行政機関の長に対し直ちにその旨を通知するものとする。

第一項の規定による勧告に基づく市町村の廃置分合又は市町村の境界変更については、国の関係行政機関は、これを促進するため必要な措置を講じなければならない。

第九條 市町村の境界に関し争論があるときは、都道府県知事は、関係市町村の申請に基づき、これを第二百五十一條の二の規定による調停に付することができる。

前項の規定によりすべての関係市町村の申請に基いてなされた調停により市町村の境界が確定しないとき、又は市町村の境界に関し争論が

ある場合においてすべての関係市町村から裁定を求める旨の申請があるときは、都道府県知事は、関係市町村の境界について裁定することができる。

前項の規定による裁定は、文書を以てこれをし、その理由を附けてこれを関係市町村に交付しなければならない。

第一項又は第二項の申請については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。

第一項の規定による調停又は第二項の規定による裁定により市町村の境界が確定したときは、都道府県知事は、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

前項の規定による届出を受理したとき、又は第十項の規定による通知があつたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

前項の規定による告示があつたときは、関係市町村の境界について第七條第一項又は第三項及び第七項の規定による処分があつたものとみなし、これらの処分の効力は、当該告示により生ずる。

第二項の規定による都道府県知事の裁定に不服があるときは、関係市町村は、裁定書の交付を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

市町村の境界に関し争論がある場合において、都道府県知事が第一項の規定による調停又は第二項の規定による裁定に適しないと認めてその旨を通知したときは、関係市町村は、裁判所に市町村の境界の確定の訴を提起することができる。

第一項又は第二項の規定による申請をした日から九十日以内に、第一項の規定による調停に付されないとき、若しくは同項の規定による調停により市町村の境界が確定しないとき、又は第二項の規定による裁定がないときも、また、同様とする。

前項の規定による訴訟の判決が確定したときは、当該裁判所は、直ちに電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百五十二條第一項に規定する電子判決書をいい、同法第二百五十三條第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。第七十四條の二第十項において同じ。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面を添えてその旨を総務大

臣及び関係のある都道府県知事に通知しなければならない。

前十項の規定は、政令の定めるところにより、市町村の境界の変更に関し争論がある場合にこれを準用する。

第九條の二 市町村の境界が判明でない場合において、その境界に関し争論がないときは、都道府県知事は、関係市町村の意見を聴いてこれを決定することができる。

前項の規定による決定は、文書を以てこれをし、その理由を附けてこれを関係市町村に交付しなければならない。

第一項の意見については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。

第一項の規定による都道府県知事の決定に不服があるときは、関係市町村は、決定書の交付を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

第一項の規定による決定が確定したときは、都道府県知事は、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による届出があつた市町村の境界の決定にこれを準用する。

第九條の三 公有水面のみに係る市町村の境界変更は、第七條第一項の規定にかかわらず、関係市町村の同意を得て都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

公有水面のみに係る市町村の境界変更で都道府県の境界にわたるものは、第七條第三項の規定にかかわらず、関係のある普通地方公共団体の同意を得て総務大臣がこれを定める。

公有水面のみに係る市町村の境界に関し争論があるときは、第九條第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、職権によりこれを第二百五十一條の二の規定による調停に付し、又は当該調停により市町村の境界が確定しないとき、若しくはすべての関係市町村の裁定することについての同意があるときは、これを裁定することができる。

第一項若しくは第二項の規定による公有水面のみに係る市町村の境界変更又は前項の規定による公有水面のみに係る市町村の境界の裁定は、当該公有水面の埋立て（干拓を含む。以下同じ。）が行なわれる場合においては、前三項の規定にかかわらず、公有水面の埋立てに関す

る法令により当該埋立ての竣功の認可又は通知がなされる時までこれをすることができ、第一項から第三項までの同意については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第七條第七項及び第八項の規定は第一項及び第二項の場合に、第九條第三項、第五項から第八項まで、第九項前段及び第十項の規定は第三項の場合にこれを準用する。

第九條の四 総務大臣又は都道府県知事は、公有水面の埋立てが行なわれる場合において、当該埋立てにより造成されるべき土地の所属すべき市町村を定めるため必要があると認めるときは、できる限りすみやかに、前二條に規定する措置を講じなければならない。

第九條の五 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

第二章 住民

第十條 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負う。

第十一條 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。

第十二條 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。

日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の事務の監査を請求する権利を有する。

第十三條 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属す

る普通地方公共団体の議会の解散を請求する権利を有する。

日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは副市町村長、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会委員の解職を請求する権利を有する。

日本国民たる普通地方公共団体の住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の教育委員会の教育長又は委員の解職を請求する権利を有する。

第十三条の二 市町村は、別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない。

第三章 条例及び規則

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の拘禁刑、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第十五条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第十六条 普通地方公共団体の議長は、条例の制定又は改廃の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

普通地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合は、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない。

条例は、条例に特別の定めがあるものを除く外、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。

当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に關し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

前二項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は条例に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第四章 選挙

第十七条 普通地方公共団体の議会の議員及び長は、別に法律の定めるところにより、選挙人が投票によりこれを選挙する。

第十八条 日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

第十九条 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。

日本国民で年齢満三十年以上のものは、別に法律の定めるところにより、都道府県知事の被選挙権を有する。

日本国民で年齢満二十五年以上のものは、別に法律の定めるところにより、市町村長の被選挙権を有する。

第二十条乃至第七十三条 削除

第五章 直接請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に關するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を

を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者（以下この条において「代表者」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たつては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。

選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。

一 公職選挙法第二十七條第一項又は第二項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、同法第九條第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者（同法第十一條第一項若しくは第二百五十二條又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八條の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示をされている者を除く。）を除く。）

二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八條の規定により選挙人名簿から抹消された者

三 第一項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二條の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含む、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行われる区域内においては請求のための署名を求めることができる。

選挙権を有する者は、心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿

に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者（代表者及び代表者の委任を受けた当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合に、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

第七十四条の二 条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名した者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、その日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、その日から七日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

前項の署名簿の縦覧の期間及び場所については、市町村の選挙管理委員会は、予めこれを告示し、且つ、公衆の見易い方法によりこれを公表しなければならない。

署名簿の署名に關し異議があるときは、関係人は、第二項の規定による縦覧期間内に当該市町村の選挙管理委員会にこれを申し出ることができる。

市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から十四日以内にこれを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに第一項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、第二項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議につい

ての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を条例の制定又は改廃の請求者の代表者に返付しなければならない。

都道府県の条例の制定又は改廃の請求者の署名簿の署名に關し第五項の規定による決定に不服がある者は、その決定のあつた日から十日以内に都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

市町村の条例の制定又は改廃の請求者の署名簿の署名に關し第五項の規定による決定に不服がある者は、その決定のあつた日から十四日以内に地方裁判所に出訴することができる。その判決に不服がある者は、控訴することはできないが最高裁判所に上告することができる。

第七項の規定による審査の申立てに対する裁決に不服がある者は、その裁決書の交付を受けた日から十四日以内に高等裁判所に出訴することができる。

審査の申立てに対する裁決又は判決が確定したときは、当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所は、直ちに裁決書の写し又は電子判決書に記録されている事項を出力することにより作成した書面を関係市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合においては、送付を受けた当該市町村の選挙管理委員会は、直ちに条例の制定又は改廃の請求者の代表者にその旨を通知しなければならない。

署名簿の署名に關する争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は事件を受理した日から百日以内にこれをするように努めなければならない。

第八項及び第九項の訴えは、当該決定又は裁決をした選挙管理委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は高等裁判所の専属管轄とする。

第八項及び第九項の訴えについては、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第四十三条の規定にかかわらず、同法第十三条の規定を準用せず、また、同法第十六条から第十九条までの規定は、署名簿の署名の効力を争う数個の請求に關してのみ準用する。

第七十四条の三 条例の制定又は改廃の請求者の署名で左に掲げるものは、これを無効とする。

- 一 法令の定める成規の手續によらない署名
- 二 何人であるかを確認し難い署名

前条第四項の規定により詐偽又は強迫に基く旨の異議の申出があつた署名で市町村の選挙管

理委員会がその申出を正当であると決定したものは、これを無効とする。

市町村の選挙管理委員会は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

第一百条第二項、第三項、第七項及び第八項の規定は、前項の規定による関係人の出頭及び証言にこれを準用する。

第七十四条の四 条例の制定又は改廃の請求者の署名に關し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 署名権者又は署名運動者に対し、暴行若しくは威力を加え、又はこれをかどわかししたとき。

二 交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて署名の自由を妨害したとき。

三 署名権者若しくは署名運動者又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して署名権者又は署名運動者を威迫したとき。

条例の制定若しくは改廃の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の条例の制定若しくは改廃の請求に必要な関係書類を抑留、毀壞若しくは奪取した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

条例の制定又は改廃の請求者の署名に關し、選挙権を有する者の委任を受けず又は選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、氏名代筆者として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

条例の制定又は改廃の請求者の署名に關し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動

をしたときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人（独立行政法法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員若しくは職員

二 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員

条例の制定又は改廃の請求に關し、政令で定める請求書及び請求代表者証明書を付していない署名簿、政令で定める署名を求めるための請求代表者の委任状を付していない署名簿その他の法令の定める所定の手續によらない署名簿を用いて署名を求めた者又は政令で定める署名を求めることができる期間外の時期に署名を求めた者は、十万円以下の罰金に処する。

第七十五条 選挙権を有する者（道の方面公安委員会については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に對し、当該普通地方公共団体の事務の執行に關し、監査の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を公表しなければならない。

監査委員は、第一項の請求に係る事項につき監査し、監査の結果に關する報告を決定し、これを同項の代表者（第五項及び第六項において「代表者」という。）に送付し、かつ、公表するとともに、これを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

前項の規定による監査の結果に關する報告の決定は、監査委員の合議によるものとする。

監査委員は、第三項の規定による監査の結果に關する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意

見を代表者に送付し、かつ、公表するとともに、これらを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の五十分の一の数について、同条第六項の規定は代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から前条までの規定は第一項の規定による請求者の署名について、それぞれ準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内（道の方面公安委員会に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内）」と読み替えるものとする。

第二節 解散及び解職の請求

第七十六条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に對し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

第一項の請求があつたとき、委員会は、これを選挙人の投票に付さなければならない。

第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四まで

の規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。

第七十七條 解散の投票の結果が判明したときは、選挙管理委員会は、直ちにこれを前条第一項の代表者及び当該普通地方公共団体の議会の議長に通知し、かつ、これを公表するとともに、都道府県にあつては都道府県知事に、市町村にあつては市町村長に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

第七十八條 普通地方公共団体の議会は、第七十六條第三項の規定による解散の投票において過半数の同意があつたときは、解散するものとする。

第七十九條 第七十六條第一項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求は、その議会の議員の一般選挙のあつた日から一年間及び同条第三項の規定による解散の投票のあつた日から一年間は、これを行うことができない。

第八十條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一（その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができ。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一（その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができ。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一（その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができ。

前項の請求があつたときは、委員会、直ちに請求の要旨を関係区域内に公表しなければならない。

第一項の請求があつたときは、委員会は、これを当該選挙区の選挙人の投票に付さなければならぬ。

ならない。この場合において選挙区がないときは、すべての選挙人の投票に付さなければならない。

第七十四條第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四條の二から第七十四條の四までについて準用する。この場合において、第七十四條第六項第三号中「都道府県の区域内の」とあり、及び「市の」とあるのは、「選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と読み替えるものとする。

第八十一條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができ。

第七十四條第五項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は前項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四條の二から第七十四條の四までの規定は前項の規定による請求者の署名について、

第七十六條第二項及び第三項の規定は前項の請求について準用する。

第八十二條 第八十條第三項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、普通地方公共団体の選挙管理委員会は、直ちにこれを同条第一項の代表者並びに当該普通地方公共団体の議会の関係議員及び議長に通知し、かつ、これを公表するとともに、都道府県にあつては都道府県知事に、市町村にあつては市町村長に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

前条第二項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、委員会は、直ちにこれを同条第一項の代表者並びに当該普通地方公共団体の長及び議会の議長に通知し、かつ、これを公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

第八十三條 普通地方公共団体の議会の議員又は長は、第八十條第三項又は第八十一條第二項の規定による解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。

第八十四條 第八十條第一項又は第八十一條第一項の規定による普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十條第三項又は第八十一條第二項の規定による解職の投票の日から一年間は、これを行うことができない。ただし、公職選挙法第百零六條第六項の規定により当選人と定められ普通地方公共団体の議会の議員又は長となつた者に対する解職の請求は、その就職の日から一年以内においても、これを行うことができる。

第八十五條 政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第七十六條第三項の規定による解散の投票並びに第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解職の投票にこれを準用する。

前項の投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

第八十六條 選挙権を有する者（第二百五十二條の十九第一項に規定する指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の総合区長にあっては当該総合区の区域内において選挙権を有する者、指定都市の区又は総合区の選挙管理委員については当該区又は総合区の区域内において選挙権を有する者、道の方面公安委員会

委員については当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができ。

前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

第一項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、これを議会に付議し、その結果を同項の代表者及び関係者に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

第七十四條第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四條の二から第七十四條の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四條第六項第三号中「区域内」とあるのは「一区域内（道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内）」と、「市の区及び総合区」とあるのは「市の区及び総合区（総合区長に係る請求については当該総合区、区又は総合区の選挙管理委員に係る請求については当該区又は総合区に限る。）」と読み替えるものとする。

第八十七條 前条第一項に掲げる職に在る者は、同条第三項の場合において、当該普通地方公共

団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意があつたときは、その職を失う。

第百八十八条第五項の規定は、前条第三項の規定による議決についてこれを準用する。

第八十八條 第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長又は第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十六条第三項の規定による議会の議決の日から一年間は、これを行うことができない。

第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会委員の解職の請求は、その就職の日から六箇月間及び同条第三項の規定による議会の議決の日から六箇月間は、これを行うことができない。

第六章 議会

第一節 組織

第八十九條 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

第九十條 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

第六条の二第一項の規定による処分により、著しく人口の増加があつた都道府県においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増加することができ

る。第六條の二第一項の規定により都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県（以下本条において「設置関係都道府県」という。）は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めなければならない。

前項の規定により新たに設置される都道府県の議員の定数を定めたときは、設置関係都道府県は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

前項の規定により告示された新たに設置される都道府県の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該都道府県の条例により定められたものとみなす。

第四項の協議については、設置関係都道府県の議会の議決を経なければならない。

第九十一條 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができ

る。前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

第七条第一項又は第三項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一つのときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

第五項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

第九十二條 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。

第九十二條の二 普通地方公共団体の議員は、当該普通地方公共団体に對し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第四百四十二條の二十八第三項第十二項及び第二百五十二條の二十八第三項第十二項において同じ。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができ

ない。**第九十三條** 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、四年とする。

前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第二百五十八條及び第二百六十條の定めるところによる。

第九十四條 町村は、条例で、第八十九条第一項の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。

第九十五條 前条の規定による町村総会に關しては、町村の議会に關する規定を準用する。

第二節 権限

第九十六條 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に關すること。

五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七 不動産を信託すること。

八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第二百五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第二百五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）あつせん、調停及び仲裁に關すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に關すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に關する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に關することその他の事由により議会の議決

すべきものとするが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第九十七条 普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基く政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

第九十八条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第百九十九条第二項後段の規定を準用する。

第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

第一百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。

きる。この場合において、当該調査を行うために必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

民事訴訟に関する法令の規定中証人の尋問に関する規定（過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定を除く。）は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議事が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。この場合において、民事訴訟法第二百五条第二項中、「最高裁判所規則で」とあるのは、「議会在が」と、「最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用し、ファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する」とあるのは「電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供する」と同条第三項中「ファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された」とあるのは「提供された」と読み替えるものとする。

第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立てを受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疎明しなければならない。

議会在が前項の規定による疎明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。

第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の拘禁刑に処する。

前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができ、

議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。ただし、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

議会在が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。議会在は、第一項の規定による調査を行う場合において、あらかじめ、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

議会在は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

議会在は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。

議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。政府は、都道府県の議会に官報及び市町村の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に

関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。

都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。

議会在は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

第一百条の二 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

第三節 招集及び会期

第一百一条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。

第二項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。

第三項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあっては十日以内、町村にあっては六日以内に臨時会を招集しなければならない。

招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては七日、町村にあっては三日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

前項の規定による招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日には会議を開くことが災害そ

の他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができ、この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならない。

第二百二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。

前条第五項又は第六項の場合においては、前項の規定にかかわらず、議長が、同条第二項又は第三項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。

臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前三項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

第二百二条の二 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

前項の議会は、第四項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。

第一項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会が解散されたとき又は議員が全てなくなつたときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなつた日をもつて、会期は終了するものとする。

第三項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。

第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例会」という。）を定めなければならない。

普通地方公共団体の長は、第一項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例会以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、都道府県及び市にあつては七日以内、町村にあつては三日以内に会議を開かなければならない。

第一項の場合における第七十四条第三項、第二百二十一条第一項、第二百四十三条の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の三十九第四項の規定の適用については、第七十四条第三項中「二十日以内に議会を招集し」とあるのは「二十日以内」と、第二百二十一条第一項中「議会の審議」とあるのは「定例会に開かれる会議の審議又は議会の審議」と、第二百四十三条の三第二項及び第三項中「次の議会」とあるのは「次の定例会日に開かれる会議」と、第二百五十二条の三十九第四項中「二十日以内に議会を招集し」とあるのは「二十日以内」とする。

第四節 議長及び副議長

第二百三条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

第二百四条 普通地方公共団体の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

第二百五条 普通地方公共団体の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

第二百五条の二 普通地方公共団体の議会又は議長（第二百三十八条の二第一項及び第二項において「議会等」という。）の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

第二百六条 普通地方公共団体の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

第二百七条 第二百三条第一項及び前条第二項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

第二百八条 普通地方公共団体の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中において、議長の許可を得て辞職することができる。

第五節 委員会

第二百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

一 議会の運営に関する事項

二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三 議長の諮問に関する事項

特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

第二百五条の二の規定は、委員会について準用する。

委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

第二百十條及び第二百一十條 削除

第六節 会議

第二百十二條 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

前項の規定により議案を提出するに当たつては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成が必要ではない。

第一項の規定による議案の提出は、文書をもってこれをしなければならない。

第二百十三條 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければならない。会議を開くことができない。但し、第二百七条の規定による除外のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

第二百十四條 普通地方公共団体の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第二百六条第一項又は第二項の例による。

前項の規定により会議を開いたとき、又は議員中に異議があるときは、議長は、会議の議決によらない限り、その日の会議を閉じ又は中止することができる。

第二百五條 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

第二百十五條の二 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二百十五條の三 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たつては、議員の定数の十二分の一以上の者の発議によらなければならない。

第二百十六條 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

第二百十七條 普通地方公共団体の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件

又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができ。

第百十八條 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行ふ選挙については、公職選挙法第四十六條第一項及び第四項、第四十七條、第四十八條、第六十八條第一項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第九十五條の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。指名推選の方法を用いる場合には、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て当選人とする。

一の選挙を以て二人以上を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

第一項の規定による決定に不服がある者は、決定があつた日から二十一日以内に、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査を申し立て、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から二十一日以内に裁判所に出訴することができる。

第一項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

第百十九條 会期中に議決に至らなかつた事件は、後会に継続しない。

第百二十條 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

第百二十一條 普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

第百二條の二第一項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たつては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

第百二十二條 普通地方公共団体の長は、議会に、第二百一十一條第二項に規定する予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出しなければならない。

第百二十三條 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員がこれに署名しなければならない。

会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員が当該電磁的記録に総務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。

議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

第七節 請願

第百二十四條 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を出しなければならない。

第百二十五條 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認められるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

第八節 議員の辞職及び資格の決定

第百二十六條 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

第百二十七條 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき、又は第九十二條の二（第二百八十七條の二第七項において

準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第九十二條の二の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第十一條、第十一條の二若しくは第二百五十二條又は政治資金規正法第二十八條の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

前項の場合においては、議員は、第百十七條の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に関し弁明することはできるが決定に加わることができない。

第百十八條第五項及び第六項の規定は、第一項の場合について準用する。

第百二十八條 普通地方公共団体の議会の議員は、公職選挙法第二百一十一條若しくは第二百六十六條第一項の規定による異議の申出、同法第二百一十二條第二項若しくは第二百六十六條第二項の規定による審査の申立て、同法第二百一十三條第一項、第二百一十七條第一項、第二百一十條若しくは第二百一十一條の訴訟の提起に対する決定、裁決又は判決が確定するまでの間（同法第二百一十條第一項の規定による訴訟を提起することができるとき、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したとき、又は当該訴訟が取り下げられたときは、それぞれ同項に規定する出訴期間が経過するまで、当該裁判が確定するまで又は当該取下げが行われるまでの間）は、その職を失わない。

第九節 紀律

第百二十九條 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

第百三十條 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要

がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

前二項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

第百三十一條 議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。

第百三十二條 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第百三十三條 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

第十節 懲罰

第百三十四條 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

第百三十五條 懲罰は、左の通りとする。

一 公開の議場における戒告

二 公開の議場における陳謝

三 一定期間の出席停止

四 除名

懲罰の動議を議題とするに当つては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。

第一項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。

第百三十六條 普通地方公共団体の議会は、除名された議員で再び当選した議員を拒むことができる。

第百三十七條 普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員

第三百三十八条 都道府県の議会に事務局を置く。市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。ただし、町村においては、書記長を置かないことができる。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。

事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。

事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に關する事務に従事する。

事務局長、書記長、書記その他の職員に關する任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに關しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

第十二節 雑則

第三百三十八条之二 議会等に対して行われる通知のうちこの章（第百条第十五項を除く。）の規定において文書その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項において「文書等」という。）により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第七条第一項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に關するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

議会等が行う通知のうちこの章（第百二十三条第四項を除く。）の規定において文書等により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条

第一項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に關するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知のうち第九十九条の規定によるもの以外のものにあつては、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の総務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に關するこの章の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この法律その他の当該通知に關する法令の規定を適用する。

第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

第七章 執行機関

第一節 通則

第三百三十八条之二 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

第三百三十八条之三 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を發揮するようにしなければならない。

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

第三百三十八条之四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その

の権限に属する事務に關し、規則その他の規程を定めることができる。

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二節 普通地方公共団体の長

第一款 地位

第三百三十九条 都道府県に知事を置く。

市町村に市町村長を置く。

第三百四十条 普通地方公共団体の長の任期は、四年とする。

前項の任期の起算については、公職選挙法第二百五十九条及び第二百五十九条の二の定めるところによる。

第三百四十一条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができる。

普通地方公共団体の長は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができる。

第三百四十二条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に對し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第三百四十三条 普通地方公共団体の長が、被選挙権を有しなくなつたとき又は前条の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長が公職選挙法第十一条、普通地方公共団体の長が第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会がこれを決定しなければならない。

前項の規定による決定は、文書をもつてし、その理由をつけてこれを本人に交付しなければならない。

第一項の規定による決定については、審査請求は、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に対してするものとする。

前項の審査請求に關する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本

文の期間は、第一項の決定があつた日の翌日から起算して二十一日とする。

第三百四十四条 普通地方公共団体の長は、公職選挙法第二十一条第一項若しくは第二百六条第一項の規定による異議の申出、同法第二百二条第二項若しくは第二百六条第二項の規定による審査の申立て、同法第二百三条第一項、第二百七条第一項、第二百十條若しくは第二百一十一条の訴訟の提起に対する決定、裁決又は判決が確定するまでの間（同法第二百十條第一項の規定による訴訟を提起することができない場合において、当該訴訟が提起されなかつたとき、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したとき、又は当該訴訟が取り下げられたときは、それぞれ同項に規定する出訴期間が経過するまで、当該裁判が確定するまで又は当該取下げが行われるまでの間）は、その職を失わない。

第三百四十五条 普通地方公共団体の長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前、都道府県知事にあつては三十日、市町村長にあつては二十日までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならない。但し、議会の同意を得たときは、その期日前に退職することができる。

第二款 権限

第三百四十七条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

第三百四十八条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

第三百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

二 予算を調製し、及びこれを執行すること。

三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。

四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。

五 会計を監督すること。

六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。

七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。

八 証書及び公文書類を保管すること。
九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

第百五十条 都道府県知事及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

一 財務に関する事務その他総務省令で定める事務
二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの

市町村長（指定都市の市長を除く。第二号及び第四項において同じ。）は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。

一 前項第一号に掲げる事務
二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの
都道府県知事又は市町村長は、第一項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

都道府県知事、指定都市の市長及び第二項の方針を定めた市町村長（以下この条において「都道府県知事等」という。）は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。

都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。
都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。
前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

都道府県知事等は、第六項の規定により議会に提出した報告書を公表しなければならない。

前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制に關し必要な事項は、総務省令で定める。

第百五十一条 削除

第百五十二条 普通地方公共団体の長の事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は市町村長がその職務を代理する。この場合において副知事又は市町村長が二人以上あるときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定めがないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときは年齢により定めた順序で、その職務を代理する。

副知事若しくは市町村長にも事故があるとき若しくは副知事若しくは市町村長も欠けたとき又は副知事若しくは市町村長を置かない普通地方公共団体において当該普通地方公共団体の長の事故があるとき若しくは当該普通地方公共団体の長の欠けたときは、その補助機関である職員のうちから当該普通地方公共団体の長の指定する場合において、同項の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理する者がなく、普通地方公共団体の規則で定めた上席の職員がその職務を代理する。

第百五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

第百五十四条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

第百五十四条の二 普通地方公共団体の長は、その管理に属する行政庁の処分が法令、条例又は規則に違反すると認めるときは、その処分を取り消し、又は停止することができる。

第百五十五条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第百五十六条 普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除くほか、法律又は条例で定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

第四条第二項の規定は、第一項の行政機関の位置及び所管区域について準用する。
国の地方行政機関（駐在機関を含む。以下この項において同じ。）は、国会の承認を経なければ、設けてはならない。国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国において負担しなければならない。

前項前段の規定は、司法行政及び懲戒機関、地方出入国在留管理局の支局及び出張所並びに支局の出張所、警察機関、官民人材交流センターの支所、検疫機関、防衛省の機関、税関の出張所及び監視署、税関支署並びにその出張所及び監視署、税務署及びその支署、国税不服審判所の支所、地方航空局の事務所その他の航空現業官署、総合通信局の出張所、電波観測所、文教施設、国立の病院及び療養施設、気象官署、海上警備救難機関、航路標識及び水路官署、森林管理署並びに専ら国費をもつて行う工事の施行機関については、適用しない。

第百五十七条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

第百五十八条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

第百五十九条 普通地方公共団体の長の事務の引継ぎに関する規定は、政令でこれを定める。
前項の政令には、正当の理由がなくて事務の引継ぎを拒んだ者に対し、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第百六十条 一部事務組合の管理者（第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事會を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事會）又は広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事會を置く広域連合にあつては、理事會）に係る第二百五十條第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制については、これらの者を市町村長（第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市長を除く。）とみなして、第二百五十條第二項から第九項までの規定を準用する。

第三款 補助機関

第百六十一条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。
第百六十二条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第百六十三条 副知事及び副市町村長の任期は、四年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

第百六十四条 公職選挙法第十一条第一項又は第十一条の二の規定に該当する者は、副知事又は副市町村長となることができない。

副知事又は副市町村長は、公職選挙法第十一条第一項の規定に該当するに至ったときは、その職を失う。

第百六十五条 普通地方公共団体の長の職務を代理する副知事又は副市町村長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前二十日まで、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならない。ただし、議会の承認

を得たときは、その期日前に退職することができると。

前項に規定する場合を除くほか、副知事又は副市町村長は、その退職しようとする日前二十日までに、当該普通地方公共団体の長に申し出なければならぬ。ただし、当該普通地方公共団体の長の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

第百六十六條 副知事及び副市町村長は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

第百四十一條、**第百四十二條**及び**第百五十九條**の規定は、副知事及び副市町村長にこれを準用する。

普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町村長が前項において準用する**第百四十二條**の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。

第百六十七條 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員に委任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。

前項に定めるもののほか、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、**第百五十三條**第一項の規定により委任を受け、その事務を執行する。

前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第百六十八條 普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。

会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長が命ずる。

第百六十九條 普通地方公共団体の長、副知事若しくは副市町村長又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者は、会計管理者となることができない。

会計管理者は、前項に規定する關係が生じたときは、その職を失う。

第百七十條 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。

二 小切手を振り出すこと。

三 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管を行うこと。

四 物品（基金に属する財産を含む。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）を行うこと。

五 現金及び財産の記録管理を行うこと。

六 支出負担行為に関する確認を行うこと。

七 決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。

普通地方公共団体の長は、会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員にその事務を代理させることができる。

第百七十一條 会計管理者の事務を補助するため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。

出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納（小切手の振出しを含む。）若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

普通地方公共団体の長は、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができる。

この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

普通地方公共団体の長は、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。

第百七十二條 前十一條に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。

第一項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

第一項の職員に関する任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲

戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護その他身分取扱に關しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

第百七十三條 削除

第百七十四條 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

専門委員は、専門の学識経験を有する者のうちから、普通地方公共団体の長がこれを選任する。

専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に關し必要な事項を調査する。

専門委員は、非常勤とする。

第百七十五條 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。

前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の職員を指揮監督する。

第四款 議会との關係

第百七十六條 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。

前項の規定による議決のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならぬ。

普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては総務大臣、市町村長にあつては都道府県知事に對し、当該議決又は選挙があつた日から二十一日以内に、審査を申し立てることができる。

前項の規定による申立てがあつた場合において、総務大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができると。

前項の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は議長は、裁定のあつた日から六十日以内に、裁判所に出訴することができる。

前項の訴えのうち第四項の規定による議会の議決又は選挙の取消しを求めるものは、当該議会を被告として提起しなければならない。

第百七十七條 普通地方公共団体の議会において次に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

一 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費
二 非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は感染症予防のために必要な経費

前項第一号の場合において、議会の議決がなお同様に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。

第一項第二号の場合において、議会の議決がなお同様に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。

第百七十八條 普通地方公共団体の議会において、当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をしたときは、直ちに議長からその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、普通地方公共団体の長は、その通知を受けた日から十日以内に議会を解散することができる。

議会において当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から当該普通地方公共団体の長に對しその旨の通知があつたときは、普通地方公共団体の長は、同項の期間が経過した日又は議長から通知があつた日においてその職を失う。

前二項の規定による不信任の議決については、議員数の三分の二以上の者が出席し、第一項の場合においてはその四分の三以上の者の、前項の場合においてはその過半数の者の同意がなければならない。

第七十九條 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第二百五十二条の二十の二第四項の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

第八十條 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

第五款 他の執行機関との関係

第八十條の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職

員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

第八十條の三 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、その補助機関である職員を、当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員と兼ねさせ、若しくは当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に充て、又は当該執行機関の事務に従事させることができる。

第八十條の四 普通地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関（以下本条中「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱について、委員会又は委員に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

普通地方公共団体の委員会又は委員は、事務局等の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱の権限に属する事項の中政令で定めるものについて、当該委員会又は委員の規則その他の規程を定め、又は変更しようとする場合においては、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

第三節 委員会及び委員

第一款 通則

第八十條の五 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならぬ委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
 - 四 監査委員
- 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。
- 一 公安委員会
 - 二 労働委員会
 - 三 収用委員会

四 海区漁業調整委員会

五 内水面漁場管理委員会

第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

一 農業委員会

二 固定資産評価審査委員会

前三項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たつては、当該普通地方公共団体の長が第五十八条第一項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定めがあるものを除く外、非常勤とする。

普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、当該普通地方公共団体に對しその職務に關し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

第四百四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八十條の六 普通地方公共団体の委員会又は委員は、左に掲げる権限を有しない。但し、法律に特別の定めがあるものは、この限りでない。

- 一 普通地方公共団体の予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 二 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金若しくは加入金を徴収し、又は過料を科すること。
- 四 普通地方公共団体の決算を議会の認定に付すること。

第八十條の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該

普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

第二款 教育委員会

第八十條の八 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、學術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

第三款 公安委員会

第八十條の九 公安委員会は、別に法律の定めるところにより、都道府県警察を管理する。都道府県警察に、別に法律の定めるところにより、地方警察官、地方警察官以外の警察官その他の職員を置く。

第四款 選挙管理委員会

第八十一條 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

選挙管理委員会は、四人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第八十二條 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に關し公正な意見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。

法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。

第一項又は第二項の規定による選挙において、同一の政党その他の政治団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第三項の規定により委員の補欠を行えば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合等に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員会の委員長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

第百八十三条 選挙管理委員の任期は、四年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

補充員の任期は、委員の任期による。委員及び補充員は、その選挙に関し第百八条第五項の規定による裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第百八十四条 選挙管理委員は、選挙権を有しなかつたとき、第百八十条の五第六項の規定に該当するときは第百八十二条第四項に規定する者に該当するときは、その職を失う。その選挙権の有無又は第百八十条の五第六項の規定に該当するかどうかは、選挙管理委員が公職選挙法第十一条若しくは同法第二百二十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため選挙権を有しない場合を除くほか、選挙管理委員がこれを決定する。

第百四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第百八十四条之二 普通地方公共団体の議会は、選挙管理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は選挙管理委員に職務上の義務違反その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときは、議決によりこれを罷免することができる。この場合において公聴会を開かなければならない。

委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

第百八十五条 選挙管理委員会の委員長が退職しようとするときは、当該選挙管理委員会の承認を得なければならない。委員が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。

第百八十五条之二 選挙管理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第百八十六条 選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。

第百八十七条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

第百八十八条 選挙管理委員会は、委員長がこれを招集する。委員から委員会の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。

第百八十九条 選挙管理委員会は、三人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人以上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、委員会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができ。

前項の規定により委員の数が減少して第一項の数に達しないときは、委員長は、補充員でその事件に係るものがないものを以て第百八十二条第三項の順序により、臨時にこれに充てなければならない。委員の事故に因り委員の数が第一項の数に達しないときも、また、同様とする。

第百九十条 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数を以てこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第百九十一条 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。

書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。

書記長は委員長の命を受け、書記その他の職員又は第百八十条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事する。

第百九十二条 選挙管理委員会の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が当該普通地方公共団体を代表する。

第百九十三条 第百四十一条第一項及び第百六十六条第一項の規定は選挙管理委員について、第百五十三条第一項、第百五十四条及び第百五十九条の規定は選挙管理委員会の委員長について、第百七十二条第二項及び第四項の規定は選挙管理委員会の書記長、書記その他の職員について、それぞれ準用する。

第百九十四条 この法律及びこれに基づく政令に規定するものを除く外、選挙管理委員会に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

第五款 監査委員

第百九十五条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては四人とし、その他の市及び町村にあつては二人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

第百九十六条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が二人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から一を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。

都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とする。

うち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

第百九十七条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第百九十七条之二 普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

第百九十八条 監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

第百九十八条之二 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。

監査委員は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

第百九十八条之三 監査委員は、その職務を遂行するに当たつては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準（法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下この項において「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。次条において同じ。）に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を行ななければならない。

監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第百九十八条之四 監査基準は、監査委員が定めるものとする。

前項の規定による監査基準の策定は、監査委員の合議によるものとする。

監査委員は、監査基準を定めたときは、直ちに、これを普通地方公共団体の議会、長、教育

委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。

前二項の規定は、監査基準の変更について準用する。

総務大臣は、普通地方公共団体に對し、監査基準の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

第九十九条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができ、この場合において、当該監査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

監査委員は、第一項又は前項の規定による監査をするに当たつては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第二十四条及び第十五項の規定の趣旨にのつとてなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第一項の規定による監査をしなければならない。

監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第一項の規定による監査をすることができる。

監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に關し監査の要求があつたときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査するこ

とができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に對し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

監査委員は、第九十八条第二項の請求若しくは第六項の要求に係る事項についての監査又は第一項、第二項若しくは第七項の規定による監査について、監査の結果に關する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに關係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第七十五条第三項又は前項の規定による監査の結果に關する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。

監査委員は、第七十五条第三項の規定又は第九項の規定による監査の結果に關する報告のうち、普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を公表しなければならない。

第九項の規定による監査の結果に關する報告の決定、第十項の規定による意見の決定又は前項の規定による勧告の決定は、監査委員の合議によるものとする。

監査委員は、第九項の規定による監査の結果に關する報告の決定について、各監査委員の意

見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を普通地方公共団体の議会及び長並びに關係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

監査委員から第七十五条第三項の規定又は第九項の規定による監査の結果に關する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に關する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置（次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。）を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

監査委員から第十一項の規定による勧告を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該勧告に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

第九十九条の二 監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事件については、監査することができない。

第九十九条の三 監査委員は、識見を有する者のうちから選任される監査委員の一人（監査委員の定数が二人の場合において、そのうち一人が議員のうちから選任される監査委員であるときは、識見を有する者のうちから選任される監査委員）を代表監査委員としなければならない。

代表監査委員は、監査委員に關する庶務及び次項又は第二百四十二条の三第五項に規定する訴訟に關する事務を処理する。

代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が三人以上の場合には代表監査委員の指定する監査委員が、二人の場合には他の監査委員がその職務を代理する。

第二百条 都道府県の監査委員に事務局を置く。市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。

事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員がこれを任免する。

事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。

事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は第八十条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に關する事務に従事する。

第二百条の二 監査委員に常設又は臨時の監査専門委員を置くことができる。

監査専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、代表監査委員が、代表監査委員以外の監査委員の意見を聴いて、これを選任する。監査専門委員は、監査委員の委託を受け、その権限に属する事務に關し必要な事項を調査する。

監査専門委員は、非常勤とする。

第二百一条 第四百一十一条第一項、第五百四十六条第一項の規定は監査委員に、第五百三十三条第一項の規定は代表監査委員に、第五百七十二条第四項の規定は監査委員の事務局長、書記その他の職員にこれを準用する。

第二百二条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、監査委員に關し必要な事項は、条例でこれを定める。

第六款 人事委員会、公平委員会、労働委員会、農業委員会その他の委員会

第二百二条の二 人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に關する調査、研

究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

労働委員会は、別に法律の定めるところにより、労働組合の資格の立証を受け及び証明を行い、並びに不当労働行為に關し調査し、審問し、命令を發し及び和解を勧め、労働争議のあつせん、調停及び仲裁を行い、その他労働関係に関する事務を執行する。

農業委員会は、別に法律の定めるところにより、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。

収用委員会は別に法律の定めるところにより土地の収用に關する裁決その他の事務を行い、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会は別に法律の定めるところにより漁業調整のため必要な指示その他の事務を行い、固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う。

第七款 附属機関

第二百二条の三 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

第四節 地域自治区

（地域自治区の設置）

第二百二条の四 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充て

4 第四条第二項の規定は第二項の地域自治区の事務所的位置及び所管区域について、第七十五條第二項の規定は前項の事務所の長について準用する。

（地域協議会の設置及び構成員）

第二百二条の五

地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たつては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。

5 第二百三条の二第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととする。ことができる。

（地域協議会の会長及び副会長）

第二百二条の六

地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（地域協議会の権限）

第二百二条の七

地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

三 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係る

ものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

（地域協議会の組織及び運営）

第二百二条の八

この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、条例で定める。

（政令への委任）

第二百二条の九

この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に關し必要な事項は、政令で定める。

第八章 給与その他の給付

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四條 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む）、へき地手当（これに準ずる手当を含む）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む）、又は退職手当を支給することができる。

給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四條の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の者及び前条第一項の者に支給することができない。

第二百五條 第二百四條第一項の者は、退職年金又は退職一時金を受けることができる。

第二百六條 普通地方公共団体の長以外の機関がした第二百三条から第二百四條まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分についての審査請求は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

普通地方公共団体の長は、第二百三条から第二百四條まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却

下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

第二百七条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、第七十四条の三第三項及び第百条第一項後段（第二百八十七條の二第七項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した選挙人その他の関係人、第百十五條の二第二項（第百九條第五項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、第百九十九條第八項の規定により出頭した関係人、第百五十一條の二第九項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに第百十五條の二第一項（第百九條第五項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならない。

第九章 財務

第一節 会計年度及び会計の区分

（会計年度及びその独立の原則）

第二百八条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

（会計の区分）

第二百九条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

第二節 予算

（総計予算主義の原則）

第二百十條 一般会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

（予算の調製及び議決）

第二百十一條 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、

都道府県及び第二百五十二條の十九第一項に規定する指定都市にあつては三十日、その他の市及び町村にあつては二十日までに当該予算を議会に提出するようにしなければならない。
2 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。

（継続費）

第二百十二條 普通地方公共団体の経費をもつて支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたつて支出することができる。
2 前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

（繰越明許費）

第二百十三條 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。
2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

（債務負担行為）
第二百十四條 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

（予算の内容）
第二百十五條 予算は、次の各号に掲げる事項に関する定めから成るものとする。
一 歳入歳出予算
二 継続費
三 繰越明許費
四 債務負担行為
五 地方債
六 一時借入金
七 歳出予算の各項の経費の金額の流用

（歳入歳出予算の区分）
第二百十六條 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

（予備費）
第二百十七條 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上し

なければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。
2 予備費は、議会の否決した費途に充てることのできない。

（補正予算、暫定予算等）

第二百十八條 普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。

2 普通地方公共団体の長は、必要に応じて、一般会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

4 普通地方公共団体の長は、特別会計のうちその事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので条例で定めるものについて、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費（政令で定める経費を除く。）に使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

（予算の送付及び公表）

第二百十九條 普通地方公共団体の議会の議長は、予算を定める議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちに、その要領を住民に公表しなければならない。

（予算の執行及び事故繰越し）

第二百二十條 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手続を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。

2 歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができる。ただし、歳出予算の各項の経費の金額

は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができる。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

（予算の執行に関する長の調査権等）

第二百二十一條 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を实地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金（元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの）及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者（これを準用する）
（予算を伴う条例、規則等についての制限）

第二百二十二條 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。

2 普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるもので

あるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。

第三節 収入

(地方税)

第二百二十三條 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

(分担金)

第二百二十四條 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

(使用料)

第二百二十五條 普通地方公共団体は、第二百三十八條の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(旧慣使用の使用料及び加入金)

第二百二十六條 市町村は、第二百三十八條の六の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第二項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

(手数料)

第二百二十七條 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八條 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に 関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者につ

ては、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。

(分担金等の徴収に関する処分についての審査請求)

第二百二十九條 普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないと同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

5 第二項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、同項の処分については、裁判所に訴えることができる。

(地方債)

第二百三十條 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。

2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。

(歳入の収入の方法)

第二百三十一條 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

(証紙による収入の方法等)

第二百三十一條の二 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることとができる。

2 証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもつて歳入とする。

3 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入は、第二百三十五條の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、口座振替の方法により、又は証券をもつて納付することができる。

4 前項の規定により納付された証券を支払の提示期間内又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があつたときは、当該歳入は、はじめから納付がなかつたものとみなす。この場合における当該証券の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

5 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入については、第二百三十五條の規定により金融機関を指定してない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者から証券の提供を受け、その証券の取立て及びその取り立てた金銭による納付の委託を受けることができる。

(指定納付受託者に対する納付の委託)

第二百三十一條の二の二 普通地方公共団体の歳入(第二百三十五條の四第三項に規定する歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。)を納付しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定納付受託者(次条第一項に規定する指定納付受託者をいう。第二号において同じ。)に納付を委託することができる。

一 歳入等の納付の通知に係る書面で総務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。

二 電子情報処理組織を使用して行う指定納付受託者に対する通知で総務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。

第二百三十一條の二の三 歳入等の納付に関する事務(以下「納付事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するもの(以下「指定納付受託者」という。)は、総務省令で定めるところにより、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地、指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。

4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

(納付事務の委託)

第二百三十一條の二の四 第二百三十一條の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けた指定納付受託者は、当該委託を受けた納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託することができる。

(指定納付受託者の納付)

第二百三十一條の二の五 指定納付受託者は、第二百三十一條の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、普通地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。

2 指定納付受託者は、第二百三十一條の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

3 第一項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

(指定納付受託者の帳簿保存等の義務)

第二百三十一條の二の六 指定納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前三條、この条及び第二百三十一條の四の規定を施行するため必要と認めるときは、その必要限度で、総務省令で定めるところにより、指定納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前三條、この条及び第二百三十一條の四の規定を施行するため必要と認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされ

ている場合における当該電磁的記録を含む。第二百四十三条の二の二第三項において同じ。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定納付受託者の指定の取消し)

第二百三十一条の二の七 普通地方公共団体の長は、指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第二百三十一条の二の三第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。

二 第二百三十一条の二の五第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（以下この項及び次条第一項において「分担金等」という。）につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により

指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

6 第三項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例によりした処分についての審査請求については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条の四の規定を準用する。

7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問しなかつた上、当該審査請求に対する裁決をしなければならぬ。

8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

9 普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

10 第七項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

11 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

12 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができ

(指定納付受託者からの歳入等の徴収等)

第二百三十一条の四 指定納付受託者が第二百三十一条の二の五第一項の歳入等（分担金等であるものに限る。以下この項において同じ。）を同条第一項の指定する日までに納付しない場合における当該歳入等の徴収については、地方税法第十三条の四の規定を準用する。この場合における当該歳入等に係る徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

2 普通地方公共団体の長以外の機関がした前項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定により普通地方公共団体の長がした処分についての審査請求については、同法第十九条の四の規定を準用する。

4 普通地方公共団体の長は、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、第四項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第四項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

8 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

9 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができ

(経費の支弁等)

第二百三十二条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。

2 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

第四節 支出

2 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

(寄附又は補助)

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(支出負担行為)

第二百三十二条の三 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

(支出の方法)

第二百三十二条の四 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

第二百三十二条の五 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。

(小切手の振出し及び公金振替書の交付)

第二百三十二条の六 第二百三十五条の規定による金融機関を指定している普通地方公共団体における支出は、政令の定めるところにより、現金の交付に代え、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は公金振替書を当該金融機関に交付してこれをするものとする。ただし、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、会計管理者は、自ら現金で小口の支払をし、又は当該金融機関をして現金で支払をさせることができる。

2 前項の金融機関は、会計管理者の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日付から十日以上を経過しているものであつても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。

第五節 決算

(決算)

第二百三十三条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定

める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

7 普通地方公共団体の長は、第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(歳計剰余金の処分)

第二百三十三条の二 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。

第六節 契約

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところによ

り、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が変更されているかどうかを確認することができるとこれらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければならない。

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするために必要な監督又は検査をしなければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

(長期継続契約)

第二百三十四条の三 普通地方公共団体は、第二百三十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

第七節 現金及び有価証券

(金融機関の指定)

第二百三十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

(現金出納の検査及び公金の収納等の監査)

第二百三十五条の二 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。

2 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

3 監査委員は、第一項の規定による検査の結果に関する報告又は前項の規定による監査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。

(一時借入金)

第二百三十五条の三 普通地方公共団体の長は、歳出予算内の支出をするため、一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、予算でこれを定めなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、その会計年度の歳入をもつて償還しなければならない。

(現金及び有価証券の保管)

第二百三十五条の四 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券

は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金（以下「歳入歳出外現金」という。）には、利子を付さない。

(出納の閉鎖)

第二百三十五条の五 普通地方公共団体の出納は、翌年度の五月三十一日をもつて閉鎖する。

第八節 時効

(金銭債権の消滅時効)

第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができるときから五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利については、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。

第九節 財産

(財産の管理及び処分)

第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で議会の議決によるとき又は同条第三項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。

第一款 公有財産

（公有財産の範囲及び分類）

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含む、短期社債等を除く）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権

2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債
- 二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百九十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
- 三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

四 保険業法（平成七年法律第一百五号）第六十条の十第一項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定し

た財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（公有財産に関する長の総合調整権）

第二百三十八条の二 普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対し、公有財産の取得又は管理について、報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、公有財産を取得し、又は行政財産の用途を変更し、若しくは第二百三十八条の四第二項若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権若しくは地役権の設定若しくは同条第七項の規定による行政財産の使用の許可で当該普通地方公共団体の長が指定するものをしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

3 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない。

（職員の行為の制限）

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行

政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することと資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合と政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする

者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。

6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 前項の規定による許可を受けて行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。

9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

（普通財産の管理及び処分）

第二百三十八条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

2 普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）は、当該普通地方公共団体を受益者として政令で定める信託の目的により、これを信託することができる。

3 普通財産のうち国債その他の政令で定める有価証券（以下この項において「国債等」という。）は、当該普通地方公共団体を受益者として、指定金融機関その他の確実な金融機関に国債等をその価額に相当する担保の提供を受けて貸し付ける方法により当該国債等を運用することを信託の目的とする場合に限り、信託することができる。

4 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

5 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによつて生じた損失につきその補償を求めることができる。

6 普通地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供しななければならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

7 第四項及び第五項の規定は貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合に、前項の規定は普通財産を売り払い、又は譲与する場合に準用する。

8 第四項から第六項までの規定は、普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）を信託する場合に準用する。

9 第七項に定めるもののほか普通財産の売払いに関し必要な事項及び普通財産の交換に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（旧慣による公有財産の使用）

第二百三十八条の六 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

2 前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

（行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求）

第二百三十八条の七 第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の長以外の機関がした行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないて同項の審査請求を却下したと

きは、その旨を議会に報告しなければならない。

第二款 物品

第二百三十九条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるものの以外のも及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）

二 公有財産に属するもの

三 基金に属するもの

2 物品に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る物品（政令で定める物品を除く。）を普通地方公共団体から譲り受けることができ

ない。

3 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

4 前二項に定めるもののほか、物品の管理及び処分に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

5 普通地方公共団体の所有に属しない動産で普通地方公共団体が保管するもの（使用のために保管するものを除く。）のうち政令で定めるもの（以下「占有動産」という。）の管理に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三款 債権

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができ

る。

4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

一 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権

二 過料に係る債権

三 証券に化体されている債権（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振

替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）

四 電子記録債権法（平成十九年法律第百二

号）第二条第一項に規定する電子記録債権

五 預金に係る債権

六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権

七 寄附金に係る債権

八 基金に属する債権

第四款 基金

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しな

ばならない。

3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでな

ければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

第十節 住民による監査請求及び訴訟

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員につ

て、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

4 第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手續が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5 第一項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面にし、当該請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内

容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内に行わなければならない。

7 監査委員は、第五項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員が陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる。

9 第五項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

10 普通地方公共団体の議会は、第一項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

11 第四項の規定による勧告、第五項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

(住民訴訟)

第二百四十二条の二 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第五項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第五項の規定による監査若しくは勧告を同条第六項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができ。

一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求

二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求

三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求

2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。

一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から三十日以内

二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合 当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内

三 監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行わない場合 当該六十日を経過した日から三十日以内

四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合 当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

3 前項の期間は、不変期間とする。

4 第一項の規定による訴訟が係属しているときは、当該普通地方公共団体の他の住民は、別訴をもつて同一の請求をすることができない。

5 第一項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

6 第一項第一号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができない。

7 第一項第四号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体

の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。

8 前項の訴訟告知があつたときは、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月を経過するまでの間は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効は、完成しない。

9 民法第五百三十三条第二項の規定は、前項の規定による時効の完成猶予について準用する。

10 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に規定する仮処分をすることができない。

11 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。

12 第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法律事務所共同法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができ（訴訟の提起）

第二百四十二条の三 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならない。

2 前項に規定する場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該請求に係る損害賠償金又は不当利得による返還金が支払われな

いときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

3 前項の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

4 前条第一項第四号本文の規定による訴訟の裁判が同条第七項の訴訟告知を受けた者に対してその効力を有するときは、当該訴訟の裁判は、当該普通地方公共団体と当該訴訟告知を受けた者との間においてもその効力を有する。

5 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、普通地方公共団体の執行機関又は職員に

損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合において、当該普通地方公共団体の長に対し当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起するときは、当該訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

第十一節 雑則

(私人の公金取扱いの制限)

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づく政令に特別の定めがある場合又は次条第一項の規定により委託する場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。

(指定公金事務取扱者)

第二百四十三条の二 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができるとして政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するもの、この条から第二百四十三条の二の六までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

3 指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。

4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

5 指定公金事務取扱者は、第一項の規定により委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができるとして政令で定める者に委託をすることができ

る。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

6 前項の規定により公金事務の一部の委託を受けた者は、当該委託をした指定公金事務取扱者

の許諾を得た場合であつて、かつ、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に対してするとき限り、その一部の再委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該再委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

7 前項の規定により公金事務の一部の再委託を受けた者は、当該公金事務の一部の委託を受けた者とみなして、同項の規定を適用する。

8 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならぬ。

9 会計管理者は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

10 監査委員は、第八項の規定による検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。

(指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務)
第二百四十三条の二の二 指定公金事務取扱者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、総務省令で定めるところにより、指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定公金事務取扱者の指定の取消し)
第二百四十三条の三 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれか

に該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百四十三条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第二百四十三条の二第二項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。

二 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 前条第二項又は第二百四十三条の二の六第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(公金の徴収の委託)

第二百四十三条の二の四 普通地方公共団体の長は、第二百四十三条の二第二項の規定によりその徴収に関する事務を委託することができる歳入は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。

2 指定公金事務取扱者（歳入の徴収に関する事務の委託を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、現金の納付その他総務省令で定める方法により納入義務者から歳入の納付を受けるものとする。

3 前項の場合において、普通地方公共団体の歳入の納入義務は、納入義務者が指定公金事務取扱者に当該歳入を納付したときに履行されたものとする。

4 指定公金事務取扱者は、政令の定めるところにより、その徴収した歳入を普通地方公共団体に払い込まなければならない。

(公金の収納の委託)

第二百四十三条の二の五 普通地方公共団体の長は、第二百四十三条の二第二項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次の各号のいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるものとする。

一 指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの

二 その性質上その収納に関する事務を委託することが適當でないものとして総務省令で定めるものの以外のもの

2 指定公金事務取扱者（歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）は、第二百三十一条の規定による納入の通知（その性質上納入の通知を必要としない歳入等にあつては、普通地方公共団体の長が定める方法）に基づかなければ、歳入等の収納をすることができない。

3 前条第二項から第四項までの規定は、指定公金事務取扱者が歳入等の収納をする場合について準用する。

(公金の支出の委託)

第二百四十三条の二の六 普通地方公共団体の長は、第二百四十三条の二第二項の規定によりその支出に関する事務を委託することができる歳出は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者（歳出の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）に対し、当該支出に必要な資金を交付するものとする。

3 指定公金事務取扱者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならない。

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責)

第二百四十三条の二の七 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体の長等に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(職員の賠償責任)

第二百四十三条の二の八 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有財産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する財産を含む。）若しくは占有財産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員が普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

一 支出負担行為

二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認

三 支出又は支払

四 第二百三十四条の二第二項の監督又は検査

2 前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為により生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたとき、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

4 第二百四十二条の二第二項第四号ただし書の規定による訴訟については、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合には、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。この場合においては、前項の規定による監査委員の監査及び決定を求めることを要しない。

5 前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われない

ときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

6 前項の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

7 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従いなされた賠償の命令について取消訴訟が提起されているときは、裁判所は、当該取消訴訟の判決が確定するまで、当該賠償の命令に係る損害賠償の請求を目的とする訴訟の訴訟手続を中止しなければならない。

8 第三項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。

9 第三項の規定による決定又は前項後段の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

10 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第三項の規定による処分がなされた場合には、当該処分については、審査請求をすることができない。

11 普通地方公共団体の長は、第三項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

12 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

13 普通地方公共団体の長は、第十一項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

14 第一項の規定により損害を賠償しなければならない場合には、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、適用しない。

(財政状況の公表等)

第二百四十三条の三 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入

歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の法人について、毎事業年度 政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

(普通地方公共団体の財政の運営に関する事項等)

第二百四十三条の四 普通地方公共団体の財政の運営、普通地方公共団体の財政と国の財政との関係等に関する基本原則については、この法律に定めるもののほか、別に法律でこれを定める。

(政令への委任)

第二百四十三条の五 歳入及び歳出の会計年度所属区分、予算及び決算の調製の様式、過年度収入及び過年度支出並びに翌年度歳入の繰上充用その他財務に関し必要な事項は、この法律に定めるもののほか、政令でこれを定める。

第十章 公の施設

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期か

つ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要と認められる場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団

体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

第十一章 情報システム

(情報システムの利用に係る基本原則)

第二百四十四条の五 普通地方公共団体は、その事務を処理するに当たつて、事務の種類及び内容に応じ、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、情報システムを有効に利用するとともに、他の普通地方公共団体又は国と協力して当該事務の処理に係る情報システムの利用の最適化を図るよう努めなければならない。

2 普通地方公共団体は、その事務の処理に係る情報システムの利用に当たつて、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。次条第一項において同じ。）の確保、個人情報保護その他の当該情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない。

（サイバーセキュリティを確保するための方針等）

第二百四十四条の六 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれその管理する情報システムの利用に当たつてのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならない。

2 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 総務大臣は、普通地方公共団体に對し、第一項の方針（政令で定める執行機関が定めるものを除く。）の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

4 総務大臣は、前項の指針を定め、又は変更しようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

第十二章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

第節 普通地方公共団体に對する国又は都道府県の関与等

第一款 普通地方公共団体に對する国又は都道府県の関与等

（関与の意義）

第二百四十五条 この章並びに第二百五十二条の二十六の三第一項及び第二項において「普通地方公共団体に對する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に關し、国の行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府、宮内庁、同法第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。以下この章において同じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名宛人となるもの）に限り、国又は都道府県の普通地方公共団体に對する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）をいう。

一 普通地方公共団体に對する次に掲げる行為

イ 助言又は勧告

ロ 資料の提出の要求

ハ 是正の要求（普通地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているときに当該普通地方公共団体に對して行われる当該違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことの求めであつて、当該求めを受けた普通地方公共団体がその違反の是正又は改善のため必要な措置を講じなければならないものをいう。）

ニ 同意

ホ 許可、認可又は承認

ト 指示

代執行（普通地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は当該普通地方公共団体がその事務の処理を怠つているときに、その是正のための措置を当該普通地方公共団体に代わつて行うことをいう。）

二 普通地方公共団体との協議

三 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に對して具体的かつ個別の關する行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求その他の不服申立てに對する裁決、決定その他の行為を除く。）

（関与の法定主義）

第二百四十五条の二 普通地方公共団体は、その事務の処理に關し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に對する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

（関与の基本原則）

第二百四十五条の三 国は、普通地方公共団体が、その事務の処理に關し、普通地方公共団体に對する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。

2 国は、できる限り、普通地方公共団体が、自治事務の処理に關しては普通地方公共団体に對する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号ト及び第三号に規定する行為を、法定

受託事務の処理に關しては普通地方公共団体に對する国又は都道府県の関与のうち同号に規定する行為を受け、又は要することとするものではないようにしなければならない。

3 国は、国又は都道府県の計画と普通地方公共団体の計画との調和を保つ必要がある場合等国又は都道府県の施策と普通地方公共団体の施策との間の調整が必要な場合を除き、普通地方公共団体の事務の処理に關し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に對する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第二号に規定する行為を要することとするものではないようにしなければならない。

4 国は、法令に基づき国がその内容について財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされている計画を普通地方公共団体が作成する場合等国又は都道府県の施策と普通地方公共団体の施策との整合性を確保しなければならないこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合を除き、自治事務の処理に關し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に對する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号ニに規定する行為を要することとするものではないようにしなければならない。

5 国は、普通地方公共団体が特別の法律により法人を設立する場合等自治事務の処理について国の行政機関又は都道府県の機関の許可、認可又は承認を要することとすること以外の方法によつてその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、自治事務の処理に關し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に對する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号ニに規定する行為を要することとするものではないようにしなければならない。

6 国は、国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務の確な処理を確保する必要がある場合等特に必要と認められる場合を除き、自治事務の処理に關し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に對する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号へに規定する行為に従わなければならないこととすることのないようにしなければならない。

（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）

第二百四十五条の四 各大臣（内閣府設置法第四条第三項若しくはデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣

総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下この章から第十四章まで及び第十六章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に關し、普通地方公共団体に對し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に關する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2 各大臣は、その担任する事務に關し、都道府県知事その他の都道府県の執行機関に對し、前項の規定による市町村に對する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに關し、必要な指示をすることができ。

3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に對し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

（是正の要求）

第二百四十五条の五 各大臣は、その担任する事務に關し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているとき、又は、当該各号に定める都道府県の執行機関に對し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを当該市町村に求めるよう指示をすることができ。

2 各大臣は、その担任する事務に關し、市町村の次の各号に掲げる事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該各号に定める都道府県の執行機関に對し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを当該市町村に求めるよう指示をすることができ。

- 一 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の担任する事務（第一号法定受託事務を除く。次号及び第三号において同じ。） 都道府県知事
- 二 市町村教育委員会の担任する事務 都道府県教育委員会
- 三 市町村選挙管理委員会の担任する事務 都道府県選挙管理委員会

3 前項の指示を受けた都道府県の執行機関は、当該市町村に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めなければならない。

4 各大臣は、第二項の規定によるほか、その担任する事務に関し、市町村の事務（第一号法定受託事務を除く。）の処理が法令の規定に違反していると認める場合、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているとき、明らかに公益を害しているときその他特に必要があるとき、又は自ら当該市町村に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

（是正の勧告）

5 普通地方公共団体は、第一項、第三項又は前項の規定による求めを受けたときは、当該事務の処理について違反の是正又は改善のための必要な措置を講じなければならない。

第二百四十五条の六

次の各号に掲げる都道府県の執行機関は、市町村の当該各号に定める自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているとき、又は自ら当該市町村に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 都道府県知事 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の担任する自治事務

二 都道府県教育委員会 市町村教育委員会の担任する自治事務

三 都道府県選挙管理委員会 市町村選挙管理委員会の担任する自治事務

（是正の指示）

第二百四十五条の七 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているとき、又は自ら当該市町村に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

2 次の各号に掲げる都道府県の執行機関は、市町村の当該各号に定める法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害し

ていると認めるときは、当該市町村に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

一 都道府県知事 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の担任する法定受託事務

二 都道府県教育委員会 市町村教育委員会の担任する法定受託事務

三 都道府県選挙管理委員会 市町村選挙管理委員会の担任する法定受託事務

3 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、前項各号に掲げる都道府県の執行機関に対し、同項の規定による市町村に対する指示に関し、必要な指示をすることができる。

4 各大臣は、前項の規定によるほか、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているとき、又は自ら当該市町村に対し、当該第一号法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

（代執行等）

第二百四十五条の八 各大臣は、その所管する法律若しくはこれに基づく政令に係る都道府県知事の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは当該各大臣の処分違反するものがある場合又は当該法定受託事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、本項から第八項までに規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することとが明らかであるときは、文書により、当該都道府県知事に對し、その旨を指摘し、期限を定めて、当該違反を是正し、又は当該怠る法定受託事務の管理若しくは執行を改めるべきことを勧告することができる。

2 各大臣は、都道府県知事が前項の期限までに同項の規定による勧告に係る事項を行わないときは、文書により、当該都道府県知事に對し、期限を定めて当該事項を行うべきことを指示することができる。

3 各大臣は、都道府県知事が前項の期限までに当該事項を行わないときは、高等裁判所に対し、訴えをもつて、当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判を請求することができる。

4 各大臣は、高等裁判所に対し前項の規定により訴えを提起したときは、直ちに、文書により、その旨を当該都道府県知事に通告するとともに、当該高等裁判所に対し、その通告をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

5 当該高等裁判所は、第三項の規定により訴えが提起されたときは、速やかに口頭弁論の期日を定め、当事者を呼び出さなければならない。その期日は、同項の訴えの提起があつた日から十五日以内の日とする。

6 当該高等裁判所は、各大臣の請求に理由があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。

7 第三項の訴えは、当該都道府県の区域を管轄する高等裁判所の専属管轄とする。

8 各大臣は、都道府県知事が第六項の裁判に従い同項の期限までに、なお、当該事項を行わないときは、当該都道府県知事に代わつて当該事項を行うことができる。この場合においては、各大臣は、あらかじめ当該都道府県知事に対し、当該事項を行う日時、場所及び方法を通知しなければならない。

9 第三項の訴えに係る高等裁判所の判決に対する上告の期間は、一週間とする。

10 前項の上告は、執行停止の効力を有しない。

11 各大臣の請求に理由がない旨の判決が確定した場合において、既に第八項の規定に基づき第二項の規定による指示に係る事項が行われているときは、都道府県知事は、当該判決の確定後三月以内にその処分を取り消し、又は現状の回復その他必要な措置を執ることができる。

12 前各項の規定は、市町村長の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは各大臣若しくは都道府県知事の処分違反するものがある場合又は当該法定受託事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、本項に規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときについて準用する。この場合においては、前各項の規定中「各大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「当該都道府県の区域」とあるのは「当該市町村の区域」と読み替えるものとする。

13 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村長の第一号法定受託事務の管理又は執行について、都道府県知事に対し、前項において準用する第一項から第八項までの規定による措置に関し、必要な指示をすることができる。

14 第三項（第十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかわらず、同法第四十一条第二項の規定は、準用しない。

15 前各項に定めるもののほか、第三項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（処理基準）

第二百四十五条の九

各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理について、都道府県が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。

2 次の各号に掲げる都道府県の執行機関は、市町村の当該各号に定める法定受託事務の処理について、市町村が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。

一 都道府県知事 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の担任する法定受託事務

二 都道府県教育委員会 市町村教育委員会の担任する法定受託事務

三 都道府県選挙管理委員会 市町村選挙管理委員会の担任する法定受託事務

3 各大臣は、特に必要があると認めるときは、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。

4 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、第二項各号に掲げる都道府県の執行機関に対し、同項の規定により定める基準に関し、必要な指示をすることができる。

5 第一項から第三項までの規定により定める基準は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

第二款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等の手続

(普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の手続の適用)

第二百四十六条 次条から第二百五十条の五までの規定は、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与について適用する。ただし、他の法律に特別の定めがある場合は、この限りでない。

(助言等の方式等)

第二百四十七条 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体に対し、助言、勧告その他これらに類する行為(以下本条及び第二百五十二条の十七の三第二項において「助言等」という。)を書面によらないで行った場合において、当該普通地方公共団体から当該助言等の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる助言等については、適用しない。

一 普通地方公共団体に対しその場において完了する行為を求めるもの

二 既に書面により当該普通地方公共団体に通知されている事項と同一の内容であるもの

3 国又は都道府県の職員は、普通地方公共団体が国の行政機関又は都道府県の機関が行った助言等に従わなかつたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(資料の提出の要求等の方式)

第二百四十八条 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体に対し、資料の提出の要求その他これに類する行為(以下本条及び第二百五十二条の十七の三第二項において「資料の提出の要求等」という。)を書面によらないで行った場合において、当該普通地方公共団体から当該資料の提出の要求等の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならない。

(是正の要求等の方式)

第二百四十九条 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体に対し、是正の要求、指示その他これらに類する行為(以下本条及び第二百五十二条の十七の三第二項において「是正の要求等」という。)をするときは、同時に、

当該是正の要求等の内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該書面を交付しない場合は正の要求等をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、国の行政機関又は都道府県の機関は、是正の要求等をした後相当の期間内に、同項の書面を交付しなければならない。

(協議の方式)

第二百五十条 普通地方公共団体から国の行政機関又は都道府県の機関に対して協議の申出があつたときは、国の行政機関又は都道府県の機関及び普通地方公共団体は、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。

2 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体の申出に基づく協議について意見を述べた場合において、当該普通地方公共団体から当該協議に関する意見の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならない。

(許可認可等の基準)

第二百五十一条 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体からの法令に基づく申請又は協議の申出(以下この款、第二百五十条の十三第二項、第二百五十一条の三第二項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十一条の六第一項及び第二百五十二条の十七の三第三項において「申請等」という。)があつた場合において、許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為(以下この款及び第二百五十二条の十七の三第三項において「許可認可等」という。)をするかどうかを法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならない。

2 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体に対し、許可認可等の取消しその他これに類する行為(以下本条及び第二百五十条の四において「許可認可等の取消し等」という。)をするかどうかを法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

3 国の行政機関又は都道府県の機関は、第一項又は前項に規定する基準を定めるに当たつては、当該許可認可等又は許可認可等の取消し等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(許可認可等の標準処理期間)

第二百五十二条の三 国の行政機関又は都道府県の機関は、申請等が当該国の行政機関又は都道府県の機関の事務所に到達してから当該申請等に係る許可認可等をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該国の行政機関又は都道府県の機関と異なる機関が当該申請等の提出先とされている場合は、併せて、当該申請等が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該国の行政機関又は都道府県の機関の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

2 国の行政機関又は都道府県の機関は、申請等が法令により当該申請等の提出先とされている機関の事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請等に係る許可認可等をするための事務を開始しなければならない。

(許可認可等の取消しの方式)

第二百五十二条の四 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体に対し、申請等に係る許可認可等を拒否する処分をするとき又は許可認可等の取消し等をするときは、当該許可認可等を拒否する処分又は許可認可等の取消し等の内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。

(届出)

第二百五十二条の五 普通地方公共団体から国の行政機関又は都道府県の機関への届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

(国の行政機関が自治事務と同一の事務を自らの権限に属する事務として処理する場合の方式)

第二百五十二条の六 国の行政機関は、自治事務として普通地方公共団体が処理している事務と同一の内容の事務を法令の定めるところにより自らの権限に属する事務として処理するときは、あらかじめ当該普通地方公共団体に対し、当該事務の処理の内容及び理由を記載した書面により通知しなければならない。ただし、当該通知をしないうちに当該事務を処理すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、国の行政機関は、自ら当該事務を処理した後相当の期間内に、同項の通知をしなければならない。

第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

第一款 国地方係争処理委員会

(設置及び権限)

第二百五十二条の七 総務省に、国地方係争処理委員会(以下本節において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち国の行政機関が行うもの(以下本節において「国の関与」という。)に関する審査の申出につき、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第二百五十二条の八 委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二人以内は、常勤とすることができる。

(委員)

第二百五十二条の九 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2 委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党その他の政治団体に属することとなつてはならない。

3 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

5 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

- 8 総務大臣は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。
- 9 総務大臣は、両議院の同意を得て、次に掲げる委員を罷免するものとする。
- 一 委員のうち何人も属していなかった同一の政党その他の政治団体に新たに三人以上の委員が属するに至つた場合においては、これらの者のうち二人を超える員数の委員
- 二 委員のうち一人が既に属している政党その他の政治団体に新たに二人以上の委員が属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人を超える員数の委員
- 10 総務大臣は、委員のうち二人が既に属している政党その他の政治団体に新たに属するに至つた委員を直ちに罷免するものとする。
- 11 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。
- 12 委員は、第四項後段及び第八項から前項までの規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。
- 13 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 14 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 15 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。
- 16 委員は、自己に直接利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。
- 17 委員の給与は、別に法律で定める。
- (委員長)
- 第二百五十条の十** 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- (会議)
- 第二百五十条の十一** 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。
- (政令への委任)
- 第二百五十条の十二** この法律に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第二款 国地方係争処理委員会による審査の手続**
- (国の関与に関する審査の申出)
- 第二百五十条の十三** 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する国の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるときは、(次に掲げるものを除く。)に不服があるときは、委員会に対し、当該国の関与を行つた国の行政庁を相手方として、文書で、審査の申出をすることができる。
- 一 第二百四十五条の八第二項及び第十三項の規定による指示
- 二 第二百四十五条の八第八項の規定に基づき都道府県知事に代わつて同条第二項の規定による指示に係る事項を行うこと
- 三 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第二項の規定による指示
- 四 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第二項の規定による指示
- 2 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する国の不作為(国の行政庁が、申請等が行われた場合において、相当の期間内に何らかの国の関与のうち許可その他の処分その他公権力の行使に当たるものをすべきにかかわらず、これをしないことをいう。以下本節において同じ。)に不服があるときは、委員会に対し、当該国の不作為に係る国の行政庁を相手方として、文書で、審査の申出をすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する当該普通地方公共団体の法令に基づく協議の申出が国の行政庁に対して行われた場合において、当該協議に係る当該普通地方公共団体の義務を果たしたと認めるにもかかわらず当該協議の相手方である国の行政庁を相手方として、文書で、審査の申出をすることができる。
- 4 第一項の規定による審査の申出は、当該国の関与があつた日から三十日以内に行なければならぬ。ただし、天災その他同項の規定による審査の申出をしなければならぬ。この限りでない。
- 5 前項ただし書の場合における第一項の規定による審査の申出は、その理由がやんだ日から一週間以内に行なければならぬ。
- 6 第一項の規定による審査の申出に係る文書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(第二百六十条の二第十二項において「信書便」という。)で提出した場合において前二項の期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。
- 7 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、第一項から第三項までの規定による審査の申出(以下本款において「国の関与に関する審査の申出」という。)をしようとするときは、相手方となるべき国の行政庁に対し、その旨をあらかじめ通知しなければならない。
- (審査及び勧告)
- 第二百五十条の十四** 委員会は、自治事務に関する国の関与について前条第一項の規定による審査の申出があつた場合においては、審査を行い、相手方である国の行政庁の行つた国の関与が違法でなく、かつ、普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する観点から不当でないと認めるときは、理由を付してその旨を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び当該国の行政庁に通知するとともに、これを公表し、当該国の行政庁の行つた国の関与が違法又は普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する観点から不当であると認めるときは、当該国の行政庁に対し、理由を付し、かつ、期間を示して、必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を当該普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 2 委員会は、法定受託事務に関する国の関与について前条第一項の規定による審査の申出があつた場合においては、審査を行い、相手方である国の行政庁の行つた国の関与が違法でないと認めるときは、理由を付してその旨を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び当該国の行政庁に通知するとともに、これを公表し、当該国の行政庁の行つた国の関与が違法であると認めるときは、当該国の行政庁に対し、理由を付し、かつ、期間を示して、必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を当該普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 3 委員会は、前条第二項の規定による審査の申出があつた場合においては、審査を行い、当該審査の申出に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁に通知するとともに、これを公表し、当該審査の申出に理由があると認めるときは、当該審査の申出に理由があると認めるときは、当該国の行政庁に対し、理由を付し、かつ、期間を示して、必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を当該普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 4 委員会は、前条第三項の規定による審査の申出があつたときは、当該審査の申出に係る協議について当該協議に係る普通地方公共団体がその義務を果たしているかどうかを審査し、理由を付してその結果を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 5 前各項の規定による審査及び勧告は、審査の申出があつた日から九十日以内に行わなければならない。
- (関係行政機関の参加)
- 第二百五十条の十五** 委員会は、関係行政機関を審査の手続に参加させる必要があると認めるときは、国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関、相手方である国の行政庁若しくは当該関係行政機関の申立てにより又は職権で、当該関係行政機関を審査の手続に参加させることができる。

2 委員会は、前項の規定により関係行政機関を審査の手に参加させるときは、あらかじめ、当該国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁並びに当該関係行政機関の意見を聴かなければならない。

(証拠調べ)

第二百五十条の十六 委員会は、審査を行うため必要があると認めるときは、国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関、相手方である国の行政庁若しくは前条第一項の規定により当該審査の手に参加した関係行政機関（以下本条において「参加行政機関」という。）の申立てにより又は職権で、次に掲げる証拠調べをすることができ、

一 適当と認める者に、参考人としてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、と。

二 書類その他の物件の所持人に對し、その物件の提出を求め、又はその提出された物件を留め置くこと。

三 必要な場所につき検証をすること。

四 国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関、相手方である国の行政庁若しくは参加行政機関又はこれらの職員を審尋すること。

2 委員会は、審査を行うに当たっては、国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関、相手方である国の行政庁及び参加行政機関に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

(国の関与に関する審査の申出の取下げ)

第二百五十条の十七 国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関は、第二百五十条の十四第一項から第四項までの規定による審査の結果通知若しくは勧告があるまで又は第二百五十条の十九第二項の規定により調停が成立するまでは、いつでも当該国の関与に関する審査の申出を取り下げることができる。

2 国の関与に関する審査の申出の取下げは、文書でしなければならない。

(国の行政庁の措置等)

第二百五十条の十八 第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の勧告があつたときは、当該勧告を受けた国の行政庁は、当該勧告に示された期間内に、当該勧告に即し

て必要な措置を講ずるとともに、その旨を委員会に通知しなければならない。この場合においては、委員会は、当該通知に係る事項を当該勧告に係る審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

2 委員会は、前項の勧告を受けた国の行政庁に對し、同項の規定により講じた措置についての説明を求めることができる。

(調停)

第二百五十条の十九 委員会は、国の関与に関する審査の申出があつた場合において、相当であると認めるときは、職権により、調停案を作成して、これを当該国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁に示し、その受諾を勧告するとともに、理由を付してその要旨を公表することができ、

2 前項の調停案に係る調停は、調停案を示された普通地方公共団体の長その他の執行機関及び国の行政庁から、これを受諾した旨を記載した文書が委員会に提出されたときに成立するものとする。この場合においては、委員会は、直ちにその旨及び調停の要旨を公表するとともに、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関及び国の行政庁にその旨を通知しなければならない。

(政令への委任)

第二百五十条の二十 この法律に規定するもののほか、委員会の審査及び勧告並びに調停に關し必要な事項は、政令で定める。

第三款 自治紛争処理委員

(自治紛争処理委員)

第二百五十一条 自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、普通地方公共団体の對する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの（以下この節において「都道府県の関与」という。）に関する審査、第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び第四百三十三条第三項（第八十条の五第八項及び第四百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審査の申請に係る審理を処理する。

2 自治紛争処理委員は、三人とし、事件ごとに、優れた識見を有する者のうちから、総務大

臣又は都道府県知事がそれぞれ任命する。この場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、あらかじめ当該事件に係るのある事務を担任する各大臣又は都道府県の委員会若しくは委員に協議するものとする。

3 自治紛争処理委員は、非常勤とする。

4 自治紛争処理委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。

一 当事者が次条第二項の規定により調停の申請を取り下げたとき。

二 自治紛争処理委員が次条第六項の規定により当事者に調停を打ち切った旨を通知したとき。

三 総務大臣又は都道府県知事が次条第七項又は第二百五十一条の三第三項の規定により調停が成立した旨を当事者に通知したとき。

四 市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十一条の三第五項から第七項までにおいて準用する第二百五十条の十七の規定により自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出を取り下げたとき。

五 自治紛争処理委員が第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項若しくは第二百五十一条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による審査の結果通知若しくは勧告及び勧告の内容の通知又は第二百五十一条の三第七項において準用する第二百五十条の十四第四項の規定による審査の結果の通知をし、かつ、これらを公表したとき。

六 普通地方公共団体が第二百五十一条の三の二第二項の規定により同条第一項の処理方策の提示を求める旨の申請を取り下げたとき。

七 自治紛争処理委員が第二百五十一条の三の二第三項の規定により当事者である普通地方公共団体に同条第一項に規定する処理方策を提示するとともに、総務大臣又は都道府県知事にその旨及び当該処理方策を通知し、かつ、公表したとき。

八 第二百五十五条の五第一項の規定による審理に係る審査請求、審査の申立て又は審決の申請をした者が、当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を取り下げたとき。

九 第二百五十五条の五第一項の規定による審理を経て、総務大臣又は都道府県知事が審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をしたとき。

5 総務大臣又は都道府県知事は、自治紛争処理委員が当該事件に直接利害関係を有することとなつたときは、当該自治紛争処理委員を罷免しなければならない。

6 第二百五十条の九第二項、第八項、第九項（第二号を除く。）及び第十項から第十四項までの規定は、自治紛争処理委員に準用する。この場合において、同条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、同条第八項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、同条第九項中「総務大臣又は都道府県知事の同意を得て」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事は」と、三人以上」とあるのは「二人以上」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第十項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第十一項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、その委員を」とあるのは「その自治紛争処理委員を」と、同条第十二項中「第四項後段及び第八項から前項まで」とあるのは「第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び前項並びに第二百五十一条第五項」と読み替えるものとする。

第四款 自治紛争処理委員による調停、審査及び処理方策の提示の手續

第二百五十一条の二 普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間に紛争があるときは、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県又は都道府県の機関が当事者となるものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事は、当事者の文書による申請に基づき又は職権により、紛争の解決のため、前条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その調停に付することができ、

2 当事者の申請に基づき開始された調停においては、当事者は、総務大臣又は都道府県知事の同意を得て、当該申請を取り下げることができる。

3 自治紛争処理委員は、調停案を作成して、これを当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、理由を付してその要旨を公表することができ、

4 自治紛争処理委員は、前項の規定により調停案を当事者に示し、その受諾を勧告したとき

は、直ちに調停案の写しを添えてその旨及び調停の経過を総務大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

5 自治紛争処理委員は、調停による解決の見込みがないと認めるときは、総務大臣又は都道府県知事の同意を得て、調停を打ち切り、事件の要点及び調停の経過を公表することができる。

6 自治紛争処理委員は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 第一項の調停は、当事者のすべてから、調停案を受諾した旨を記載した文書が総務大臣又は都道府県知事に提出されたとき成立するものとする。この場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、直ちにその旨及び調停の要旨を公表するとともに、当事者に調停が成立した旨を通知しなければならない。

8 総務大臣又は都道府県知事は、前項の規定により当事者から文書の提出があつたときは、その旨を自治紛争処理委員に通知するものとする。

9 自治紛争処理委員は、第三項に規定する調停案を作成するため必要があると認めるときは、当事者及び関係人の出頭及び陳述を求め、又は当事者及び関係人並びに紛争に係る事件に関係のある者に対し、紛争の調停のため必要な記録の提出を求めることができる。

10 第三項の規定による調停案の作成及びその要旨の公表についての決定、第五項の規定による調停の打ち切りについての決定並びに事件の要点及び調停の経過の公表についての決定並びに前項の規定による出頭、陳述及び記録の提出の求めについての決定は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

(審査及び勧告)

第二百五十一条の三 総務大臣は、市町村長その他の市町村の執行機関が、その担任する事務に関する都道府県の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たれるもの（次に掲げるものを除く。）に不服があり、文書により、自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出をしたときは、速やかに、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、当該申出に係る事件をその審査に付さなければならない。

一 第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第二項の規定による指示

二 第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第八項の規定に基づき市町村長に代わつて前号の指示に係る事項を行うこと。

2 総務大臣は、市町村長その他の市町村の執行機関が、その担任する事務に関する都道府県の不作為（都道府県の行政庁が、申請等が行われた場合において、相当の期間内に何らかの都道府県の関与のうち許可その他の処分その他公権力の行使に当たれるものをすべきにかかわらず、これをしないことをいう。以下本節において同じ。）に不服があり、文書により、自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出をしたときは、速やかに、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、当該申出に係る事件をその審査に付さなければならない。

3 総務大臣は、市町村長その他の市町村の執行機関が、その担任する事務に関する当該市町村の法令に基づく協議の申出が都道府県の行政庁に対して行われた場合において、当該協議に係る当該市町村の義務を果たしたと認めるにもかかわらず当該協議が調わないことについて、文書により、自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出をしたときは、速やかに、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、当該申出に係る事件をその審査に付さなければならない。

4 前三項の規定による申出においては、次に掲げる者を相手方としなければならない。

一 第一項の規定による申出の場合は、当該申出に係る都道府県の関与を行つた都道府県の行政庁

二 第二項の規定による申出の場合は、当該申出に係る都道府県の不作為に係る都道府県の行政庁

三 前項の規定による申出の場合は、当該申出に係る協議の相手方である都道府県の行政庁

第二百五十一条の三 総務大臣は、市町村長その他の市町村の執行機関が、その担任する事務に関する都道府県の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たれるもの（次に掲げるものを除く。）に不服があり、文書により、自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出をしたときは、速やかに、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、当該申出に係る事件をその審査に付さなければならない。

一 第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第二項の規定による指示

項並びに第二百五十条の十四第一項及び第二項中「国の関与」とあるのは「都道府県の関与」と、第二百五十条の十七第一項中「第二百五十条の十九第二項」とあるのは「第二百五十一条の三第十三項」と読み替えるものとする。

6 第二百五十条の十三第七項、第二百五十条の十四第三項及び第五項並びに第二百五十条の十五から第二百五十条の十七までの規定は、第二項の規定による申出について準用する。この場合において、これらの規定中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「国の行政庁」とあるのは「都道府県の行政庁」と、「委員会」とあるのは「自治紛争処理委員」と、第二百五十条の十七第一項中「第二百五十条の十九第二項」とあるのは「第二百五十一条の三第十三項」と読み替えるものとする。

7 第二百五十条の十三第七項、第二百五十条の十四第四項及び第五項並びに第二百五十条の十五から第二百五十条の十七までの規定は、第三項の規定による申出について準用する。この場合において、これらの規定中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「国の行政庁」とあるのは「都道府県の行政庁」と、「委員会」とあるのは「自治紛争処理委員」と、第二百五十条の十七第一項中「第二百五十条の十九第二項」とあるのは「第二百五十一条の三第十三項」と読み替えるものとする。

8 自治紛争処理委員は、第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項若しくは第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による審査の結果の通知若しくは勧告及び勧告の内容の通知又は前項において準用する第二百五十条の十四第四項の規定による審査の結果の通知をしたときは、直ちにその旨及び審査の結果又は勧告の内容を総務大臣に報告しなければならない。

9 第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項又は第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による自治紛争処理委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた都道府県の行政庁は、当該勧告に示された期間内に、当該勧告に即して必要な措置

を講ずるとともに、その旨を総務大臣に通知しなければならない。この場合においては、総務大臣は、当該通知に係る事項を当該勧告に係る第一項又は第二項の規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

10 総務大臣は、前項の勧告を受けた都道府県の行政庁に対し、同項の規定により講じた措置についての説明を求めることができる。

11 自治紛争処理委員は、第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項、第六項において準用する第二百五十条の十四第三項又は第七項において準用する第二百五十条の十四第四項の規定により審査をする場合において、相当であると認めるときは、職権により、調停案を作成して、これを第一項から第三項までの規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関及び相手方である都道府県の行政庁に示し、その受諾を勧告するとともに、理由を付してその要旨を公表することができる。

12 自治紛争処理委員は、前項の規定により調停案を第一項から第三項までの規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関及び相手方である都道府県の行政庁に示し、その受諾を勧告したときは、直ちに調停案の写しを添えてその旨及び調停の経過を総務大臣に報告しなければならない。

13 第十一項の調停案に係る調停は、調停案を示された市町村長その他の市町村の執行機関及び都道府県の行政庁から、これを受諾した旨を記載した文書が総務大臣に提出されたときに成立するものとする。この場合においては、総務大臣は、直ちにその旨及び調停の要旨を公表するとともに、当該市町村長その他の市町村の執行機関及び都道府県の行政庁にその旨を通知しなければならない。

14 総務大臣は、前項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関及び都道府県の行政庁から文書の提出があつたときは、その旨を自治紛争処理委員に通知するものとする。

15 次に掲げる事項は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

一 第五項において準用する第二百五十条の十四第一項の規定による都道府県の関与が違法又は普通地方公共団体の自主性及び自立性を

尊重する観点から不当であるかどうかについての決定及び同項の規定による勧告の決定

二 第五項において準用する第二百五十条の十

四 第二項の規定による都道府県の関与が違法であるかどうかについての決定及び同項の規定による勧告の決定

三 第六項において準用する第二百五十条の十

四 第三項の規定による第二項の申出に理由があるかどうかについての決定及び第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による勧告の決定

四 第七項において準用する第二百五十条の十

四 第四項の規定による第三項の申出に係る協議について当該協議に係る市町村がその義務を果たしているかどうかについての決定

五 第五項から第七項までにおいて準用する第二百五十条の十五第一項の規定による関係行政機関の参加についての決定

六 第五項から第七項までにおいて準用する第二百五十条の十六第一項の規定による証拠調べの実施についての決定

七 第十一項の規定による調停案の作成及びその要旨の公表についての決定

(処理方策の提示)

第二百五十一条の三の二 総務大臣又は都道府県知事は、第二百五十二条の二第七項の規定により普通地方公共団体から自治紛争処理委員による同条第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策（以下この条において「処理方策」という。）の提示を求める旨の申請があつたときは、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、処理方策を定めさせなければならない。

2 前項の申請をした普通地方公共団体は、総務大臣又は都道府県知事の同意を得て、当該申請を取り下げることができる。

3 自治紛争処理委員は、処理方策を定めたときは、これを当事者である普通地方公共団体に提示するとともに、その旨及び当該処理方策を総務大臣又は都道府県知事に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

4 自治紛争処理委員は、処理方策を定めるため必要があると認めるときは、当事者及び関係人の出頭及び陳述を求め、又は当事者及び関係人並びに紛争に係る事件に係る者に対し、処理方策を定めるため必要な記録の提出を求めることができる。

5 第三項の規定による処理方策の決定並びに前項の規定による出頭、陳述及び記録の提出の求めについての決定は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

6 第三項の規定により処理方策の提示を受けたときは、当事者である普通地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにしなければならない。

(政令への委任)

第二百五十一条の四 この法律に規定するもののほか、自治紛争処理委員の調停、審査及び勧告並びに処理方策の提示に関し必要な事項は、政令で定める。

第五款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与に関する訴え

第二百五十一条の五 第二百五十条の十三第一項又は第二項の規定による審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該審査の申出の相手方となつた国の行政庁（国の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）を被告として、訴えをもつて当該審査の申出に係る違法な国の関与の取消し又は当該審査の申出に係る国の不作為の違法の確認を求めることができる。ただし、違法な国の関与の取消しを求める訴えを提起する場合には、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、国を被告として提起しなければならない。

一 第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告に不服があるとき。

二 第二百五十条の十八第一項の規定による国の行政庁の措置に不服があるとき。

三 当該審査の申出をした日から九十日を経過しても、委員会が第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による審査又は勧告を行わないとき。

四 国の行政庁が第二百五十条の十八第一項の規定による措置を講じないとき。

2 前項の訴えは、次に掲げる期間内に提起しなければならない。

一 前項第一号の場合は、第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告の内容の通知があつた日から三十日以内

二 前項第二号の場合は、第二百五十条の十八第一項の規定による委員会の通知があつた日から三十日以内

三 前項第三号の場合は、当該審査の申出をした日から九十日を経過した日から三十日以内

四 前項第四号の場合は、第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

3 第一項の訴えは、当該普通地方公共団体の区域を管轄する高等裁判所の管轄に専属する。

4 原告は、第一項の訴えを提起したときは、直ちに、文書により、その旨を被告に通知するとともに、当該高等裁判所に対し、その通知をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

5 当該高等裁判所は、第一項の訴えが提起されたときは、速やかに口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。その期日は、同項の訴えの提起があつた日から十五日以内の日とする。

6 第一項の訴えに係る高等裁判所の判決に対する上告の期間は、一週間とする。

7 国の関与を取り消す判決は、関係行政機関に対しても効力を有する。

8 第一項の訴えのうち違法な国の関与の取消しを求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第一項の規定にかかわらず、同法第八十二条、第十一條から第二十二條まで、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條、第三十二條及び第三十四條の規定は、準用しない。

9 第一項の訴えのうち国の不作為の違法の確認を求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三條第三項の規定にかかわらず、同法第四十四條第二項及び第四十一條第二項の規定は、準用しない。

10 前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(都道府県の関与に関する訴えの提起)

第二百五十一条の六 第二百五十一条の三第一項又は第二項の規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該申出の相手方となつた都道府県の行政庁（都道府県の関与があつた後又は申請等が行われた後

に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）を被告として、訴えをもつて当該申出に係る違法な都道府県の関与の取消し又は当該申出に係る都道府県の不作為の違法の確認を求めることができる。ただし、違法な都道府県の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、当該都道府県を被告として提起しなければならない。

一 第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項又は第二百五十一条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による自治紛争処理委員の審査の結果又は勧告に不服があるとき。

二 第二百五十一条の三第九項の規定による都道府県の行政庁の措置に不服があるとき。

三 当該申出をした日から九十日を経過しても、自治紛争処理委員が第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項又は第二百五十一条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による審査又は勧告を行わな

いとき。

四 都道府県の行政庁が第二百五十一条の三第九項の規定による措置を講じないとき。

2 前項の訴えは、次に掲げる期間内に提起しなければならない。

一 前項第一号の場合は、第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項又は第二百五十一条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による自治紛争処理委員の審査の結果又は勧告の内容の通知があつた日から三十日以内

二 前項第二号の場合は、第二百五十一条の三第九項の規定による総務大臣の通知があつた日から三十日以内

三 前項第三号の場合は、当該申出をした日から九十日を経過した日から三十日以内

四 前項第四号の場合は、第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項又は第二百五十一条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による自治紛争処理委員の勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

3 前条第三項から第七項までの規定は、第一項の訴えに準用する。この場合において、同条第三項中「当該普通地方公共団体の区域」とあるのは「当該市町村の区域」と、同条第七項中「国の関与」とあるのは「都道府県の関与」と読み替えるものとする。

4 第一項の訴えのうち違法な都道府県の関与の取消しを求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第一項の規定にかかわらず、同法第八條第二項、第十一條から第二十二條まで、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條、第三十二條及び第三十四條の規定は、準用しない。

5 第一項の訴えのうち都道府県の不作為の違法の確認を求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三條第三項の規定にかかわらず、同法第四十條第二項及び第四十一條第二項の規定は、準用しない。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(普通地方公共団体の不作為に関する国の訴えの提起)

第二百五十一條の七 第二百四十五條の五第一項若しくは第四項の規定による是正の要求又は第二百四十五條の七第一項若しくは第四項の規定による指示を行った各大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の不作為(是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の行政庁が、相当の期間内に是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じなければならぬにもかかわらず、これを講じないことをいう。以下この項、次条及び第二百五十二條の十七の四第三項において同じ。)に係る普通地方公共団体の行政庁(当該是正の要求又は指示があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁)を被告として、訴えをもつて当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができる。

一 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第二百五十二條の十三第一項の規定による審査の申出をせず(審査の申出後に第二百五十二條の十七第一項の規定により当該審査の申出が取り下げら

れた場合を含む。)、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

二 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第二百五十二條の十三第一項の規定による審査の申出をした場合において、次に掲げるるとき。

イ 委員会が第二百五十二條の十四第一項又は第二項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二百五十二條の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず(訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。ロにおいて同じ。)、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

ロ 委員会が当該審査の申出をした日から九十日を経過しても第二百五十二條の十四第一項又は第二項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二百五十二條の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

2 前項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。

一 前項第一号の場合は、第二百五十二條の十三第四項本文の期間

二 前項第二号イの場合は、第二百五十一條の五第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間

三 前項第二号ロの場合は、第二百五十一條の五第二項第三号に掲げる期間

五 第二百五十一條の五第三項から第六項までの規定は、第一項の訴えについて準用する。

3 第一項の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三條第三項の規定にかかわらず、同法第四十條第二項及び第四十一條第二項の規定は、準用しない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(市町村の不作為に関する都道府県の訴えの提起)

第二百五十二條 第二百四十五條の五第二項の指示を行った各大臣は、次の各号のいずれかに該

当するときは、同条第三項の規定による是正の要求を行った都道府県の執行機関に対し、高等裁判所に対し、当該是正の要求を受けた市町村の不作為に係る市町村の行政庁(当該是正の要求があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁)を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作為の違法の確認を求めるよう指示をすることができる。

一 市町村長その他の市町村の執行機関が当該是正の要求に関する第二百五十一條の三第一項の規定による申出をせず(申出後に同条第五項において準用する第二百五十二條の十七第一項の規定により当該申出が取り下げられた場合を含む。)、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

二 市町村長その他の市町村の執行機関が当該是正の要求に関する第二百五十一條の三第一項の規定による申出をした場合において、次に掲げるるとき。

イ 自治紛争処理委員が第二百五十一條の三第五項において準用する第二百五十二條の十四第一項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十一條の六第一項の規定による当該是正の要求の取消しを求める訴えの提起をせず(訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。ロにおいて同じ。)、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

ロ 自治紛争処理委員が当該申出をした日から九十日を経過しても第二百五十一條の三第五項において準用する第二百五十二條の十四第一項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十一條の六第一項の規定による当該是正の要求の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

2 前項の指示を受けた都道府県の執行機関は、高等裁判所に対し、当該市町村の不作為に係る市町村の行政庁を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作為の違法の確認を求めなければならない。

3 第二百四十五條の七第二項の規定による指示を行った都道府県の執行機関は、次の各号のい

ずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該指示を受けた市町村の不作為に係る市町村の行政庁(当該指示があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁)を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作為の違法の確認を求めることができる。

一 市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示に関する第二百五十一條の三第一項の規定による申出をせず(申出後に同条第五項において準用する第二百五十二條の十七第一項の規定により当該申出が取り下げられた場合を含む。)、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

二 市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示に関する第二百五十一條の三第一項の規定による申出をした場合において、次に掲げるるとき。

イ 自治紛争処理委員が第二百五十一條の三第五項において準用する第二百五十二條の十四第二項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十一條の六第一項の規定による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず(訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。ロにおいて同じ。)、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

ロ 自治紛争処理委員が当該申出をした日から九十日を経過しても第二百五十一條の三第五項において準用する第二百五十二條の十四第二項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十一條の六第一項の規定による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

4 第二百四十五條の七第三項の指示を行った各大臣は、前項の都道府県の執行機関に対し、同項の規定による訴えの提起に関し、必要な指示をすることができる。

5 第二項及び第三項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。

一 第一項第一号及び第三項第一号の場合は、第二百五十一條の三第五項において準用する第二百五十二條の十三第四項本文の期間

二 第一項第二号イ及び第三項第二号イの場合
は、第二百五十一條の六第二項第一号、第二
号又は第四号に掲げる期間

三 第一項第二号ロ及び第三項第二号ロの場合
は、第二百五十一條の六第二項第三号に掲げ
る期間

六 第二百五十一條の五第三項から第六項までの
規定は、第二項及び第三項の訴えについて準用
する。この場合において、同条第三項中「当該
普通地方公共団体の区域」とあるのは、「当該
市町村の区域」と読み替えるものとする。

七 第二項及び第三項の訴えについては、行政事
件訴訟法第四十三條第三項の規定にかかわら
ず、同法第四十條第二項及び第四十一條第二項
の規定は、準用しない。

八 前各項に定めるもののほか、第二項及び第三
項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時
期の制限その他審理の促進に関し必要な事項
は、最高裁判所規則で定める。

第三節 普通地方公共団体相互間の協力
(連携協約)
第一款 連携協約

第二百五十二條の二 普通地方公共団体は、当該
普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の
区域における当該普通地方公共団体及び当該他
の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての
当該他の普通地方公共団体との連携を図るた
め、協議により、当該普通地方公共団体及び当
該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理
するに当たつての基本的な方針及び役割分担を
定める協約(以下「連携協約」という。)を当
該他の普通地方公共団体と締結することができる。

二 普通地方公共団体は、連携協約を締結したと
きは、その旨及び当該連携協約を告示すると
ともに、都道府県が締結したものにあつては総務
大臣、その他のものにあつては都道府県知事に
届け出なければならない。

三 第一項の協議については、関係普通地方公共
団体の議会の議決を経なければならない。

四 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又
は連携協約を廃止しようとするときは、前三項
の例によりこれを行わなければならない。

五 公益上必要がある場合においては、都道府県
が締結するものについては総務大臣、その他の
ものについては都道府県知事は、関係のある普
通地方公共団体に対し、連携協約を締結すべ
きことを勧告することができる。

六 連携協約を締結した普通地方公共団体は、当
該連携協約に基づいて、当該連携協約を締結し
た他の普通地方公共団体と連携して事務を処理
するに当たつて当該普通地方公共団体が分担す
べき役割を果たすため必要な措置を執るよう
にしなければならない。

七 連携協約を締結した普通地方公共団体相互の
間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者
である普通地方公共団体は、都道府県が当事者
となる紛争にあつては総務大臣、その他の紛争
にあつては都道府県知事に対し、文書により、
自治紛争処理委員による当該紛争を処理するた
めの方策の提示を求める旨の申請をすることが
できる。

第二款 協議会
(協議会の設置)

第二百五十二條の二の二 普通地方公共団体は、
普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理
し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事
務の管理及び執行について連絡調整を図り、又
は広域にわたる総合的な計画を共同して作成す
るため、協議により規約を定め、普通地方公共
団体の協議会を設けることができる。

二 普通地方公共団体は、協議会を設けたとき
は、その旨及び規約を告示するとともに、都道
府県への加入するものにあつては総務大臣、そ
他のものにあつては都道府県知事に届け出な
なければならない。

三 第一項の協議については、関係普通地方公共
団体の議会の議決を経なければならない。た
だし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行に
ついて連絡調整を図るため普通地方公共団体の
協議会を設ける場合は、この限りでない。

四 公益上必要がある場合においては、都道府県
への加入するものについては総務大臣、その他の
ものについては都道府県知事は、関係のある普
通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協
議会を設けるべきことを勧告することができる。

五 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総
合的な計画を作成したときは、関係普通地方公
共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処
理するようにしなければならない。

六 普通地方公共団体の協議会は、必要があると
認めるときは、関係のある公の機関の長に対
し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要
な協力を求めることができる。

(協議会の組織)
第二百五十二條の三 普通地方公共団体の協議会
は、会長及び委員をもつてこれを組織する。

二 普通地方公共団体の協議会の会長及び委員
は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤
とし、関係普通地方公共団体の職員のうちか
ら、これを選任する。

三 普通地方公共団体の協議会の会長は、普通地
方公共団体の協議会の事務を掌理し、協議会を
代表する。

(協議会の規約)
第二百五十二條の四 普通地方公共団体の協議会
の規約には、次に掲げる事項につき規定を設け
なければならない。

一 協議会の名称
二 協議会を設ける普通地方公共団体

三 協議会の管理し及び執行し、若しくは協議
会において連絡調整を図る関係普通地方公共
団体の事務又は協議会の作成する計画の項目
四 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の
方法

五 協議会の経費の支弁の方法
二 普通地方公共団体の事務の一部を共同して管
理し及び執行するため普通地方公共団体の協議
会を設ける場合には、協議会の規約には、前項
各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項につ
き規定を設けなければならない。

一 協議会の管理し及び執行する関係普通地方
公共団体の事務(以下本項中「協議会の担任
する事務」という。)の管理及び執行の方法
二 協議会の担任する事務を管理し及び執行す
る場所

三 協議会の担任する事務に従事する関係普通
地方公共団体の職員の身分取扱
四 協議会の担任する事務の用に供する関係普
通地方公共団体の財産の取得、管理及び処分
又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法
五 前各号に掲げるものを除くほか、協議会と
協議会を設ける関係普通地方公共団体との関
係その他協議会に関し必要な事項

(協議会の事務の管理及び執行の効力)
第二百五十二條の五 普通地方公共団体の協議会
が関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共
団体の長その他の執行機関の名においてした事
務の管理及び執行は、関係普通地方公共団体の
長その他の執行機関が管理し及び執行したもの
としての効力を有する。

(協議会の組織の変更及び廃止)
第二百五十二條の六 普通地方公共団体は、普通
地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団
体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更
し、又は協議会を廃止しようとするときは、第
二百五十二條の二の二第一項から第三項までの
例によりこれを行わなければならない。

(脱退による協議会の組織の変更及び廃止の特
例)
第二百五十二條の六の二 前条の規定にかかわ
らず、協議会を設ける普通地方公共団体は、そ
の議会の議決を経て、脱退する日の二年前まで
に他の全ての関係普通地方公共団体に書面で予告
をすることにより、協議会から脱退することが
できる。

二 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体
は、当該予告をした普通地方公共団体が脱退す
る時までに、第二百五十二條の二の二第一項か
ら第三項までの例により、当該脱退により必要
となる規約の変更を行わなければならない。た
だし、第二百五十二條の四第一項第二号に掲げ
る事項のみに係る規約の変更については、第二
百五十二條の二の二第三項本文の例によらな
いものとする。

三 第一項の予告の撤回は、他の全ての関係普通
地方公共団体が議会の議決を経て同意をした場
合に限り、することができる。この場合におい
て、同項の予告をした普通地方公共団体が他の
関係普通地方公共団体に当該予告の撤回につ
いて同意を求めるに当たつては、あらかじめ、そ
の議会の議決を経なければならない。

四 普通地方公共団体は、第一項の規定により協
議会から脱退したときは、その旨を告示しな
なければならない。

五 第一項の規定による脱退により協議会を設け
る普通地方公共団体が一となったときは、当該
協議会は廃止されるものとする。この場合にお
いて、当該普通地方公共団体は、その旨を告示
するとともに、第二百五十二條の二の二第二項
の例により、総務大臣又は都道府県知事に届
出なければならない。

第三款 機関等の共同設置
(機関等の共同設置)

第二百五十二條の七 普通地方公共団体は、協議
により規約を定め、共同して、第三百三十八條第
一項若しくは第二項に規定する事務局若しくは
その内部組織(次項及び第二百五十二條の十三

において「議会事務局」という。）、第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関、第百五十六条第一項に規定する行政機関、第百五十八条第一項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第百五十二条の十三において「委員会事務局」という。）、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、第百七十四条第一項に規定する専門委員又は第百二条の二第一項に規定する監査専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 前項の規定による議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合について、同条第四項の規定は第一項の場合について、それぞれ準用する。

（脱退による機関等の共同設置の変更及び廃止の特例）

第百五十二条の七の二 前条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により機関等を共同設置する普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての関係普通地方公共団体に書面で予告をすることにより、共同設置から脱退することができる。

2 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は、当該予告をした普通地方公共団体が脱退する時までに、協議して当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。

3 第百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は、前項の場合について準用する。ただし、次条第二号（第百五十二条の十三において準用する場合を含む。）に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第百五十二条の二の二第三項本文の規定は、準用しない。

4 第一項の予告の撤回は、他の全ての関係普通地方公共団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした普通地方公共団体が他の関係普通地方公共団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たっては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

5 普通地方公共団体は、第一項の規定により機関等の共同設置から脱退したときは、その旨を告示しなければならない。

6 第一項の規定による脱退により機関等を共同設置する普通地方公共団体が一となったときは、当該共同設置は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第百五十二条の二の第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（機関の共同設置に関する規約）

第百五十二条の八 第百五十二条の七の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関（以下この条において「共同設置する機関」という。）の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 共同設置する機関の名称

二 共同設置する機関を設ける普通地方公共団体

三 共同設置する機関の執務場所

四 共同設置する機関を組織する委員その他の構成員の選任の方法及びその身分取扱い

五 前各号に掲げるものを除くほか、共同設置する機関と関係普通地方公共団体との関係その他共同設置する機関に関し必要な事項（共同設置する機関の委員等の選任及び身分取扱い）

第百五十二条の九 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員で、普通地方公共団体の議会が選挙すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙すること。

二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙すること。

普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）

若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すること。

二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得た上、規約で定める普通地方公共団体の長が選任すること。

3 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すること。

二 関係普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員がこれを選任すること。

4 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第一項又は第二項の規定により選任するもの身分取扱いについては、規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙し又は規約で定める普通地方公共団体の長が選任する場合においては、当該普通地方公共団体の職員とみなし、全ての関係普通地方公共団体の議会が選挙する場合においては、規約で定める普通地方公共団体の職員とみなす。

5 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第三項の規定により選任するもの身分取扱いについては、これらの者を選任する普通地方公共団体の長、委員会又は委員の属する普通地方公共団体の職員とみなす。

（共同設置する機関の委員等の解職請求）

第百五十二条の十 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決によりこれを解職することのできるものの解職については、関係普通地方公共団体における選挙権を有する者が、政令の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の長に対し、解職の請求を行い、二の普通地方公共団体の共同設置する場合においては全ての関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたとき、又は三以上の普通地方公共団体の共同設置する場合においてはその半数を超える関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたときは、当該解職は、成立するものとする。

（共同設置する機関の補助職員等）

第百五十二条の十一 普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員の事務を補助する職員は、第百五十二条の九第四項又は第五項の規定により共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体（以下この条において「規約で定める普通地方公共団体」という。）の長の補助機関である職員をもつて充て、普通地方公共団体が共同設置する附属機関の庶務は、規約で定める普通地方公共団体の執行機関においてこれをつかさどるものとする。

2 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関に要する経費は、関係普通地方公共団体がこれを負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算にこれを計上して支出するものとする。

3 普通地方公共団体が共同設置する委員会が徴収する手数料その他の収入は、規約で定める普通地方公共団体の収入とする。

4 普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の通常の監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。

この場合において、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、第百九十九条第九項の規定による監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

5 前項の場合において、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、第百九十九条第九項の

規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、同条第十二項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を他の関係普通地方公共団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（共同設置する機関に対する法令の適用）

第二百五十二条の十二 普通地方公共団体が共同設置する委員若しくは委員又は附属機関は、この法律その他これらの機関の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則その他の規程の適用については、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関とみなす。

（議会事務局等の共同設置に関する準用規定）

第二百五十二条の十三 第二百五十二条の八から前条までの規定は、政令で定めるところにより、第二百五十二条の七の規定による議会事務局、行政機関、内部組織、委員会事務局、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、専門委員又は監査専門委員の共同設置について準用する。

第四款 事務の委託

（事務の委託）

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

（事務の委託の規約）

第二百五十二条の十五 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務（以下本条中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体

二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

三 委託事務に要する経費の支弁の方法

四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に關し必要な事項

（事務の委託の効果）

第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

第五款 事務の代替執行

（事務の代替執行）

第二百五十二条の十六の二 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行すること（以下この条及び次条において「事務の代替執行」という。）ができる。

2 前項の規定により事務の代替執行をする事務（以下この款において「代替執行事務」という。）を変更し、又は事務の代替執行を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により事務の代替執行をし、又は代替執行事務を変更し、若しくは事務の代替執行を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合に準用する。

（事務の代替執行の規約）

第二百五十二条の十六の三 事務の代替執行に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 事務の代替執行をする普通地方公共団体及びその相手方となる普通地方公共団体

二 代替執行事務の範囲並びに代替執行事務の管理及び執行の方法

三 代替執行事務に要する経費の支弁の方法

四 前三号に掲げるもののほか、事務の代替執行に關し必要な事項

（代替執行事務の管理及び執行の効力）

第二百五十二条の十六の四 第二百五十二条の十六の二の規定により普通地方公共団体の普通地方公共団体又は他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行した事務の管理及び執行は、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員が管理し及び執行したものであるものとし、その効力を有する。

第六款 職員の派遣

（職員の派遣）

第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣しようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。

3 普通地方公共団体の委員会又は委員が、第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

4 第二項に規定するもののほか、第一項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の職員に関する法令の規定の適用があるものとする。ただし、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定めをすることができる。

第四節 条例による事務処理の特例

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合において、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例（同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下この節及び第二百五十二条の二十六の四第一項第三号において同じ。）を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

3 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。

4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

（条例による事務処理の特例の効果）

第二百五十二条の十七の三 前条第一項の条例の定めるところにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合においては、当該条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内において、当該市町村に関する規定として当該市町村に適用があるものとする。

2 前項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる助言等、資料の提出の要求等又は是正の要求等は、都道府県知事を通じて行うことができるものとする。

3 第一項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により市町村が国の行政機

関と行うものとなる協議は、都道府県知事を通じて行うものとし、当該法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる許認可等に係る申請等は、都道府県知事を経由して行うものとする。

(是正の要求等の特則)

第二百五十二条の十七の四 都道府県知事は、第

二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち自治事務の処理が法令の規定に違反しているとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、第二百四十五条の五第二項に規定する各大臣の指示がない場合であっても、同条第三項の規定により、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に対する同条第四十五条の八第二項において準用する同条第一項から第十一項までの規定の適用については、同条第十二項において読み替えて準用する同条第二項から第四項まで、第六項、第八項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは、「各大臣」とする。この場合においては、同条第十三項の規定は適用しない。

3 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四十五条の五第三項の規定による是正の要求(第一項の規定による是正の要求を含む。)を行つた都道府県知事は、第二百五十二条第一項各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する各大臣の指示がない場合であっても、同条第二項の規定により、訴えをもつて当該是正の要求を受けた市町村の不作为の違法の確認を求めることができる。

4 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る市町村長の処分についての第二百五十五条の二第一項の審査請求の裁決に不服がある者は、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対して再審査請求をすることができる。

5 市町村長が第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理する

こととされた事務のうち法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、再々審査請求をすることができる。この場合において、再々審査請求は、当該処分に係る再審査請求若しくは審査請求の裁決又は当該処分を対象として、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対してするものとする。

6 前項の再々審査請求については、行政不服審査法第四章の規定を準用する。

7 前項において準用する行政不服審査法の規定に基づく処分及びその不作为については、行政不服審査法第二条及び第三条の規定は、適用しない。

第五節 雑則

(組織及び運営の合理化に係る助言及び勧告並びに資料の提出の要求)

第二百五十二条の十七の五 総務大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、普通地方公共団体に対し、適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2 総務大臣は、都道府県知事に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。

3 普通地方公共団体の長は、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、総務大臣又は都道府県知事に対し、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に関する技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

(財務に係る実地検査)

第二百五十二条の十七の六 総務大臣は、必要があるときは、都道府県について財務に係るある事務に関し、実地の検査を行うことができる。

2 都道府県知事は、必要があるときは、市町村について財務に係るある事務に関し、実地の検査を行うことができる。

3 総務大臣は、都道府県知事に対し、前項の規定による検査に関し、必要な指示をすることができる。

4 総務大臣は、前項の規定によるほか、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、市町村について財務に係るある事務に関し、実地の検査を行うことができる。

(市町村に関する調査)

第二百五十二条の十七の七 総務大臣は、第二百五十二条の十七の五第一項及び第二項並びに前条第三項及び第四項の規定による権限の行使のためその他市町村の適正な運営を確保するため必要があるときは、都道府県知事に対し、市町村についてその特に指定する事項の調査を行うよう指示をすることができる。

(長の臨時代理者)

第二百五十二条の十七の八 第二百五十二条の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理する者がないときは、都道府県知事については総務大臣、市町村長については都道府県知事は、普通地方公共団体の長の被選挙権を有する者で当該普通地方公共団体の区域内に住所を有するもののうちから臨時代理者を選任し、当該普通地方公共団体の長の職務を行わせることができる。

2 臨時代理者は、当該普通地方公共団体の長の選挙権、就任する時まで、普通地方公共団体の長の権限に属するすべての職務を行う。

3 臨時代理者により選任又は任命された当該普通地方公共団体の職員は、当該普通地方公共団体の長の選挙され、就任した時は、その職を失う。

(臨時選挙管理委員)

第二百五十二条の十七の九 普通地方公共団体の選挙管理委員会が成立しない場合において、当該普通地方公共団体の議会もまた成立していないときは、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事は、臨時選挙管理委員を選任し、選挙管理委員の職務を行わせることができる。

(臨時選挙管理委員の給与)

第二百五十二条の十七の十 前条の臨時選挙管理委員に対する給与は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員に対する給与の例によりこれを定める。

(在職期間の通算)

第二百五十二条の十八 都道府県は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する

公務員(同法同条に規定する公務員とみなされる者を含む。以下本条中「公務員」という。)であつた者、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下本条中「退職年金条例」という。)の適用を受ける職員(その都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下本条中「他の都道府県の職員」という。)であつた者又は市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員中政令で定める者(以下本条中「市町村の教育職員」という。)であつた者が、当該都道府県の退職年金条例の適用を受ける職員(その都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下本条中「他の都道府県の職員」という。)であつた者又は市町村の教育職員となつた場合における当該市町村について、前

2 都道府県は、当該都道府県の職員であつた者が公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員となり、その当該都道府県の職員としての在職期間が恩給法の規定による恩給の基礎となるべき在職期間又は他の都道府県若しくは市町村の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算される場合における必要な調整措置を、政令の定める基準に従い、講じなければならない。

3 第一項の規定は、公務員であつた者、都道府県の職員(都道府県の退職年金条例の適用を受ける職員(その都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。))をいう。以下本項において同じ。)であつた者又は他の市町村の教育職員であつた者が市町村の教育職員となつた場合における当該市町村について、前

項の規定は、市町村の教育職員であつた者が公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員となつた場合における当該市町村について、これを準用する。

4 普通地方公共団体は、第一項及び前項の規定の適用がある場合のほか、他の普通地方公共団体の退職年金条例の適用を受ける職員であつた者が当該普通地方公共団体の退職年金条例の適用を受ける職員となつた場合においては、当該他の普通地方公共団体の退職年金条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該普通地方公共団体の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となる在職期間に通算する措置を講ずるように努めなければならない。

第二百五十二条の十八の二 普通地方公共団体

は、国又は他の普通地方公共団体の職員から引き続き当該普通地方公共団体の職員となつた者に係る退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該国又は他の普通地方公共団体の職員としての引き続きいた在職期間を当該普通地方公共団体の職員としての引き続きいた在職期間に通算する措置を講ずるよう努めなければならない。

第十三章 大都市等に関する特例

第一节 大都市に関する特例

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 旅行病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 七の二 介護保険に関する事務
- 八 障害者の自立支援に関する事務

八の二 生活困窮者の自立支援に関する事務

九 食品衛生に関する事務

九の二 医療に関する事務

十 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務

十一 結核の予防に関する事務

十一の二 難病の患者に対する医療等に関する事務

十二 土地区画整理事業に関する事務

十三 屋外広告物の規制に関する事務

2 指定都市がこれに基づく政令の定めるところにより、都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、各大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

(区の設置)

第二百五十二条の二十 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があるとき認めるときはその出張所を置くものとす

2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならない。

3 区にその事務所の長として区長を置く。

4 区長又は区の事務所の出張所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。

5 区に選挙管理委員会を置く。

6 第四条第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第七十五

五条第二項の規定は区長又は第四項の区の事務所の出張所の長に、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。

指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。こ

の場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができる。

8 第二百二条の五第二項から第五項まで及び第二百二条の六から第二百二条の九までの規定は、区地域協議会に準用する。

9 指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならない。

10 第七項の規定に基づき、区に区地域協議会を置く指定都市は、第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができる。

11 前各項に定めるもののほか、指定都市の区に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

(総合区の設置)

第二百五十二条の二十の二 指定都市は、その行政の円滑な運営を確保するため必要があると認めるときは、前条第一項の規定にかかわらず、市長の権限に属する事務のうち特定の区の区域内に関するものを第八項の規定により総合区長に執行させるため、条例で、当該区に代えて総合区を設け、総合区の事務所又は必要があるとき認めるときはその出張所を置くことができる。

2 総合区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに総合区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならない。

3 総合区にその事務所の長として総合区長を置く。

4 総合区長は、市長が議会の同意を得てこれを選任する。

5 総合区長の任期は、四年とする。ただし、市長は、任期中においてもこれを解職することができる。

6 総合区の事務所の職員のうち、総合区長があるから指定する者は、総合区長に事故があるとき又は総合区長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 第四百四十一条、第四百四十二条、第四百五十九

条、第四百六十四条、第四百六十五条第二項、第四百六十六

条第一項及び第三項並びに第四百七十五

条第二項の規定は、総合区長について準用する。

8 総合区長は、総合区の区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例により総合区長が執行することとされた事務及び市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するもので次に

掲げるものを執行し、これらの事務の執行について当該指定都市を代表する。ただし、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

一 総合区の区域に住所を有する者の意見を反映させて総合区の区域のまちづくりを推進する事務(法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。)

二 総合区の区域に住所を有する者相互間の交流を促進するための事務(法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。)

三 社会福祉及び保健衛生に関する事務のうち総合区の区域に住所を有する者に対して直接提供される役割に関する事務(法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、主として総合区の区域内に関する事務で条例で定めるもの

9 総合区長は、総合区の事務所又はその出張所の職員(政令で定めるものを除く。)を任免する。ただし、指定都市の規則で定める主要な職員を任免する場合においては、あらかじめ、市長の同意を得なければならない。

10 総合区長は、歳入歳出予算のうち総合区長が執行する事務に係る部分に關し必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができ

11 総合区に選挙管理委員会を置く。

12 第四条第二項の規定は第二項の総合区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域について、第四百七十五

条第二項の規定は総合区長の職務所の出張所の長について、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について準用する。

13 前条第七項から第十項までの規定は、総合区について準用する。

14 前各項に定めるもののほか、指定都市の総合区に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

(政令への委任)

第二百五十二条の二十一 法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

(指定都市都道府県調整会議)

第二百五十二条の二十一の二 指定都市及び当該

指定都市を包括する都道府県（以下この条から第二百五十二条の二十一の四までにおいて「包括都道府県」という。）は、指定都市及び包括都道府県の事務の処理について必要な協議を行うため、指定都市都道府県調整会議を設ける。

2 指定都市都道府県調整会議は、次に掲げる者をもって構成する。

一 指定都市の市長

二 包括都道府県の知事

3 指定都市の市長及び包括都道府県の知事は、必要と認めるときは、協議して、指定都市都道府県調整会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 指定都市の市長以外の指定都市の執行機関が当該執行機関の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者

二 指定都市の市長がその補助機関である職員のうちから選任した者

三 指定都市の議会が当該指定都市の議会の議員のうちから選挙により選出した者

四 包括都道府県の知事以外の包括都道府県の執行機関が当該執行機関の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者

五 包括都道府県の知事がその補助機関である職員のうちから選任した者

六 包括都道府県の議会が当該包括都道府県の議会の議員のうちから選挙により選出した者

七 学識経験を有する者

4 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、指定都市の市長又は包括都道府県の知事以外の執行機関の権限に属する事務の処理について、指定都市都道府県調整会議における協議を行う場合には、指定都市都道府県調整会議に、当該執行機関が当該執行機関の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者を構成員として加えるものとする。

5 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、第二条第六項又は第十四項の規定の趣旨を達成

するため必要があると認めるときは、指定都市の市長にあつては包括都道府県の事務に關し当該包括都道府県の知事に對して、包括都道府県の知事に對しては指定都市の事務に關し当該指定都市の市長に對して、指定都市都道府県調整会議において協議を行うことを求めることができる。

6 前項の規定による求めを受けた指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、指定都市都道府県調整会議に關し必要な事項は、指定都市都道府県調整会議が定める。

(指定都市と包括都道府県との協議に係る報告)

第二百五十二条の二十一の三 指定都市の市長又は

包括都道府県の知事は、前条第五項の規定による求めに係る協議を調えるため必要があると認めるときは、総務大臣に對し、文書で、当該指定都市及び包括都道府県の事務の処理に關し当該協議を調えるため必要な報告を行うことを求めることができる。

2 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、前項の規定による報告の求め（以下この条及び次条において「報告の求め」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該指定都市又は包括都道府県の議会の議決を経なければならない。

3 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、報告の求めをしようとするときは、指定都市の市長にあつては包括都道府県の知事、包括都道府県の知事に對しては指定都市の市長に對し、その旨をあらかじめ通知しなければならない。

4 報告の求めをした指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、総務大臣の同意を得て、当該報告の求めを取り下げることができる。

5 総務大臣は、報告の求めがあつた場合においては、これを国の關係行政機関の長に通知するとともに、次条第二項の規定により指定都市都道府県調整委員を任命し、当該報告の求めに係る総務大臣の報告について意見を求めなければならない。

6 前項の規定により通知を受けた国の關係行政機関の長は、総務大臣に對し、文書で、当該報告の求めについて意見を申し出ることができる。

7 総務大臣は、前項の意見の申出があつたときは、当該意見を指定都市都道府県報告調整委員に通知するものとする。

8 総務大臣は、指定都市都道府県報告調整委員から意見が述べられたときは、遅滞なく、指定都市の市長及び包括都道府県の知事に對し、第二条第六項又は第十四項の規定の趣旨を達成するため必要な報告をするともに、当該報告の内容を国の關係行政機関の長に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

(指定都市都道府県報告調整委員)

第二百五十二条の二十一の四 指定都市都道府県

報告調整委員は、前条第五項の規定による総務大臣からの意見の求めに応じ、総務大臣に對し、報告の求めがあつた事項に關して意見を述べる。

2 指定都市都道府県報告調整委員は、三人とし、事件ごとに、優れた識見を有する者のうちから、総務大臣がそれぞれ任命する。

3 指定都市都道府県報告調整委員は、非常勤とする。

4 指定都市都道府県報告調整委員は、報告の求めをした指定都市の市長若しくは包括都道府県の知事が前条第四項の規定により報告の求めを取り下げたときは又は同条第五項の規定による総務大臣からの意見の求めに応じ、総務大臣に對し、報告の求めがあつた事項に關して意見を述べたときは、その職を失う。

5 総務大臣は、指定都市都道府県報告調整委員が当該事件に直接利害關係を有することとなつたときは、当該指定都市都道府県報告調整委員を罷免しなければならない。

6 第二百五十条の九第二項、第八項、第九項（第一号を除く。）及び第十項から第十四項までの規定は、指定都市都道府県報告調整委員に準用する。この場合において、同条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、同条第九項中「総務大臣は、両議院の同意を得て」とあるのは「総務大臣は」と、「三人以上」とあるのは「二人以上」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第十項中「二人」とあるのは「一人」と、同条第十一項中「両議院の同意を得て、その委員を」とあるのは「その指定都市都道府県報告調整委員を」と、同条第十二項中「第四項後段及び第八項から前項まで」とあるのは「第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び前項並びに第二百五十二条の二十一の四第五項」と読み替へるものとする。

(政令への委任)

第二百五十二条の二十一の五 前二条に規定するもののほか、第二百五十二条の二十一の三第一

項に規定する総務大臣の報告に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 中核市に關する特例

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口二十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適當でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 中核市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に關する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとす。

第二百五十二条の二十三 削除

(中核市の指定に係る手続)

第二百五十二条の二十四 総務大臣は、第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、關係市からの申出に基づき、これを行うものとする。

2 前項の規定による申出をしようとするときは、關係市は、あらかじめ、当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならない。

3 前項の同意については、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

(政令への委任)

第二百五十二条の二十五 第二百五十二条の二十一の規定は、第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定があつた場合について準用する。

(指定都市の指定があつた場合の取扱い)

第二百五十二条の二十六 中核市に指定された市について第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合は、当該市に係る第二百五十二条の二十二第一項の規定によ

る中核市の指定は、その効力を失うものとする。

(中核市の指定に係る手続の特例)

第二百五十二条の二十六の二 第七条第一項又は

第三項の規定により中核市に指定された市の区域の全部を含む区域をもつて市を設置する処分について同項の規定により総務大臣に届出又は申請があつた場合は、第二百五十二条の二十四第一項の關係市からの申出があつたものとみなす。

第十四章 国民の安全に重大な影響を及ぼ

す事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例

(資料及び意見の提出の要求)

第二百五十二條の二十六の三 各大臣又は都道府

県知事その他の都道府県の執行機関は、大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態（以下この章において「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と総称する。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その担任する事務に關し、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に關する基本的な方針について検討を行い、若しくは国民の生命、身体若しくは財産の保護のための措置（以下この章において「生命等の保護の措置」といふ。）を講じ、又は普通地方公共団体が講ずる生命等の保護の措置について適切と認める普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与（第二百四十五条の四第一項の規定による助言及び勧告を除く。）を行うため必要があると認めるときは、普通地方公共団体に對し、資料の提出を求めることができる。

2 各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の

執行機関は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その担任する事務に關し、當該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に關する基本的な方針について検討を行い、若しくは生命等の保護の措置を講じ、又は普通地方公共団体が講ずる生命等の保護の措置について適切と認める技術的な助言その他の普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与若しくは情報の提供を行うため必要があると認めるときは、普通地方公共団体に對し、意見の提出を求めることができる。

3 第一百四十五条の四第二項の規定は、前二項

の規定による市町村に対する都道府県知事その

他の都道府県の執行機関の資料又は意見の提出の求めについて準用する。

(事務処理の調整の指示)

第二百五十二条の二十六の四 各大臣は、国民の

安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その担任する事務に關し、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る都道府県において、一の市町村の区域を超える広域の見地から、当該都道府県の事務（法律又はこれに基づく政令により都道府県が処理することとされている事務であつて当該生命等の保護の措置に係るものに限る。）の処理と当該都道府県の区域内の市町村の事務（法律又はこれに基づく政令により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものであつて、当該生命等の保護の措置に密接に関連するものに限る。）の処理との間の調整を図る必要があると認めるときは、第二百四十五条の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定によるほか、当該都道府県に対し、当該調整を図るために必要な措置を講ずるよう指示をすることができ、この場合において、各大臣は、当該市町村に対し、当該指示をした旨を通知するものとする。

一 法律又はこれに基づく政令により指定都市

又は中核市が処理することとされている事務（法律又はこれに基づく政令によりこれらの市以外の市町村が当該事務を処理することとされている場合における当該事務を除く。）

二 前号に掲げる事務を除くほか、法律又はこ

れに基づく政令により市町村が処理すること
とされている事務のうち政令で定めるもの
三 第二百五十二条の十七の第二項の条例又は
地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和三十一年法律第百六十二号) 第五十五
条第一項の条例の定めるところにより市町村
が処理することとされている事務
前項後段の規定による通知は、都道府県知事
その他の都道府県の執行機関を通じてすること
ができる。

(生命等の保護の措置に関する指示)

第二百五十二條の二十六の五 各大臣は、国民の

安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は

発生するおそれがある場合において、当該国民

の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模及び態

の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模及び態

様、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る地域の状況その他の当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する状況と勘案して、その担任する事務に關し、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置に關し必要な指示をするのできる場合を除き、普通地方公共団体に対し、当該普通地方公共団体の事務の処理について当該生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に關し、必要な指示をすることができろ。

各大臣は、前項の規定により普通地方公共団

じめ、当該指示に係る同項に規定する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に關する状況を適切に把握し、当該普通地方公共団体の事務の処理について同項の生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置の検討を行うため、第二百五十二条の二十六の第三項又は第二項の規定による当該普通地方公共団体に対する資料又は意見の提出の求めその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

市町村に対する第一項の指示は、都道府県知

事その他の都道府県の執行機関を通じてすることができる。

各大臣は、第一項の指示をしたときは、その

旨及びその内容を国会に報告するものとする。

(普通地方公共団体相互間の応援の要求)

第二百五十二条の二十六の六 普通地方公共団体

の長又は委員会若しくは委員は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ずるため必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援を求めることができる場合を除き、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に對し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求めるられた普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、正当な理由がない限り、当該求めに応じなければならない。

(都道府県による応援の要求及び指示)

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生

し、又は発生するおそれがある場合において、当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援することを求めることができる場合を除き、市町村長又は市町村の委員会若しくは委員に對し、他の市町村長又は他の市町村の委員会若しくは委員を応援することを求めることができる。

都道府県知事は、前項に規定する場合において

て、同項の規定による求めのみによつては同項の生命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援すべきことを指示することができる場合を除き、市町村長又は市町村の委員会若しくは委員に對し、他の市町村長又は他の市町村の委員会若しくは委員を応援すべきことを指示することができる。

前二項の規定による求め又は指示に係る応援

を受ける市町村長又は市町村の委員会若しくは委員は、これらの規定の生命等の保護の措置の実施について、当該応援に従事する者を指揮する。

(国による応援の要求及び指示等)

第二百五十二条の二十六の八 都道府県知事は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第二百五十二条の二十六の六第一項若しくは前条第一項の規定による求め又は同条第二項の規定による指示のみによつてはこれらの規定の生命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援することとを求めるよう求めることができる場合を除き、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係るある事務を担当する各大臣に対し、他の都道府県知事又は他の都道府県の委員会若しくは委員に対し当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し若しくは発生するおそれがある場合は、都道府県の知事若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「事態発生都道府県の知事等」という。）又は当該国民の安全に重大な

きであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から三年を経過しないもの

六 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

七 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

八 当該普通地方公共団体の議会の議員

九 当該普通地方公共団体の職員

十 当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものであつた者

十一 当該普通地方公共団体の長、副知事若しくは副市長、会計管理者又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者

十二 当該普通地方公共団体に対し請負（外部監査契約に基づくものを除く。）をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人

（特定の事件についての監査の制限）
第二百五十二条の二十九 包括外部監査人（普通地方公共団体と包括外部監査契約を締結し、かつ、包括外部監査契約の期間（包括外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に関する報告を提出すべき期間をいう。以下本章において同じ。）内にある者をいう。以下本章において同じ。）又は個別外部監査人（普通地方公共団体と個別外部監査契約を締結し、かつ、個別外部監査契約の期間（個別外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に関する報告を提出すべき期間をいう。以下本章において同じ。）内にある者をいう。以下本章において同じ。）は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人以上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

（監査の実施に伴う外部監査人と監査委員相互間の配慮）
第二百五十二条の三十 外部監査人（包括外部監査人及び個別外部監査人を含む。以下本章において同じ。）は、監査を実施するに当たっては、

監査委員にその旨を通知する等相互の連絡を図るとともに、監査委員の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

2 監査委員は、監査を実施するに当たっては、外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

（監査の実施に伴う外部監査人の義務）
第二百五十二条の三十一 外部監査人は、外部監査契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもつて、誠実に監査を行う義務を負う。

2 外部監査人は、外部監査契約の履行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査をしなければならない。

3 外部監査人は、監査の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。外部監査人でなくなつた後であつても、同様とする。

4 前項の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

5 外部監査人は、監査の事務に関しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（外部監査人の監査の事務の補助）
第二百五十二条の三十二 外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができる。この場合においては、外部監査人は、政令の定めるところにより、あらかじめ監査委員に協議しなければならない。

2 監査委員は、前項の規定による協議が調つた場合には、直ちに当該監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を告示しなければならない。

3 第一項の規定による協議は、監査委員の合議によるものとする。

4 外部監査人は、監査が適正かつ円滑に行われるよう外部監査人補助者（第二項の規定により外部監査人の監査の事務を補助する者として告示された者であつて、かつ、外部監査人の監査の事務を補助できる期間内にあるものをいう。以下本条において同じ。）を監督しなければならない。

5 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務を補助したことに関して知り得た秘密を漏らしてはならない。外部監査人補助者でなくなつた後であつても、同様とする。

6 前項の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

7 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 外部監査人は、第二項の規定により告示された者に監査の事務を補助させる必要がなくなつたときは、速やかに、その旨を監査委員に通知しなければならない。

9 前項の通知があつたときは、監査委員は、速やかに、当該通知があつた者の氏名及び住所並びにその者が外部監査人を補助する者でなくなつたことを告示しなければならない。

10 前項の規定による告示があつたときは、当該告示された者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間は終了する。

（外部監査人の監査への協力）
第二百五十二条の三十三 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たっては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

2 代表監査委員は、外部監査人の求めに応じ、監査委員の監査の事務に支障のない範囲内において、監査委員の事務局長、書記その他の職員、監査専門委員又は第八十条の三の規定による職員を外部監査人の監査の事務に協力させることができる。

（議会による説明の要求又は意見の陳述）
第二百五十二条の三十四 普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に関し必要があると認めるときは、外部監査人又は外部監査人であつた者の説明を求めることができる。

2 普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に関し必要があると認めるときは、外部監査人に対し意見を述べることができ。

（外部監査契約の解除）
第二百五十二条の三十五 普通地方公共団体の長は、外部監査人が第二百五十二条の二十八第一項各号のいずれにも該当しなくなつたとき（同条第二項の規定により外部監査契約が締結された場合にあつては、税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）でなくなつたとき）、又は同条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該外部監査人と締結している外部監査契約を解除しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、外部監査人が心身の故障のため監査の遂行に堪えないと認めると

き、外部監査人にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は外部監査契約に係る義務に違反する行為があると認めるときその他外部監査人と外部監査契約を締結していることが著しく不適当と認めるときは、外部監査契約を解除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、その意見を付けて議会の同意を得なければならない。

3 外部監査人が、外部監査契約を解除しようとするときは、普通地方公共団体の長の同意を得なければならない。この場合においては、当該普通地方公共団体の長は、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

4 前二項の規定による意見は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第一項若しくは第二項の規定により外部監査契約を解除したとき、又は第三項の規定により外部監査契約を解除されたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、遅滞なく、新たに外部監査契約を締結しなければならない。

6 外部監査契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

第二節 包括外部監査契約に基づく監査（包括外部監査契約の締結）
第二百五十二条の三十六 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

一 都道府県

二 政令で定める市

2 前項第二号に掲げる市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定めたものの長は、同項の政令で定めるところにより、条例で定める会計年度において、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

3 前二項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

4 第一項又は第二項の規定により包括外部監査契約を締結する場合には、第一項各号に掲げる普通地方公共団体及び第二項の条例を定めた第

一項第二号に掲げる市以外の市又は町村（以下「包括外部監査対象団体」という。）は、連続して四回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。

5 包括外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。

一 包括外部監査契約の期間の始期
二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
三 前二号に掲げる事項のほか、包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの

6 包括外部監査対象団体の長は、包括外部監査契約を締結したときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項その他政令で定める事項を直ちに告示しなければならない。

7 包括外部監査契約の期間の終期は、包括外部監査契約に基づく監査を行うべき会計年度の末日とする。

8 包括外部監査対象団体は、包括外部監査契約の期間を十分に確保するよう努めなければならない。

（包括外部監査人の監査）

第二百五十二条の三十七 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

2 包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。

3 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に少なくとも一回以上第一項の規定による監査をしなければならない。

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体

が借入金、元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要であると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

第二百五十二条の三十八

包括外部監査人は、監査のため必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人の帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

3 監査委員は、前条第五項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを公表しなければならない。

4 監査委員は、包括外部監査人の監査の結果に關し必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員にその意見を提出することができる。

5 第一項の規定による協議又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 前条第五項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査

対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

第三節 個別外部監査契約に基づく監査（第七十五条の規定による監査の特例）

第二百五十二条の三十九 第七十五条第一項の請求に係る監査について

監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の同項の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、同項の請求をする場合には、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第七十五条第一項の請求（以下この条において「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」という。）については、第七十五条第二項から第五項までの規定は、適用しない。

3 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求があつたときは、監査委員は、直ちに、政令で定めるところにより、当該請求の要旨を公表するとともに、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることにして意見を付けて、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、当該通知があつた日から二十日以内に議会を招集し、同項の規定による監査委員の意見を付けて、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることにして、議会に付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない。

5 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た場合には、当該普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査契約を一の者と締結しなければならない。

6 前項の個別外部監査契約を締結する場合には、当該普通地方公共団体の長は、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

7 第三項又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

8 第五項の個別外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。

一 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項

二 個別外部監査契約の期間
三 個別外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
四 前三号に掲げる事項のほか、個別外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの

9 普通地方公共団体の長は、第五項の個別外部監査契約を締結したときは、前項第一号から第三号までに掲げる事項その他政令で定める事項を直ちに告示しなければならない。

10 包括外部監査対象団体の長が、第五項の個別外部監査契約を当該包括外部監査対象団体の包括外部監査人と締結するときは、第六項の規定は、適用しない。この場合において、当該個別外部監査契約は、個別外部監査契約の期間が当該包括外部監査対象団体が締結している包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間を超えないものであり、かつ、個別外部監査契約を締結した者に支払うべき費用の額の算定方法が当該包括外部監査契約で定める包括外部監査契約を締結した者に支払うべき費用の額の算定方法に準じたものでなければならない。

11 前項の規定により第五項の個別外部監査契約を締結した包括外部監査対象団体の長は、その旨を議会に報告しなければならない。

12 第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項につき監査し、かつ、監査の結果に関する報告を決定するとともに、これを当該個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

13 監査委員は、前項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを当該

事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る代表者に送付するとともに、公表しなければならない。

14 前条第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定は、事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「包括外部監査対象団体」とあるのは「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と、同条第六項中「前条第五項」とあるのは「次条第十二項」と、「包括外部監査対象団体」とあるのは「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。

15 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会がこれを否決したときは、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求は、初めから第一項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない第七十五条第一項の請求であつたものとみなして、同条第三項から第五項までの規定を適用する。

(第九十八條第二項の規定による監査の特例)
第二百五十二條の四十一 第九十八條第二項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の議会は、同項の請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第九十八條第二項の請求（以下本条において「議会からの個別外部監査の請求」という。）については、監査委員は、当該議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての監査及び監査の結果に関する報告は行わない。

3 議会からの個別外部監査の請求があつたときは、監査委員は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。
4 前条第五項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第五項中「事務の

監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た」とあるのは「次条第三項の規定による通知があつた」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは「同条第二項に規定する議会からの個別外部監査の請求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「次条第一項」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「次条第二項に規定する議会からの個別外部監査の請求」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する前条第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、議会からの個別外部監査の請求に係る事項につき監査しなければならない。

6 第九十九條第二項後段、第二百五十二條の三十七第五項及び第二百五十二條の三十八の規定は、議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第二百五十二條の三十七第五項並びに第二百五十二條の三十八第二項、第四項及び第六項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。

(第九十九條第六項の規定による監査の特例)
第二百五十二條の四十一 第九十九條第六項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第九十九條第六項の要求（以下本条において「長からの個別外部監査の要求」という。）については、同項の規定にかかわらず、監査委員は、当該長からの個別外部監査の要求に係る事項についての監査は行わない。

3 長からの個別外部監査の要求があつたときは、監査委員は、直ちに、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

4 第二百五十二條の三十九第四項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「第二百五十二條の四十一第三項」と、「長は、当該通知があつた日から二十日以内に議会を招集し」とあるのは「長は」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「同条第二項に規定する長からの個別外部監査の要求」と、「付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない」とあるのは「付議しなければならない」と、同条第五項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について」とあるのは「第二百五十二條の四十一第二項に規定する長からの個別外部監査の要求について」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは「同項に規定する長からの個別外部監査の請求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「第二百五十二條の四十一第三項」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「第二百五十二條の四十一第二項に規定する長からの個別外部監査の要求」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する第二百五十二條の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、長からの個別外部監査の要求に係る事項につき監査しなければならない。

6 第二百五十二條の三十七第五項及び第二百五十二條の三十八の規定は、長からの個別外部監査の要求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第二百五十二條の三十七第五項並びに第二百五十二條の三十八第二項、第四項及び第六項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。

(第九十九條第七項の規定による監査の特例)
第二百五十二條の四十二 普通地方公共団体が第九十九條第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体の

執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第二百四十四條の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについての第九十九條第七項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第九十九條第七項の要求（以下本条において「財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求」という。）については、同項の規定にかかわらず、監査委員は、当該財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項についての監査は行わない。

3 財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求があつたときは、監査委員は、直ちに、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

4 第二百五十二條の三十九第四項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「第二百五十二條の四十二第三項」と、「長は、当該通知があつた日から二十日以内に議会を招集し」とあるのは「長は」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「同条第二項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求」と、「付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない」とあるのは「付議しなければならない」と、同条第五項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について」とあるのは「第二百五十二條の四十二第二項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求について」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは「同項に規定する財政

的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「第二百五十二条の四十二第三項」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「第二百五十二条の四十二第二項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の請求」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項につき監査しなければならない。

6 第二百五十二条の三十七第五項及び第二百五十二条の三十八の規定は、財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第二百五十二条の三十七第五項並びに第二百五十二条の三十八第二項、第四項及び第六項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。

(住民監査請求等の特例)
第二百五十二条の四十三 第二百四十二条第一項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の住民は、同項の請求をする場合において、特に必要があるとき、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2 監査委員は、前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第二百五十二条第一項の請求（以下この条において「住民監査請求に係る個別外部監査の請求」という。）があつた場合において、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めるときは、個別外部監査契約に基づく監査によることを決定し、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から二十日以内に、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通

知をした旨を、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に直ちに通知しなければならない。

3 第二百五十二条の三十九第五項から第十一項までの規定は、前項前段の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第五項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項前段の規定による通知があつた」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは「同項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項の規定による監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることに基づく監査によること」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る事項について監査を行い、かつ、監査の結果に関する報告を決定するとともに、これを監査委員に提出しなければならない。

5 第二項前段の規定による通知があつた場合における第二百五十二条第五項から第七項まで及び第十一項並びに第二百四十二条の第二項及び第二百五項の規定の適用については、第二百五十二条第五項中「第一項の規定による請求」とあるのは「第二百五十二条の四十三第四項の規定による監査の結果に関する報告の提出」と、「監査を行い」とあるのは「当該監査の結果に関する報告に基づき」と、「請求人に通知する」とあるのは「同条第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知する」と、同条第六項中「監査委員の監査」とあるのは「請求に理由があるかどうかの決定」と、「第一項の規定による」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求」と、「六十日」と

あるのは「九十日」と、同条第七項中「監査委員は、第五項」とあるのは「第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、第二百五十二条の四十三第四項」と、同条第十一項中「第四項の規定による報告、第五項」とあるのは「第五項」と、「監査及び報告並びに前項の規定による意見」とあるのは「請求に理由があるかどうかの決定及び報告」と、第二百五十二条の二第二項中「前条第一項の規定による」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の」と、「同条第五項の規定による監査委員の監査の結果」とあるのは「前条第五項の規定による請求に理由がない旨の決定」と、「監査若しくは」とあるのは「請求に理由がない旨の決定若しくは」と、「同条第一項」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査」と、同条第二項第一号中「監査の結果」とあるのは「請求に理由がない旨の決定」と、「当該監査の結果」とあるのは「当該請求に理由がない旨」と、同項第三号中「六十日」とあるのは「九十日」と、「監査又は」とあるのは「当該請求に理由がない旨の決定又は」とする。

6 第二百五十二条の三十八第一項、第二項及び第五項の規定は、住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、同条第二項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。

7 個別外部監査人は、第五項において読み替えて適用する第二百五十二条第七項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員は、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる。

8 前項の規定による協議は、監査委員の合議によるものとする。

9 住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた場合において、監査委員が当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から二十日以内に、当該普通地方公共団体の長に第二

項前段の規定による通知を行わないときは、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求は、初めから第一項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない第二百五十二条第一項の請求であつたものとみなす。この場合において、監査委員は、同条第五項の規定による通知を行うときに、併せて当該普通地方公共団体の長に第二項前段の規定による通知を行なかつた理由を書面により当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

(個別外部監査契約の解除)

第二百五十二条の四十四 第二百五十二条の三十九第二項、第四項及び第五項の規定は、個別外部監査人が第二百五十二条の二十九の規定により監査することができなくなつたと認められる場合について準用する。

第四節 雑則

(一部事務組合等に関する特例)

第二百五十二条の四十五 一部事務組合又は広域連合に係る包括外部監査契約に基づく監査については、一部事務組合又は広域連合を第二百五十二条の三十六第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村とみなして、第二節（同項を除く。）の規定を準用する。

(政令への委任)

第二百五十二条の四十六 この法律に規定するもののほか、外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項その他本章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十六章 補則

第二百五十三条 都道府県知事の権限に属する市町村に関する事件で数都道府県にわたるものがあるときは、関係都道府県知事の協議により、その事件を管理すべき都道府県知事を定めることができる。

前項の場合において関係都道府県知事の協議が調わないときは、総務大臣は、その事件を管理すべき都道府県知事を定め、又は都道府県知事に代つてその権限を行うことができる。

第二百五十四条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

第二百五十五条 この法律に規定するものを除くほか、第六条第一項及び第二項、第六条の第二

一項並びに第七条第一項及び第三項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百五十五条の二 法定受託事務に係る次の各号に掲げる処分及びその不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に代えて、当該不作為に係る執行機関に対してすることとする。

一 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分 当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣

二 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の処分 都道府県知事

三 市町村教育委員会の処分 都道府県教育委員会

四 市町村選挙管理委員会の処分 都道府県選挙管理委員会

2 普通地方公共団体の長その他の執行機関が法定受託事務に係る処分をする権限を当該執行機関の事務を補助する職員若しくは当該執行機関の管理に属する機関の職員又は当該執行機関の管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分に係る審査請求につき、当該委任をした執行機関が裁決をしたときは、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。この場合において、当該再審査請求は、当該委任をした執行機関が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求をすべき者に対してするものとする。

第二百五十五条の三 普通地方公共団体の長が過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

第二百五十五条の四 法律の定めるところにより異議の申出、審査請求、再審査請求又は審査の申立てをすることができる場合を除くほか、普通地方公共団体の事務についてこの法律の規定により普通地方公共団体の機関がした処分により違法に権利を侵害されたとする者は、その処

分があつた日から二十一日以内に、都道府県の機関がした処分については総務大臣、市町村の機関がした処分については都道府県知事に審決の申請をすることができる。

第二百五十五条の五 総務大臣又は都道府県知事に対して第四百四十三条第三項（第八十条の五第八項及び第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請があつた場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁決をし、又は審決をするものとする。ただし、行政不服審査法第二十四条（第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を却下する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第九条、第十七条及び第四十三条の規定は、適用しない。この場合における同法の他の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項に規定する審査の申立て又は審決の申請については、第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第九条の規定は、適用しない。この場合における同項において準用する行政不服審査法の他の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の規定による自治紛争処理委員の審理に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百五十六条 市町村の境界に関する裁定若しくは決定又は市町村の境界の確定、普通地方公共団体における直接請求の署名簿の署名、直接請求に基づく議会の解散又は議長若しくは長の解職の投票及び副知事、副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の議決、議会において行う選挙若しくは決定又は再議決若しくは再選挙、選挙管理委員会において行う資格の決定その他この法律に基づく住民の賛否の投票に関する効力は、この法律に定める争訟の提起期間及び管轄裁判所に関する規定によることによつてのみこれを争うことができる。

第二百五十七条 この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による審査の申立てに対する裁決は、その申立てを受理した日から九十日以内にこれをしななければならない。この法律の規定による異議の申出又は審査の申立てに対して決定又は裁決をすべき期間内に決定又は裁決がないときは、その申出又は申立てをしりぞける旨の決定又は裁決があつたものとみなすことができる。

第二百五十八条 この法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法第九条から第十四条まで、第十八条第一項ただし書及び第三項、第十九条第一項、第二項、第四項及び第五項第三号、第二十一条、第二十三条から第三十八条まで及び第四十条、第四十一条から第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条並びに第五十条から第五十三条までの規定を準用する。

2 前項において準用する行政不服審査法の規定に基づく処分及びその不作為については、行政不服審査法第二条及び第三条の規定は、適用しない。

第二百五十九条 郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。

郡の区域内において市の設置があつたとき、又は郡の区域の境界にわたつて市町村の境界の変更があつたときは、郡の区域も、また、自ら変更する。

郡の区域の境界にわたつて町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第一項の例によりこれを定める。

第一項から第三項までの場合においては、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第七条第八項の規定は、第一項又は前項の規定により郡の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は郡の区域を変更する場合にこれを準用する。

第一項乃至第三項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止

し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下この条及び第二百六十条の四十九第二項において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていると認められること。

二 その区域が、住民にとつて客観的に明らかになものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 区域
- 四 主たる事務所の所在地
- 五 構成員の資格に関する事項
- 六 代表者に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項

第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができ、この場合において、当該請求しようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に對抗することができない。

市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。

認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並び

に」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。

認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第八十号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常これをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければなら

ない。

認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に對抗することができない。

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないと

きに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表

権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

一 財産の状況を監査すること。

二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。前項の構成員は、規約又は総会の決議によ

り、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。

前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 規約で定めた解散事由の発生

二 破産手続開始の決定

三 第二百六十条の二第四項の規定による同条第一項の認可の取消し

四 総会の決議

五 構成員が欠けたこと。

六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の終了
二 債権の取立て及び債務の弁済
三 残余財産の引渡し
清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものであるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
二 解散及び清算の監督に関する事件
三 清算人に関する事件

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができる。

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合に

は、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可

可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四十二 認可地縁団体の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることできる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的とし

て信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合に

は、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の第二十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

第二百六十条の四十一 第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。

二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。

前条第一項の規定による告示後前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十

号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十

号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十

十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

第二百六十条の四十六

認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行った認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長は、第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行った認可地縁団体に提供するものとする。

第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行った認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七

不動産登記法第七十四条

第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第二百六十条の四十八

次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反し、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

第二百六十条の四十九

市町村は、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようになければならない。

市町村長は、前項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体（当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。）又は当該団体を主たる構成員とする団体であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができる。

一 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（以下この条において「特定地域共同活動」という。）を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。

二 民主的に透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。

三 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。

四 前三号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。

市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に關し必要な支援を行うものとする。

市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の状況及び当該特定地域共同活動に対する前項の支援の状況について公表するものとする。

指定地域共同活動団体は、特定地域共同活動を他の地域的な共同活動を行う団体と連携して効率的かつ効果的に行うため、当該特定地域共同活動と他の地域的な共同活動を行う団体が行う当該特定地域共同活動と関連性が高い活動との間の調整を行うよう市町村長に求めることができる。この場合において、市町村長は、必要があると認めるときは、当該調整を図るために必要な措置を講じなければならない。

市町村は、当該市町村の事務の処理が指定地域共同活動団体が行う当該事務に関連する特定地域共同活動と一体的に行われることにより、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、当該事務の当該指定地域共同活動団体への委託については、第二百三十四条第二項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該市町村の規則で定める手続により、随意契約によることができる。

市町村は、指定地域共同活動団体が当該市町村の所有に属する行政財産を使用して特定地域共同活動を行うことにより、当該指定地域共同活動に関連する当該市町村の事務の処理と相まって、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該指定地域共同活動の用に供するため、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該指定地域共同活動団体に貸し付けることができる。

前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。

第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第七項の規定による貸付けについて準用する。

市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動の状況そ

の他必要な事項に関し報告を求めることができる。

市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは当該市町村の条例に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、この条の規定の施行に必要な限度において、当該指定地域共同活動団体に對し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認める場合であつて前項の規定による命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであるとき、同項の規定による命令に違反したとき、又は不正な手段により第二項の指定を受けたときその他条例で定めるときは、その指定を取り消すことができる。

第二百六十一条 一の普通地方公共団体のみに適用される特別法が国会又は参議院の緊急集会において議決されたときは、最後に議決した議院の議長（衆議院の議長が国会の議長となつた場合には衆議院議長とし、参議院の緊急集会においては議決した場合に参議院議長とする。）は、当該法律を添えてその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

前項の規定による通知があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律を添えてその旨を総務大臣に通知し、総務大臣は、その通知を受けた日から五日以内に、関係普通地方公共団体の長にその旨を通知するとともに、当該法律その他関係書類を送付しなければならない。

前項の規定による通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から三十一日以後六十日以内に、選挙管理委員会をして当該法律について賛否の投票を行わしめなければならない。

前項の投票の結果が判明したときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から五日以内に関係書類を添えてその結果を総務大臣に報告し、総務大臣は、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。その投票の結果が確定したことを知つたときも、また、同様とする。

前項の規定により第三項の投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣総理大臣

は、直ちに当該法律の公布の手続をとるとともに衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならない。

第二百六十二条 政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、前条第三項の規定による投票にこれを準用する。

前条第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は第七十六条第三項の規定による解散の投票若しくは第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票と同時にこれを行うことができる。

第二百六十三条 普通地方公共団体の経営する企業の組織及びこれに従事する職員の身分取扱並びに財務その他企業の経営に関する特例は、別に法律でこれを定める。

第二百六十三条の二 普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全国的な公益的法人に委託することにより、他の普通地方公共団体と共同して、火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業を行うことができる。

前項の公益的法人は、毎年一回以上定期に、その事業の経営状況を関係普通地方公共団体の長に通知するとともに、これを適当と認める新聞紙に二回以上掲載しなければならない。

第一項の相互救済事業で保険業に該当するものについては、保険業法は、これを適用しない。

第二百六十三条の三 都道府県知事若しくは都道府県の議会の議長、市長若しくは市の議会の議長又は町村長若しくは町村の議会の議長が、その相互間の連絡を緊密にし、並びに共通の問題を協議し、及び処理するためのそれぞれの全国の連合組織を設けた場合においては、当該連合組織の代表者は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

前項の連合組織で同項の規定による届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、総務大臣を経由して内閣に對し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。

内閣は、前項の意見の申出を受けたときは、これに遅滞なく回答するよう努めるものとする。

前項の場合において、当該意見が地方公共団体に對し新たに事務又は負担を義務付けると認

められる国の施策に関するものであるときは、内閣は、これに遅滞なく回答するものとする。

各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に對し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、第二項の連合組織が同項の規定により内閣に對して意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする。

第三編 特別地方公共団体

第一章 削除

第二百六十四条乃至第二百八十条 削除

第二章 特別区

第二百八十一条 都の区は、これを特別区という。

2 特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、地域における事務並びにその他の事務で法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされるもの及び法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされるものを処理する。

（都と特別区との役割分担の原則）

第二百八十一条の二 都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第二条第五項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第三項において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。

2 特別区は、基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第二条第三項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。

3 都及び特別区は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。

（特別区の廃置分合又は境界変更）

第二百八十一条の三 第七条の規定は、特別区については、適用しない。

第二百八十一条の四 市町村の廃置分合又は境界変更を伴わない特別区の廃置分合又は境界変更は、関係特別区の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により特別区の廃置分合をしようとするときは、都知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都と道府県との境界にわたる特別区の境界変更は、関係特別区及び関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。

4 第一項の場合において財産処分を必要とするときは関係特別区が、前項の場合において財産処分を必要とするときは関係特別区及び関係市町村が協議してこれを定める。

5 第一項、第三項及び前項の申請又は協議については、関係特別区及び関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第一項又は第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

8 都内の市町村の区域の全部又は一部による特別区の設置は、当該市町村の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

9 第二項及び第五項から第七項までの規定は、前項の規定による特別区の設置について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第八項」と、「廃置分合」とあるのは「設置」と、第五項中「第一項、第三項及び前項の申請又は協議」とあるのは「第八項の申請」と、「関係特別区及び関係のある普通地方公共団体」とあるのは「当該市町村」と、第六項中「第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたとき」とあるのは「第八項の規定による届出を受理したとき」と、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは「次項」と、「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と読み替えるものとする。

10 都内の市町村の廃置分合又は境界変更を伴う特別区の境界変更で市町村の設置を伴わないも

のは、関係特別区及び関係市町村の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

11 第二項及び第四項から第七項までの規定は、前項の規定による特別区の境界変更について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第十項」と、「廃置分合」とあるのは「境界変更」と、第四項中「第一項」とあるのは「第十項」と、「関係特別区が、前項の場合において財産処分を必要とするときは関係特別区」とあるのは「関係特別区」と、第五項中「第一項、第三項及び前項の申請又は協議」とあるのは「第十項の申請又は第十一項において準用する前項の協議」と、「関係のある普通地方公共団体」とあるのは「関係市町村」と、第六項中「第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたとき」とあるのは「第十項の規定による届出を受理したとき」と、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは「第十項」と、「前項」とあるのは「第十一項において準用する前項」と読み替えるものとする。

12 この法律に規定するものを除くほか、第一項、第二項、第八項及び第十項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百八十一条の五 第二百八十三条第一項の規定による特別区についての第九條第七項、第九條の第三項、第二項及び第六項並びに第九條第三項及び第五項の規定の適用については、第九條第七項中「第七條第一項又は第三項及び第七項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項若しくは第三項及び第六項又は同条第十項及び同条第十一項において準用する同条第六項」と、第九條の第三項第一項中「第七條第一項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項及び第十項」と、同条第二項中「第七條第三項」とあるのは「第二百八十一条の四第三項」と、同条第六項中「第七條第七項及び第八項」とあるのは「第二百八十一条の四第六項及び第七項」と、第九條第一項第三項中「第七條第一項又は第三項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項、第三項、第八項又は第十項」と、同条第五項中「第七條第一項又は第三項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項又は第八項」とする。

(都と特別区及び特別区相互の間の調整)
第二百八十一条の六 都知事は、特別区に対し、都と特別区及び特別区相互の間の調整上、特別

区の事務の処理について、その処理の基準を示す等必要な助言又は勧告をすることができ、(特別区財政調整交付金)

第二百八十二条 都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。

2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五條第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四條第一項及び第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課するもの収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額(同法第七十二條の二十四の七第九項の規定により同条第一項から第五項までに規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に同法第七百三十四條第四項に規定する政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を控除した額)に同項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法(平成十九年法律第五十三号)第二條第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。

3 都は、政令で定めるところにより、特別区財政調整交付金に関する事項について総務大臣に報告しなければならない。

4 総務大臣は、必要があると認めるときは、特別区財政調整交付金に関する事項について必要な助言又は勧告をすることができ、(都区協議会)

第二百八十二条の二 都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。

2 前条第一項又は第二項の規定により条例を制定する場合においては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、都区協議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(市に關する規定の適用)
第二百八十三条 この法律又は政令で特別の定めをするものを除くほか、第二編及び第四編中市に關する規定は、特別区にこれを適用する。

2 他の法令の市に關する規定中法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務で第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされているものに関するものは、特別区にこれを適用する。

3 前項の場合において、都と特別区又は特別区相互の間の調整上他の法令の市に關する規定をそのまま特別区に適用したいときは、政令で特別の定めをすることができ、

第三章 地方公共団体の組合

第一節 総則

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたる処理することが適当であると認められるものに關し、広域にわたる総合的な計画(以下「広域計画」という)を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたる総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二百八十五条 市町村及び特別区の事務に關し相互に關連するものを共同処理するための市町村及び特別区の一部事務組合については、市町村又は特別区の共同処理しようとする事務が他の市町村又は特別区の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げるものではない。

(設置の勧告等)
第二百八十五条の二 公益上必要がある場合においては、都道府県知事は、関係のある市町村及

び特別区に対し、一部事務組合又は広域連合を設けるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第二節 一部事務組合

(組織、事務及び規約の変更)
第二百八十六条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(脱退による組織、事務及び規約の変更の特例)
第二百八十六条の二 前条第一項本文の規定にかかわらず、構成団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての構成団体に書面ですべての事項について、一部事務組合から脱退することができ、

2 前項の予告を受けた構成団体は、当該予告をした構成団体が脱退する時までに、前条の例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。この場合において、同条中「第二百八十七条第一項第一号」とあるのは、「第二百八十七条第一項第一号、第二号」とする。

3 第一項の予告の撤回は、他の全ての構成団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができ、この場合において、同項の予告をした構成団体が他の構成団体に当該予告の

撤回について同意を求めるに当たっては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

4 第一項の規定による脱退により一部事務組合の構成団体が一となったときは、当該一部事務組合は解散するものとする。この場合において、当該構成団体は、前条第一項本文の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(規約等)

第二百八十七条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 一部事務組合の名称
- 二 一部事務組合の構成団体
- 三 一部事務組合の共同処理する事務
- 四 一部事務組合の事務所の位置
- 五 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- 六 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法

七 一部事務組合の経費の支弁の方法

2 一部事務組合の議会の議員又は管理者（第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事）その他の職員は、第九十二条第二項、第四百四十一条第二項及び第九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該一部事務組合の構成団体の議会の議員又は長その他の職員と兼ねることができる。

(特例一部事務組合)

第二百八十七条の二 一部事務組合（一部事務組合を構成団体とするもの並びに第二百八十五条に規定する場合に設けられたもの及び次条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置くものを除く。）は、規約で定めるところにより、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもつて組織することとすることができる。

2 前項の規定によりその議会を構成団体の議会をもつて組織することとした一部事務組合（以下この条において「特例一部事務組合」という。）の管理者は、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の管理者が一部事務組合の議会に付議することとされている事件があるときは、構成団体の長を通じて、当該事件に係る議案を全ての構成団体の議会に提出しなければならない。

3 前項の規定により同項に規定する事件に係る議案の提出を受けた構成団体の議会は、当該事件を議決するものとする。

4 構成団体の議会の議長は、前項の議決があつたときは、当該構成団体の長を通じて、議決の結果を特例一部事務組合の管理者に送付しなければならない。

5 特例一部事務組合にあつては、第二項に規定する事件の議会の議決は、当該議会を組織する構成団体の議会の一致する議決によらなければならない。

6 特例一部事務組合にあつては、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の執行機関が一部事務組合の議会に通知し、報告し、提出し、又は勧告することとされている事項の議会への通知、報告、提出又は勧告は、当該特例一部事務組合の執行機関が構成団体の長を通じて当該事項を全ての構成団体の議会に通知し、報告し、提出し、又は勧告することにより行うものとする。

7 前編第六章第一節（第九十二条の二に限る。）第二節（第百条第十四項から第二十項までを除く。）第七節及び第十二節の規定は、この場合一部事務組合の議会について準用する。この場合において、第九十二条の二、第九十九条、第百条の二及び第百二十五条中「普通地方公共団体の議会」とあり、第九十八条第一項及び第百条第一項中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあり、第九十八条第二項並びに第百条第二項から第五項まで及び第八項から第十三項までの規定中「議会」とあり、並びに第百三十八条の二第二項及び第二項中「議会等」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第九十七条第一項中「法律」とあるのは「規約で定めるところにより、法律」と、第百二十四条中「議員」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会の議員」と、「請願書」とあるのは「当該構成団体の議会に請願書」と読み替えるものとする。

8 第百六十条の規定により第百五十条第二項から第九項までの規定を特例一部事務組合に準用する場合に、同条第八項中「議会」とあるのは、「特例一部事務組合の構成団体の議会」と読み替えるものとする。

9 第二百五十二条の四十五の規定により前編第十五章第二節（第二百五十二条の三十六第一項を除く。）の規定を特例一部事務組合に準用する

る場合には、第二百五十二条の三十七第五項中「議会」とあるのは「全ての構成団体の議会」と、第二百五十二条の三十八第六項中「議会」とあるのは「構成団体の議会」と読み替えるものとする。

10 第二百九十二条の規定によりこの法律中都道府県、市又は町村に関する規定を特例一部事務組合に準用する場合には、第十六条第二項中「前項の規定により条例」とあるのは「第二百五十二条の二第四項の規定により特例一部事務組合（同条第二項に規定する特例一部事務組合をいう。以下同じ。）の全ての構成団体（第二百八十六条第一項に規定する構成団体をいう。以下同じ。）の議会の議長から条例に関する議決の結果」と、「これ」とあるのは「当該条例」と、第百四十五条中「都道府県知事」とあるのは「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者」と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、「普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは「特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長」と、第百六十五条第一項中「普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは「特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長」と、第七十六条第一項、第四項及び第七項、第百七十七條第一項、第百七十九條第一項、第百八十条第一項、第百九十九條第十四項及び第十五項、第二百四十二条第十項、第二百四十三条の二の七第二項、第二百五十二条の二十八第三項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十四並びに第二百五十二条の四十第一項中「普通地方公共団体の議会」とあり、第百七十六條第二項、第五項、第六項及び第八項、第百七十七條第二項、第百七十九條第二項、第百八十条第二項、第百八十一条第二項、第二百四十二条の二第二項、第二百四十二条第四項、第二百四十二条の二第二項、第二百五十二条の四十第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第二百五十六條中「議会」とあり、並びに第二百四十二条の二第二項中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第百七十六條第五項中「都道府県知事にあつては」とあるのは「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者にあつては」と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、第百七十九條第一項中「議会の」とあるのは「特例一部事務

組合の構成団体の議会の」と、「議会を招集する」とあるのは「議決を経る」と、「議会に」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会に」と、「を処分する」とあるのは「についで第二百五十二条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、第百八十条第一項中「これを専決処分にする」とあるのは「これについて第二百五十二条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、同条第二項中「専決処分をしたときは」とあるのは「議決があつたものとみなしたときは」と、第二百九十九条第二項中「前項の規定により予算」とあるのは「第二百五十二条の二第四項の規定により特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長から予算に関する議決の結果」と、「その要領」とあるのは「当該予算の要領」と、第二百四十四条の六第一項及び第二項中「普通地方公共団体の議会及び長」とあるのは「特例一部事務組合の管理者」と、第二百五十二条の四十第四項中「議会から」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会から」と読み替えるものとする。

11 特例一部事務組合にあつては、前条第一項第六号の規定にかかわらず、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の監査委員の事務は、規約で定める構成団体の監査委員が行うものとする。

(議決方法の特例及び理事会の設置)

第二百八十七条の三 第二百八十五条の一部事務組合の規約には、その議会の議決すべき事件のうち当該一部事務組合を組織する市町村又は特別区の一部に係るものその他特別の必要があるものの議決の方法について特別の規定を設けることができる。

2 第二百八十五条の一部事務組合には、当該一部事務組合の規約で定めるところにより、管理者に代えて、理事をもつて組織する理事会を置くことができる。

3 前項の理事は、一部事務組合を組織する市町村若しくは特別区の長又は当該市町村若しくは特別区の長がその議会の同意を得て当該市町村又は特別区の職員のうちから指名する者をもつて充てる。

(議決事件の通知)

第二百八十七条の四 一部事務組合の管理者（前条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。第二百九十一条第一項及び第二項

務組合の構成団体の議会の」と、「議会を招集する」とあるのは「議決を経る」と、「議会に」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会に」と、「を処分する」とあるのは「についで第二百五十二条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、第百八十条第一項中「これを専決処分にする」とあるのは「これについて第二百五十二条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、同条第二項中「専決処分をしたときは」とあるのは「議決があつたものとみなしたときは」と、第二百九十九条第二項中「前項の規定により予算」とあるのは「第二百五十二条の二第四項の規定により特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長から予算に関する議決の結果」と、「その要領」とあるのは「当該予算の要領」と、第二百四十四条の六第一項及び第二項中「普通地方公共団体の議会及び長」とあるのは「特例一部事務組合の管理者」と、第二百五十二条の四十第四項中「議会から」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会から」と読み替えるものとする。

において同じ。）は、当該一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決を求めようとするときは、あらかじめ、これを当該一部事務組合の構成団体の長に通知しなければならない。当該議決の結果についても、同様とする。

(解散)

第二百八十八条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第二百八十九条 第二百八十六条、第二百八十六条の二又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第二百九十条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条（第二百八十六条の二第二項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第二百八十七条第一項第二号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前二条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(経費分賦に関する異議)

第二百九十一条 一部事務組合の経費の分賦に関し、違法又は錯誤があると認めるときは、一部事務組合の構成団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該一部事務組合の管理者に異議を申し出ることができる。

2 前項の規定による異議の申出があつたときは、一部事務組合の管理者は、その議会上に諮つてこれを決定しなければならない。

3 一部事務組合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

第三節 広域連合
(広域連合による事務の処理等)

第二百九十一条の二 国は、その行政機関の長の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。

2 都道府県は、その執行機関の権限に属する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを、条例の定めるところにより、当該広域連合が処理することとする。

り、当該広域連合が処理することとすることができる。

3 第二百五十二条の十七の二第二項、第二百五十二条の十七の三及び第二百五十二条の十七の四の規定は、前項の規定により広域連合が都道府県の事務を処理する場合について準用する。

4 都道府県の加入する広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。第二百九十一条の四第四項、第二百九十一条の五第二項、第二百九十一条の六第一項及び第二百九十一条の八第二項を除き、以下同じ。）は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に對し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

5 都道府県の加入しない広域連合の長は、その議会の議決を経て、都道府県に對し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県の事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

(組織、事務及び規約の変更)

第二百九十一条の三 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第六号若しくは第九号に掲げる事項又は前条第一項若しくは第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 広域連合は、次条第一項第六号又は第九号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第一項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

4 前条第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）は、広域連合の長は、直ちに次条第一項第四号又は第九号に掲げる事項に係る規約につき必要な変更を行い、第一項本文の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をするとともに、その旨を当該広域連合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の許可をしたとき、又は第三項若しくは前項の届出を受理したときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

6 総務大臣は、第一項の許可をしたとき又は第三項若しくは第四項の届出を受理したときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 広域連合の長は、広域計画に定める事項に関する事務を総合的かつ計画的に処理するため必要があると認めるときは、その議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に對し、当該広域連合の規約を変更するよう要請することができる。

8 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようになししなければならない。

(規約等)

第二百九十一条の四 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 広域連合の名称
- 二 広域連合を組織する地方公共団体
- 三 広域連合の区域
- 四 広域連合の処理する事務
- 五 広域連合の作成する広域計画の項目
- 六 広域連合の事務所の位置
- 七 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- 八 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
- 九 広域連合の経費の支弁の方法

2 前項第三号に掲げる広域連合の区域は、当該広域連合を組織する地方公共団体の区域を合わせた区域を定めるものとする。ただし、都道府県の加入する広域連合について、当該広域連合の処理する事務が当該都道府県の区域の一部のみに係るものであることその他の特別の事情があるときは、当該都道府県の包括する市町村又は特別区で当該広域連合を組織しないもの一部又は全部の区域を除いた区域を定めることができる。

3 広域連合の長は、広域連合の規約が定められ又は変更されたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 広域連合の議会の議員又は長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。次条第二項及び第二百九十一条の六第二項において同じ。）その他の職員は、第九十二条第二項、第四百四十一条第二項及び第九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員又は長その他の職員と兼ねることができる。

(議会の議員及び長の選挙)

第二百九十一条の五 広域連合の議会の議員は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人（広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するものをいう。次項及び次条第八項において同じ。）が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 広域連合の長は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の長が投票によりこれを選挙する。

(直接請求)

第二百九十一条の六 前編第五章（第七十五条第六項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）及び第二百五十二条の三十九（第十四項を除く。）の規定は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定若しくは改廃、広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連合の議会の議員若しくは長その他の広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章（第七

に係るものであることその他の特別の事情があるときは、当該都道府県の包括する市町村又は特別区で当該広域連合を組織しないもの一部又は全部の区域を除いた区域を定めることができる。

3 広域連合の長は、広域連合の規約が定められ又は変更されたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 広域連合の議会の議員又は長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。次条第二項及び第二百九十一条の六第二項において同じ。）その他の職員は、第九十二条第二項、第四百四十一条第二項及び第九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員又は長その他の職員と兼ねることができる。

(議会の議員及び長の選挙)

第二百九十一条の五 広域連合の議会の議員は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人（広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するものをいう。次項及び次条第八項において同じ。）が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 広域連合の長は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の長が投票によりこれを選挙する。

(直接請求)

第二百九十一条の六 前編第五章（第七十五条第六項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）及び第二百五十二条の三十九（第十四項を除く。）の規定は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定若しくは改廃、広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連合の議会の議員若しくは長その他の広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章（第七

の区域内に住所を有するもの」と、第七十四条第六項第三号（第七十五条第六項前段、第七十六條第四項、第八十一条第二項及び第八十六條第四項前段において準用する場合を含む。）中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」とあるのは「の区及び総合区」と、第八十條第四項前段において準用する第二十四條第四項第三号中「普通地方公共団体

第七十四条第四項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の」とあるのは「広域連合（当該広域連合が、広域連合の選挙人の投票により当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合である場合には当該選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と、「を含む」指定都市である場合には当該市の区及び総合区」とあるのは「（選挙区がないときは当該広域連合の区域内の市町村並びに指定都市の区及び総合区」を含む、広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合である場合には当該議員を選挙した議会が置かれている地方公共団体の区域内の市町村並びに指定都市の区及び総合区（当該広域連合の区域内にあるものに限る。）」と、第二百五十二条の三十九第一項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替へるほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

前項に定めるもののほか、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及

前項の規定による請求があつたときは、広域連合の長は、直ちに、当該請求の要旨を公表するとともに、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該請求に係る広域連合の規約を変更するよう要請しなければならない。この場合においては、当該要請をした旨を同項の代表者に通知しなければならない。

前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにしなければならない。

第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十

万に三分の一を乗じて得た数」と合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第二項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について、それぞれ準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは、「第二百九十一条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、同条第六項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求

第四項から第六項までの規定は、第一項において準用する第二百五十二条の三十九第一項の規定により第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第一項において準用する第七十五条第一項の請求に係る事項についての第二百五十二条の二十九に規定する個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、必要な技術的代替は、政令で定める。

職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第一項において準用する第七十六条第三項の規定による解散の投票並びに第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解散の投票について準用する。

前項の投票は、政令で定めるところにより、広域連合の選挙人による選挙と同時に行うことができる。

第二百九十一条の七 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む）

と認められるときは、変更することができる。

きには、その請会の請込を総たにわたらない。広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

6 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行ったときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

（協議会）
第二百九十一条の八 広域連合は、広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広

域連合の条例で、必要な協議を行うための協議会を置くことができる。

2 前項の協議会は、広域連合の長（第二百九十九条の十三において準用する第二百八十七条の

三第二項の規定により長に代えて理事会を置く
 広域連合にあつては、理事）及び国の地方行政
 機関の長、都道府県知事（当該広域連合を組織

する地方公共団体である都道府県の知事を除く）、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者のうちから広域連合

の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事

3 前項に定めるもののほか、第一項の協議会の運営に必要事項は、広域連合の条例で定める。

（広域連合の分賦金）
第二百九十一条の九 第二百九十一条の四第二項
第九号に掲げる広域連合の経費の支弁の方法と

して、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の分賦金に関して定める場合には、広域連合が作成する広域計画の実施のために必要

な連絡調整及び広域計画に基づく総合的かつ計画的な事務の処理に資するため、当該広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の人

口面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならない。

該地方公共団体は、必要な予算上の措置をしなければならぬ。

(解散)

第二百九十一条の十 広域連合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

(議会の議決を要する協議)

第二百九十一条の十一 第二百八十四条第三項、第二百九十一条の三第一項及び第三項、前条第一項並びに第二百九十一条の十三において準用する第二百八十九条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(経費分賦等に関する異議)

第二百九十一条の十二 広域連合の経費の分賦に關し、違法又は錯誤があると認めるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

2 第二百九十一条の三第四項の規定による広域連合の規約の変更のうち第二百九十一条の四第一項第九号に掲げる事項に係るものに關し不服があるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、第二百九十一条の三第四項の規定による通知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

3 広域連合の長は、第一項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つてこれを決定し、前項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つて規約の変更その他必要な措置を執らなければならない。

4 広域連合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

(一部事務組合に関する規定の準用)

第二百九十一条の十三 第二百八十七条の三第二項、第二百八十七条の四及び第二百八十九条の

規定は、広域連合について準用する。この場合において、第二百八十七条の三第二項中「第二百八十五条の二」の一部事務組合」とあるのは「広域連合」と、第二百八十九条中「第二百八十六条、第二百八十六条の二又は前条」とあるのは「第二百九十一条の三第一項、第三項若しくは第四項又は第二百九十一条の十第一項」と読み替えるものとする。

第四節 雑則

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

第二百九十二条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

(数都道府県にわたる組合に関する特例)

第二百九十三条 市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十四条第二項及び第三項、第二百八十六条第一項本文、第二百九十一条の三第一項本文並びに第二百九十一条の十第一項の許可並びに第二百八十五条の二第一項の規定による勧告は、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣が関係都道府県知事の意見を聴いてこれを行い、市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十六条第二項、第二百八十八条並びに第二百九十一条の三第三項及び第四項の届出は、これらの規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て総務大臣にこれをしてしなければならない。

(政令への委任)

第二百九十三条の二 この法律に規定するもののほか、地方公共団体の組合の規約に關する事項、その他本章の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 財産区

第二百九十四条 法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基づく政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又

は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

前項の財産又は公の施設に關し特に要する経費は、財産区の負担とする。

前二項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。

第二百九十五条 財産区の財産又は公の施設に關し必要があると認めるときは、都道府県知事は、議会の議決を経て市町村又は特別区の条例を制定し、財産区の議会又は総会を設けて財産区に關し市町村又は特別区の議会の議決すべき事項を議決させることができる。

第二百九十六条 財産区の議会の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に関する事項は、前条の条例中にこれを規定しなければならない。財産区の総会の組織に関する事項についても、また、同様とする。

前項に規定するものを除く外、財産区の議会の議員の選挙については、公職選挙法第二百六十八条の定めるところによる。

財産区の議会又は総会に關しては、第二編中町村の議会に関する規定を準用する。

第二百九十六条の二 市町村及び特別区は、条例で、財産区に財産区管理会を置くことができる。但し、市町村及び特別区の廃置分合又は境界変更の場合において、この法律又はこれに基づく政令の定める財産処分に関する協議により財産区を設けるときは、その協議により当該財産区に財産区管理会を置くことができる。

財産区管理会は、財産区管理委員七人以内を以てこれを組織する。

財産区管理委員は、非常勤とし、その任期は、四年とする。

第二百九十五条の規定により財産区の議会又は総会を設ける場合においては、財産区管理会を置くことができる。

第二百九十六条の三 市町村長及び特別区の区長は、財産区の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止で条例又は前条第一項但書に規定する協議で定める重要なものについては、財産区管理会の同意を得なければならない。

市町村長及び特別区の区長は、財産区の財産又は公の施設の管理に関する事務の全部又は一部を財産区管理会の同意を得て、財産区管理会又は財産区管理委員に委任することができる。

財産区管理会は、当該財産区の事務の処理について監査することができる。

第二百九十六条の四 前二条に定めるものを除く外、財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他財産区管理会に關し必要な事項は、条例でこれを定める。但し、第二百九十六条の二第一項但書の規定により財産区管理会を置く場合においては、同項但書に規定する協議によりこれを定めることができる。

市町村長及び特別区の区長は、財産区管理会の同意を得て、条例で第二百九十六条の二第一項但書に規定する協議の内容を変更することができる。

第二百九十六条の五 財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこわないうに努めなければならない。

財産区のある市町村又は特別区は、財産区と協議して、当該財産区の財産又は公の施設から生ずる収入の全部又は一部を市町村又は特別区の事務に要する経費の一部に充てることができる。この場合においては、当該市町村又は特別区は、その充当した金額の限度において、財産区の住民に対して不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をすることができ。

前項前段の協議をしようとするときは、財産区は、予めその議会若しくは総会の議決を経、又は財産区管理会の同意を得なければならない。

第二百九十六条の六 都道府県知事は、必要があるときと認めるときは、財産区のある市町村若しくは特別区に、当該財産区のある市町村若しくは特別区の長に報告若しくは資料の提出を求め、又は監査することができる。

財産区の事務に關し、市町村若しくは特別区の長若しくは議会、財産区の議会若しくは総会又は財産区管理会の相互の間に紛争があるときは、都道府県知事は、当事者の申請に基き又は職権により、これを裁定することができ。

前項に規定するものを除く外、同項の裁定に關し必要な事項は、政令で定める。

第二百九十七条 この法律に規定するものを除く外、財産区のある市町村若しくは特別区は、この法律に規定するものを除く。

第四編 補則

(事務の区分)

第二百九十八条 都道府県が第三条第六項、第七條第一項及び第二項（第八條第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第八條の二第一項、第二項及び第四項、第九條第一項及び第二項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、並びに第五項及び第九項（同条第十一項及び第九條の三第六項において準用する場合を含む。）、第九條の二第一項及び第五項並びに第九條の三第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五條の四第一項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合には、同条第二項の規定による各大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百四十五條の五第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五條の七第二項、第二百四十五條の八第十二項において準用する同条第一項から第四項まで及び第八項並びに第二百四十五條の九第二項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する第一号法定受託事務に係るものに限る。）、第二百五十二條第二項の規定により処理することとされている事務、同条第三項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する第一号法定受託事務に係るものに限る。）、第二百五十二條の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二條の十七の四第一項及び第三項（第二百九十一條の二第三項において準用する場合を含む。）、の規定により処理することとされている事務、第二百五十二條の十七の五第一項の規定により処理することとされている事務（同条第二項の規定による総務大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百五十二條の十七の六第二項及び第二百五十二條の十七の七の規定により処理することとされている事務、第二百五十二條の二十六の三第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合には、同条第三項において準用する第二百四十五條の四第二項の規定による各大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百五十二條の二十六の四及び第二百五十二條の二十六の五第三項の規定により処理することとされている事務、第二百五十五條の二の規定により処理することとされる

ている事務（第一号法定受託事務に係るものに限る。）、第二百六十一條第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務、第二百八十四條第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可に保るものに限る。）、同条第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に保るものに限る。）、第二百八十六條（第二百八十六條の二第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第二百八十六條の二第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百八十八條の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る届出に係るものに限る。）、第二百九十一條の三第一項及び第三項から第五項までの規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百九十一條の十第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に保るものに限る。）、同条第三項の規定により処理することとされている事務並びに第二百六十二條第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2 都が第二百八十一條の四第一項、第二項（同条第九項及び第十一項において準用する場合を含む。）、第八項及び第十項の規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

3 市町村が第二百六十一條第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務及び第二百六十二條第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第二百九十九條 市町村が第七十四條の二第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第十項並びに第七十四條の三第三項（これらの規定を第七十五條第六項、第七十六條第四項、第八十條第四項、第八十一條第二項及び第八十六條第四項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（都道府県に

対する請求に係るものに限る。）並びに第八十五條第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務（第七十六條第三項の規定による都道府県の議会の解散の投票並びに第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による都道府県の議会の議員及び長の解職の投票に関するものに限る。）は、第二号法定受託事務とする。

附則 抄

第一条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

第二条 東京都制、道府県制、市制及び町村制は、これを廃止する。但し、東京都制第八十九條乃至第九十一條及び第九十八條の規定は、なお、その効力を有する。

第四条 この法律又は他の法律に特別の定があるものを除く外、都道府県に関する職制に関しては、当分の間、なお、従前の都庁府県に関する官制の規定を準用する。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、条例で、必要な地に労政事務所を置くことができる。

第五条 この法律又は他の法律に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県知事の補助機関である職員に関しては、別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律が定められるまで従前の都庁府県の官吏又は待遇官吏に関する各相当規定を準用する。ただし、政令で特別の規定を設けることができる。

都道府県知事の補助機関である職員は、政令の定めるところにより、分限委員会の承認を得なければ事務の都合により休職を命ぜられることはない。

前項の分限委員会の名称、組織、権限等は、政令でこれを定める。

第六条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一條の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭

二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭

三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十八條から第二十條まで（第二十五條の三十において第十八條及び第十八條の二を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料

四 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三十七号）第三十五條、第三十九條の第二十項又は第三十九條の五の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

第七条 都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下本条中「退職年金条例」という。）の規定の適用を受ける職員（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。中政令で定める者（以下本条中「都道府県の職員」という。）又は市町村の退職年金条例の規定の適用を受ける学校教育法第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員中政令で定める者（以下本条中「市町村の教育職員」という。）であつた者が恩給法第十九條に規定する公務員（同法同条に規定する公務員とみなされる者を含む。以下本条中「公務員」という。）となつた場合においては、その者に同法の規定を適用し、又は準用するときは、政令で定めるところにより、都道府県又は市町村の退職年金条例の規定により退職年金及び退職一時金の基礎となるべき都道府県の職員又は市町村の教育職員として在職年月数は、同法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算する。但し、市町村の教育職員としての在職年月数については、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条例の規定が政令で定める基準に従つて定められていないときは、この限りでない。なお、恩給法第二条第一項に規定する普通恩給を受ける権利を有する都道府県の職員又は市町村の教育職員が公務員となつた場合においては、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数以外の都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数は、恩給法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算しない。

都道府県の職員又は市町村の教育職員が引き続き公務員となつた場合について前項の規定を適用するときは、恩給法第二条第一項に規定

する一時恩給又は一時扶助料に関する同法の規定の適用又は準用については、これを勤続とみなす。

前二項に定めるものの外、恩給の基礎となる在職年の通算に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第八条 削除

第九条 この法律に定めるものを除くほか、地方公共団体の長の補助機関である職員、選挙管理委員及び選挙管理委員会の書記並びに監査委員及び監査委員の事務を補助する書記の分限、給与、服務、懲戒等に関しては、別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律が定められるまでの間は、従前の規定に準じて政令でこれを定める。

この法律に定めるものを除くほか、監査専門委員の分限、給与、服務、懲戒等に関しては、前項の規定を準用する。

第十条 都道府県は、軍人軍属であつた者の身上の取扱に関する事務及び未引揚邦人の調査に関する事務を処理しなければならない。但し、政令で特例を設けることができる。

前項の事務の処理に関しては、政令で必要な規定を設けることができる。

第一項の事務を処理するために要する経費は、国庫の負担とする。

第十一条 従前の東京都制、道府県制、市制若しくは町村制又はこれらの法律に基いて発する命令によつてした手続その他の行為は、これをこの法律又はこれに基いて発する命令中の相当する規定によつてした手続その他の行為とみなす。

第十三条 他の法令中地方長官、東京都長官、北海道庁長官又は都道府県若しくは東京都の区の官吏に関する規定は、政令で特別の規定を設ける場合を除くほか、それぞれ都道府県知事、都知事、道知事又は都道府県若しくは特別区の相当する都道府県知事若しくは特別区の区長の補助機関である職員に関する規定とみなす。

第十四条 他の法令中都道府県参事会若しくは都道府県参事会又は市参事会若しくは市参事会員に関する規定は、この法律による都道府県若しくは市の議会又はこれらの議会の議員に関する規定とみなす。

第十五条 他の法令中に東京都制、道府県制、府県制、市制又は町村制の規定を掲げている場合において、この法律中これらの規定に相当する

規定があるときは、政令で特別の規定を設ける場合を除く外、各々この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとされる。

第十六条 他の法令中の従前の市制第六條の市又は市制第八十二條第一項若しくは市制第八十二條第三項の市に関する規定は、指定都市に関する規定とみなす。

第十七条 他の法令中従前郡長の管轄した区域に関する規定は、郡に関する規定とみなす。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

第十八条 他の法令中都道議会議員選挙管理委員会、道府県議会議員選挙管理委員会、市町村議会議員選挙管理委員会若しくは市町村議会議員選挙管理委員会に準ずる選挙管理委員会に関する規定は、都道府県又は市町村若しくは市町村に準ずるものの選挙管理委員会に関する規定とみなす。

第十九条 削除

第二十条 戸籍法の適用を受けない者の選挙権及び被選挙権は、当分の間、これを停止する。

前項の者は、選挙人名簿にこれを登録することができない。

第二十条の二 地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百三十五号）の施行前に公有水面の埋立てに関する法令により埋立ての竣功の認可又は通知がなされている埋立地又は干拓地で、その編入すべき市町村について同法の施行の際現に争論があり、同法による改正前の第七條第一項後段の規定による処分がなされていないものは、これを公有水面とみなして第九條の第三項の規定を適用することができる。

第二十一条 この法律の施行に關し必要な規定は、政令でこれを定める。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
砂防法（明治三十年法律第二十九号）	一 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの イ 第四條第一項、第五條、第六條第二項、第七條、第八條、第十一條ノ二第一項、第十五條から第十七條まで、第十八條第二項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十八條

運河法（大正二十六年法律第十六号）	公有水面埋立（大正二十五年法律第五十七号）	から第三十條まで、第三十二條第二項、第三十六條及び第三十八條の規定により都道府県が処理することとされている事務 ロ 第六條第二項、第七條及び第二十三條第一項の規定により市町村が処理することとされている事務 二 他の法律及びこれに基づく政令の規定により都道府県が第二條により国土交通大臣の指定した土地の管理に關し処理することとされている事務	軌道法（大正十年法律第七十六号）	物価統制令（昭和二十一年勅令第一百十八号）	會計法（昭和二十二年法律第三十五号）	船員法（昭和二十二年法律第一百号）	災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）	の規定により市町村が処理することとされている事務 第八條第一項、第十條、第十二條第二項、第十三條、第二十四條並びに第二十六條において読み替えて適用する鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第五十五條第二項並びに第五十六條第一項及び第二項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務 第三十條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
第二條、第三條第二項、第四條第一項から第四項まで（運河の効用に妨げがあるかどうかについて争いがある場合における決定に係る部分に限る。）、第五條から第十條まで、第十八條及び第十九條ノ三の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第二條第一項及び第二項（第四十二條第三項において準用する場合を含む。）、第三條第一項から第三項まで（第十三條ノ二第二項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十三條ノ二第一項（第四十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十四條第一項（第四十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十六條第一項、第二十條、第二十二條第一項、同條第二項（竣功認可の告示に係る部分に限る。）、第二十五條、第三十二條第一項（第三十六條において準用する場合を含む。）、第三十二條第二項、第三十四條、第三十五條（第三十六條において準用する場合を含む。）、第四十二條第一項並びに第四十三條の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務 二 第十四條第三項（第四十二條第三項において準用する場合を含む。）、		の規定により市町村が処理することとされている事務	第三十條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第四十八條第一項の規定により都道府県が行うこととされる事務	第四百四條第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第四條第三項、第七條第一項及び第二項、同條第四項において準用する第五條第二項、第七條第五項、第八條、第九條第一項、同條第二項において準用する第五條第二項及び第三項、第十條第一項及び第二項、同條第三項において準用する第六條第三項、第十一條、第十二條並びに第十四條の規定により都道府県等が処理することとされている事務 二 第二條及び第十三條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	

農業協同組合（昭和二十二年法律第三十二号）	この法律（第九十八条第十五項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十條第一項第三号の事業を行う組合に係るものに限る。）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務	最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）	職定法（昭和二十二年法律第四十号）	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十号）	農業保険法（昭和二十二年法律第八十号）
三 第二条の二第一項及び第二項の規定により救助実施市が処理することとされている事務 四 第十三条第二項の規定により災害発生市町村等が処理することとされている事務	この法律（第九十八条第十五項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十條第一項第三号の事業を行う組合に係るものに限る。）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務	戸籍法（昭和二十二年法律第二十四号）	食品衛生法（昭和二十二年法律第三十三号）	第五十六條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律（第七十一條第一項及び第二百二十二條第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務
この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、第二条第三項（第九條において準用する場合を含む。）に規定する職員に係るもの並びに第六條の二第一項及び第二項（第九條において準用する場合を含む。）の規定により処理するもの	第一条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、第二条第三項（第九條において準用する場合を含む。）に規定する職員に係るもの並びに第六條の二第一項及び第二項（第九條において準用する場合を含む。）の規定により処理するもの	国産物（昭和二十三年法律第七十三号）	農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）	地方財政法（昭和二十三年法律第九十号）	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）
第六十四條第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務	第九條第三項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされる事務	第六十四條第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務	大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二十号）	船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）	教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三十号）	二 第三十三條の五の七第二項の規定により、平成二十一年度から平成二十八年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。） 三 第三十三條の七第四項の規定により、平成十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。） 四 第三十三條の八第一項の規定により、平成十八年度から平成三十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）
第九條（第三号から第五号までに係る部分に限る。）、第十一條から第十二條の二までの三第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第十四條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務	第九條（第三号から第五号までに係る部分に限る。）、第十一條から第十二條の二までの三第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	二 第八十九條第九項又は第九十二條第一項の規定により読み替えて適用される船員法第四條第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第五條第一項、第六條第二項及び第七條第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	第五條第一項、第六條第二項及び第七條第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第十條から第十二條までの規定により市町村が処理することとされている事務

十三 年 法 律 第 百 四 十 七 号	政治資 金規正 法（昭 和二十 三年法 律第百 九十四 号）	一 この法律の規定により都道府県 が処理することとされている事務の うち、次に掲げるもの イ 第六条第一項（同条第五項にお いて準用する場合を含む）、第六 条の三、第七条第一項及び第二項、第 七条の二第一項及び第二項、同条第 三項（第十七条第四項において準用 する場合を含む）、第七条の三第一 項、第十二条第一項、第十七条第一 項及び第三項、第十八条第五項、第 十九条第二項及び第三項、第十九条 の二、第十九条の十六、第二十条、 第二十条の二、第二十二条の六第五 項（第二十二条の六の二第五項にお いて準用する場合を含む。）並びに 第三十一条の規定により都道府県が 処理することとされている事務 ロ 第十八条第一項において適用す る第六条第一項、第六条の三、第七 条第一項及び第二項、第七条の二第 一項及び第二項、同条第三項（第十 八条第一項において適用する第十七 条第四項において準用する場合を含 む）、第七条の三第一項、第十二条 第一項並びに第十七条第一項及び第 三項の規定により都道府県が処理す ることとされている事務 ハ 第十八条の二第一項において適 用する第六条第一項、第六条の三、 第七条第一項、第七条の三第一項、 第十二条第一項及び第十七条第一項 の規定により都道府県が処理するこ ととされている事務 ニ 第二十八条第四項において準用 する公職選挙法第十一条第三項の規 定により市町村が処理することとさ れている事務	十三 年 法 律 第 百 四 十 七 号	二百一 号	七条第五項において準用する行政手 続法第十五条第一項及び第三項（同 法第二十二條第三項において準用す る場合を含む）、第十六条第四項、 第十八条第一項及び第三項、第十九 条第一項、第二十条第六項並びに第 二十四条第三項並びに第七条第八項 後段において準用する同法第二十二 条第三項において準用する同法第十 五条第三項の規定により都道府県が 処理することとされている事務 第六条第三項、第七条第四項及び第 八項前段、同条第十項及び第十一項 （これらの規定を第七条の二第五項 において準用する場合を含む）、第 七条第五項において準用する行政手 続法第十五条第一項及び第三項（同 法第二十二條第三項において準用す る場合を含む）、第十六条第四項、 第十八条第一項及び第三項、第十九 条第一項、第二十条第六項並びに第 二十四条第三項並びに第七条第八項 後段において準用する同法第二十二 条第三項において準用する同法第十 五条第三項の規定により都道府県が 処理することとされている事務 第十五条第三項及び第七項前段、同 条第九項及び第十項（これらの規定 を第十五条の二第七項において準用 する場合を含む）、第十五条第四項 において準用する行政手続法第十五 条第一項及び第三項（同法第二十二 条第三項において準用する場合を含 む）、第十六条第四項、第十八条第 一項及び第三項、第十九条第一項、 第二十条第六項並びに第二十四条第 三項並びに第十五条第七項後段にお いて準用する同法第二十二條第三項 において準用する同法第十五条第三 項の規定により都道府県が処理する こととされている事務	水産業 協同組 合法 （昭和二 十三年 法律第 百九十四 号）	この法律（第二百二十七条第十五項を 除く。）の規定により都道府県が処 理することとされている事務（第十 一条第一項第四号の事業を行う漁業 協同組合、第八十七條第一項第四号	法律第 二百四 十二号）	の事業を行う漁業協同組合連合会、 第九十三條第一項第二号の事業を行 う水産加工業協同組合又は第九十七 条第一項第二号の事業を行う水産加 工業協同組合連合会に係るものに限 る。） 第十四条第三項（第三十九條におい て準用する場合を含む）、第二十 一条第二項（第二十三條第二項及び第 三十九條において準用する場合を含 む）、第二十四條第二項（第三十九 條において準用する場合を含む。） 及び第五十五條の十二第一項の規定 により都道府県が処理することとさ れている事務並びに第二十一條第三 項（第三十九條において、測量計画 機関が国である公共測量に準用する 場合を含む。）の規定により市町村 （特別区を含む。）が処理することと されている事務 第八十五條第八項、第八十五條の二 第十項、第八十五條の三第五項及び 第十一項並びに第八十五條の四第四 項の規定により都道府県が処理する こととされている事務（国営土地改 良事業に係るものに限る。）並びに 第八十九條の規定により都道府県が 処理することとされる事務 この法律の規定により都道府県が処 理することとされている事務のうち、 次に掲げるもの 一 第二章（第十条、第十五条第四 項（同条第六項において準用する場 合を含む。）及び第三十五條を除く 。）並びに第五十七條第一項及び第 四項から第六項までの規定、第五十 八條において準用する第三十八條、 第三十九條、第四十条第二項、第四 十一条第一項、第四十条第二項、第 四十二条（第二項ただし書及び第三 項ただし書を除く）、第四十三條、 第四十四條第一項から第三項まで、 第四十五條（第二号及び第三号に係 る部分に限る）、第四十六條、第四 十七條、第四十九條第二項、第五十二 條、第五十一条第一項、第五十二 條、第五十四條第一項から第三項ま	土地改 良法 （昭和二 十三年 法律第 百九十四 号）	漁業法 （昭和二 十三年 法律第 百九十四 号）	測量法 （昭和二 十三年 法律第 百八十八 号）	私立学 校法 （昭和二 十三年 法律第 百二十七 号）	で並びに第五十六條の規定並びに第 百十九條第一項、第二項、第七項及 び第八項、第二百二十四條第一項、第 二百二十五條第一項、第二百二十六條第 一項から第三項まで並びに第二百二十 七條の規定により都道府県が処理す ることとされている事務 二 第二百二十條第三項、第四項、第 八項、第九項及び第十一項の規定、 同条第十二項において準用する第八 十六條第三項の規定、第二百二十二 條、第二百三十一條第一項及び第二 項、第二百七十六條第一項及び第二項 並びに第二百七十七條第十三項（第四 号に係る部分に限る。）の規定、同 条第十四項において準用する同条第 三項及び第十一項（これらの規定の うち同条第十三項（同号に係る部分 に限る。）に係る部分に限る。）の規 定並びに第二百八十七條の規定により 都道府県が処理することとされてい る事務（大臣許可漁業、知事許可漁 業、第二百九十九條第一項の規定若しくは 同条第二項の農林水産省令の規定 により農林水産大臣の許可その他の 処分を要する漁業又は同条第一項の 規定若しくは同条第二項の規則の規 定により都道府県知事の許可その他の 処分を要する漁業に関するものに 限る。） 第十九條第二項、第二十三條第一 項、第二十五條、第三十四條第二 項、第五十條第二項、第五十六條第 二項、第六十五條第二項、第七十二 條第一項、第八十八條第三項及び第五 項、第九十九條第三項から第五項ま で、第二百二十二條第二項、第二百十五 條、第二百二十一条第五項及び第六 項、第二百二十二條、第二百二十六條第 三項、第二百三十三條第一項及び第二 項、同条第三項（同条第十二項及び 第二百三十四條第三項において準用す る場合を含む）、第二百三十三條第十 項及び第十一項、第二百三十四條第 一項及び第二項、第二百三十五條第一 項から第三項まで並びに第二百三十六 條第一項の規定（これらの規定を第百
---	---	--	---	----------	--	--	---	--------------------	---	---	---	---	---	---

相 続 税 法（昭 和 二 十 五 年 法 律 第 七 十 三 号）	第五十二条第六項において準用する場合を含む。）、第二十四條第二項（第百五十二条第六項、第九項及び第十項において準用する場合を含む。）並びに第百五十二条第七項の規定により都道府県が処理することとされている事務
公 職 選 挙 法 （昭 和 二 十 五 年 法 律 第 百 五 号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 衆議院議員又は参議院議員の選挙に關し、都道府県が処理することとされている事務 二 都道府県が第百四十三条第十七項の規定により処理することとされている事務（衆議院議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者又は公職の候補者とならうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「国の選挙の公職の候補者等」という。）及び第百九十九条の五第一項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）で当該国の選挙の公職の候補者等に係るものの政治活動のために掲示される第百四十三条第十六項第一号に規定する立札及び看板の類に係る事務に限る。）、第百四十七条の規定により処理することとされている事務（国の選挙の公職の候補者等及び当該国の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図画に係る事務に限る。）、第百四十八条第二項及び第百四十九条の七第二項の規定により処理することとされている事務、第百四十九条の十一第二項の規定により処理することとされている事務（第百四十九条の六第一項ただし書（第百四十九条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により開催される
精 神 健 及 び 保 障 福 祉 関 連 法 （昭 和 二 十 五 年 法 律 第 百 五 号）	政談演説会に係る事務に限る。）、第百一条の十一第四項の規定により処理することとされている事務（第百一条の七第二項において準用する第百一条の六第一項ただし書の規定により掲示されるポスターに係る事務に限る。）、第百一条の十一第八項の規定により処理することとされている事務（第百一条の六第一項ただし書（第百一条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により掲示される立札及び看板の類に係る事務に限る。）並びに第百一条の十一第十一項及び第百一条の十四第二項の規定により処理することとされている事務（衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の当日までの間における事務に限る。） 三 衆議院議員又は参議院議員の選挙に關し、市町村が処理することとされている事務 四 選挙人名簿又は在外選挙人名簿に關し、市町村が処理することとされている事務 五 市町村が第百四十七条の規定により処理することとされている事務（国の選挙の公職の候補者等及び当該国の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図画に係る事務に限る。）並びに第百一条の十一第十一項及び第百一条の十四第二項の規定により処理することとされている事務（衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の当日までの間における事務に限る。）
律 第 百 二 十 三 号）	この法律（第六章第二節を除く。）、市又は特別区が処理することとされている事務（保健所長に係るものに限る。）。 三 第三十三條第二項及び第六項並びに第三十四條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務
肥 料 の 品 質 の 確 保 等 に 関 す る 法 律 （昭 和 二 十 五 年 法 律 第 百 二 十 七 号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 第四條第一項及び第三項、第六條第一項、第七條第一項、第十條、第十二條第四項、第十三條、第十五條、第十六條第一項、第二項及び第五條、第十六條の二、第二十二條、第二十九條第一項並びに第三十條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第二十九條第四項、第三十條第四項及び第七項、第三十一條第三項並びに第三十三條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（販売業者に係るものを除く。）。 三 第三十一條第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの以外のもの イ 第十九條第二項の規定の違反に關する処分 ロ その届出に係る販売業者に対する処分（イに掲げるものを除く。）。 四 第三十一條第六項の規定による登録証の返納の受理（前号イに掲げる処分に係るものを除く。）。 五 第三十一條第七項の規定による通知（第三号イ及びロに掲げる処分に係るものを除く。）。 一 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が第十九條第一項から
生 活 保 護 法	第五項まで、第二十四條第一項及び第三項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第八項、第二十五條第一項及び第二項、第二十六條、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二項及び第五項、第二十九條、第三十條から第三十七條の二まで（第三十條第二項及び第三十三條第三項を除く。）、第四十七條第一項、第四十八條第四項、第五十三條第四項（第五十四條の二第五項及び第六項並びに第五十五條の二第五項の二において準用する場合を含む。）、第五十五條の四第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五條の五第二項において準用する場合を含む。）、第五十五條の五第一項、第五十五條の六、第六十一條、第六十二條第三項及び第四項、第六十三條、第七十六條第一項、第七十七條第二項、第七十八條の二第二項及び第二項、第八十條並びに第八十一條の規定により処理することとされている事務 二 都道府県が第二十三條第一項及び第二項、第二十九條第二項、第四十條第二項、第四十一條第二項から第五項まで、第四十二條、第四十三條第一項、第四十四條第一項、第四十五條、第四十六條第二項及び第三項、第四十八條第三項、第四十九條、第四十九條の二第四項（第四十九條の三第四項及び第五十四條の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四條の二第六項及び第五十五條第二項において準用する第四十九條の二第二項、第四十九條の三第一項、第五十條第二項、第五十條の二及び第五十一條第二項（これらの規定を第五十四條の二第五項及び第六項並びに第五十五條第二項において準用する場合を含む。）、第五十三條第一項及び第三項（これらの規定を第五十四條の二第五項及び第六項並びに第五十五條の二において準用する場合を含む。）、第五十四條第一項（第五十四條の二第五

十六年 法律第 九十七 号)	宗教法 人法 (昭和二 十六年 法律第 百二十 六号)	第九条、第十四条第一項、第二項 (第二十八条第二項、第三十九条第 二項及び第四十六条第二項において 準用する場合を含む。)及び第四項 (第二十八条第二項、第三十九条第 二項及び第四十六条第二項において 準用する場合を含む。)、第二十五条 第四項、第二十六条第四項(第三十 六条において準用する場合を含む。) 、第二十八条第一項、第三十九条第 一項、第四十三条第三項、第四十六 条第一項、第四十九条第三項、第五 十一条第五項及び第六項、第七十八 条の二第一項及び第二項(第七十九 条第四項及び第八十条第五項におい て準用する場合を含む。)、第七十九 条第一項から第三項まで、第八十条 第一項から第三項まで及び第六項、 第八十一条第一項、第四項及び第五 項並びに第八十二条の規定により都 道府県が処理することとされている 事務
家畜伝 染病予 防法 (昭和二 十六年 法律第 百六十 六号)		第三章(第二十一条第六項及び第七 項を除く。)の規定(第六十二条第 一項において準用する場合を含む。) により地方公共団体が処理すること とされている事務
国土調 査法 (昭和二 十六年 法律第 百八十 号)		第十九条第二項から第四項まで(第 二十一条の二第六項において準用す る場合を含む。)、第二十条第一項及 び第二十一条の二第七項の規定によ り都道府県が処理することとされて いる事務
道路運 送法 (昭和二 十六年 法律第 百六十 六号)		第六十九条第一項及び第九十五条の 四の規定により都道府県が処理する こととされている事務

百八十 三号)	道路運 送車兩 法（昭 和二 十六年 法律第 百八十 五号）	第十一条第一項、第二項、第四項及 び第六項並びに第三十四条第二項及 び第三十五条第四項（これらの規定 を第七十三条第二項において準用す る場合を含む。）の規定により市町 村（特別区を含む。）が処理するこ ととされている事務
公営住 宅法 （昭和 二十 六年 法律 第百 九十 三号）	第三十七条第五項（同条第七項にお いて準用する場合を含む。）、第四 十条第六項、第四十五条第三項及び 第四十六条第二項の規定により都道 府県が処理することとされている 事務	
検疫法 （昭和 二十 六年 法律 第 二百 一 号）	一 第二十二条第二項から第五項ま で、第二十三条第二項から第五項ま で（同条第六項においてこれらの規 定を準用する場合を含む。）及び第 七項並びに第二十六条の三の規定に より都道府県、保健所を設置する市 又は特別区が処理することとされて いる事務 二 第二十三条第七項の規定により 市町村が処理することとされている 事務	
土地収 用法 （昭和 二十 六年 法律 第 二百 十 九号）	この法律の規定により地方公共団体 が処理することとされている事務の うち、次の各号に掲げるもの（第十 七条第一項各号に掲げる事業又は第 二十七条第二項若しくは第四項の規 定により国土交通大臣の事業の認定 を受けた事業に関するものに限る。） 一 都道府県が第十一条第一項及び 第四項、第十四条第一項、第十五条 の二第二項及び第三項（第十五条の 七第二項において準用する場合を含 む。）、第十五条の三から第十五条の 五まで、第十五条の八から第十五条 の十一まで、第十五条の十二におい て準用する仲裁法、第二十四条第四 項及び第五項（第二十六条の二第三 項、第三十四条の四第三項、第三十 六条の二第四項及び第四十二条第四 項（第四十五条第三項及び第四十七	

条の四第二項において準用する場合を含む。）においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十五條第二項、第二十八條の三第一項、第三十條第二項及び第三項（第三十條の二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第三十四條の二第二項において準用する第十九條第一項前段及び第二項、第三十四條の三、第三十四條の四第一項、第三十六條第五項、第四十一條において準用する第十九條、第四十二條第一項、第五項及び第六項（第四十五條第三項及び第四十七條の四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第四十五條第一項、第四十五條の二、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條、第四十七條の二第二項、第四十七條の三第五項において準用する第十九條第一項前段、第四十七條の四第四項、第五項、第十五條第一項、第六十五條の二第七項、第六十六條第三項（第二百二十條において準用する場合を含む。）、第八十一條第三項、第八十二條第二項から第四項まで及び第六項、第八十三條第二項、第八十三條第三項から第六項まで（第八十四條第三項及び第八十三條第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第八十四條第二項、第八十五條第二項、第八十六條第二項、第八十九條第一項、第九十條の三第一項、第九十條の四、第九十條の二第三項において準用する第九十四條第十一項、第二百二條の二第二項及び第三項、第二百二條の二において準用する第九十四條第十一項、第二百十七條において準用する第九十九條、第二百十八條第一項及び第五項、第二百十九條並びに第二百二十三條第一項及び第三項の規定（第二百三十八條第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）により処理することとされている事務
二 市町村が第十二條第二項、第十四條第一項及び第三項、第二十四條

森林法 （昭和二 十六年 法律第 二百四 十九号）	第二項、第二十六條の二第二項、第三十四條の四第二項、第三十六條第四項、第三十六條の二第三項、第四十二條第二項及び第三項（第四十五條第三項及び第四十七條の四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第四十五條第二項、第二百二條の二第二項、第二百十八條第二項及び第三項、第二百二十八條第一項及び第三項、第二百二十八條第一項、第二百二十八條第二項において準用する第二百二條の二第三項並びに第二百二十八條第三項及び第四項の規定（第二百三十八條第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二百三十八條第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの一 第二十五條の二、第二十六條の二、第二十七條第一項、第三十三條の二及び第三十九條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二十五條第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）二 第二十七條第二項及び第三項（申請書に意見書を付する事務に関する部分を除く。）、第三十條並びに第三十三條第三項（これらの規定を第三十三條の三において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務三 第三十條の二第二項、同条第二項において準用する第三十條後段、第三十二條第二項及び第三項並びに第三十三條第六項において準用する同条第一項及び第三項（これらの規定を第三十三條の三において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二十五條第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）四 第三十一條、第三十二條第一項（第三十三條の三において準用する
--	---

場合を含む。)、第三十四条から第三十四条の三まで、第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務(民有林にあつては、第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。)		五 第四十四条において準用する第二十七条第二項及び第三項(申請書に意見書を付する事務に関する部分を除く。)、第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、第三十三条第三項、第三十四条から第三十四条の三まで並びに第三十九条第一項の規定並びに第四十六条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務		六 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は保安施設地区の区域内の森林に関するものに限る。)		覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)	
第四十条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務		出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第九十号)		旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)		水産資源保護法(昭和二十六年法律第三十三号)	
条の十二第一項第一号及び第二号、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十五第一項及び第二項、第三十一条、第三十二条第一項及び第二項、第三十五条第三項並びに第三十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務		第十九条の七第一項及び第二項(第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。)、第十九条の八第一項、第十九条の九第一項並びに第十九条の十五の二第二項、第六項及び第九項後段の規定により市町村が処理することとされている事務		第三条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第八条第一項及び第五項、第九条第一項及び第三項、第十条第四項、第十七条第一項から第三項まで並びに第十九条第五項及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務		第四条第一項、第六項及び第七項並びに第三十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務	
この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務		(昭和二十七年法律第二十八号)		漁船損害等補償法		戦傷病者遺族等援護法(昭和二十七年法律第七十号)	
第四十条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務		宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十号)		第八條、第十條及び第十四條の規定により都道府県が処理することとされている事務(国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。)			
道		路		法		(昭和二十七年法律第八十号)	
一 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの		イ この法律の規定により都道府県、指定市又は第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市(次号において「都道府県等」という。))が、指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務(第二十四条の二第一項及び第三項(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。))、第三十九条第一項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。))、第四十四条第五項から第七項まで(これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。))、第四十七条の二第三項、第四十八条の三十五第一項、第四十九条、第五十四条第一項、同条第二項において準用する第九十九条第二項、第五十四条第三項において準用する第七条第六項、第五十四条第二項において準用する第九十九条の二第二項、第五十四条の二第三項において準用する第七条第六項、第五十五條第一項、同条第二項において準用する第二十條第三項、第五十五條第三項において準用する第七十九條第六項、第五十八條第一項、第五十九條第一項及び第三項、第六十條、第六十一条第一項、第六十九條第一項、同条第二項において準用する第四十四條第六項及び第七項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第四項(道路監理員の任命に係る部分に限り、第九十一条第二項において準用する場合を含む。))、第七十二条第一項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。))、第七十二条第二項において準用する第四十四條第六項及び第七項並びに第七十二条第三項(これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。))、第七十三条第一項から第三項まで(これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。))					

農地法 (昭和二十七年 法律第二百二十九号)		む。第七十五条第五項並びに同条第六項において準用する第四十四条第六項及び第七項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第八十五条第三項、第九十一条第三項並びに同条第四項において準用する第四十四条第六項及び第七項の規定により処理することとされているものを除く。）及び指定区間外の国道を構成していた不利用物件の管理者として処理することとされている事務（第九十五条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされているものを除く。）
	この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び第六十三条第二項各号に掲げるものの以外のもの	ハ 第十七条第四項、第四十八条の二十第三項及び第四十八条の二十第二項の規定により国道に關して指定市以外の市町村が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。） ニ 第十七条第八項の規定により国道に關して都道府県が処理することとされている事務 ホ 第九十四条第五項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 他の法律及びこれに基づく政令の規定により、都道府県等が指定区間外の国道の道路管理者又は道路管理者となるべき者として処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に關するものを除く。）

農地法 (昭和二十七年 法律第二百二十九号)	一 第三条第四項の規定により市町村が処理することとされている事務（同項の規定により農業委員会が処	理することとされている事務を除く。） 二 第四条第一項、第二項及び第八項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。） 三 第四条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を付する事務に限る。） 四 第四条第三項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（申請書を送付することとされている事務（申請書を送付するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に限る。） 五 第四条第四項及び第五項（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務 六 第四条第九項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（意見を聴く事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に限る。） 七 第四条第九項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を述べる事務に限る。） 八 第五条第一項及び第四項の規定並びに同条第三項において準用する第四条第二項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。） 九 第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を付する事務に限る。） 十 第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村

農地法 (昭和二十七年 法律第二百二十九号)	（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（申請書を送付するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。） 十一 第五条第三項において読み替えて準用する第四条第四項及び第五項の規定並びに第五条第五項において読み替えて準用する第四条第十項及び第五項の規定により市町村が処理することとされている事務 十二 第五条第五項において準用する第四条第九項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（意見を聴く事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に限る。） 十三 第五条第五項において準用する第四条第九項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を述べる事務に限る。） 十四 第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、同条第二項から第五項まで（これらの規定を第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条第一項、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条及び第四十一条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務 十五 第四十二条の規定により市町村が処理することとされている事務 十六 第四十三条第一項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地をコンクリートその他これに類するもので覆う行為に係るものを除く。） 十七 第四十四条の規定により市町村が処理することとされている事務	

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障の條約	十八 第四十九条第一項、第三項及び第五項並びに第五十条の規定により都道府県等が処理することとされている事務（第二号、第八号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。） 十九 第五十一条の規定により都道府県等が処理することとされている事務（第二号及び第八号に掲げる事務に係るものに限る。） 二十 第五十一条の二の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務 二十一 第五十二条から第五十二条の三までの規定により市町村が処理することとされている事務 第三十条の規定により都道府県が処理することとされている事務（同条第三項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。）	麻薬及び向精神薬の部分に限る。）、第二十九条、第三十
------------------------------	---	----------------------------

神薬取 締法 (昭和二 十八年 法律第 十四号)	五条、第三十六条第一項及び第三項 (これらの規定を同条第四項におい て準用する場合を含む。)、第四十六 条から第四十九条まで、第五十条の 二十二、第五十条の二十四第二項及 び第三項、第五十条の三十三、第五 十条の三十八第一項及び第二項、第 五十条の三十九、第五十八条の二か ら第五十八条の五まで、第五十八条 の六第一項、第四項、第五項及び第 八項、第五十八条の八第一項、同条 第二項から第六項まで(これらの規 定を第五十八条の九第二項において 準用する場合を含む。)、第五十八条 の十一、第五十八条の十二並びに第 五十八条の十六の規定により都道府 県が処理することとされている事務 第五条第三項の規定により道が処理 することとされている事務	北海道 防衛住 宅建設 等促進 法(昭 和二十 八年法 律第六 十四号)	第十七条第一項の規定により都道府 県が処理することとされている事務	と畜場 法(昭 和二十 八年法 律第六 十四号)	第十七条第一項の規定により都道府 県が処理することとされている事務	未帰還 者留守 家族等 援護法 (昭和二 十八年 法律第 百六十 一号)	第十一条第二項の規定により都道府 県が処理することとされている事務	信用保 証協会 法(昭 和二十 八年法 律第十 九号)	第五十二条第一項の規定により都道 府県又は市町村が処理することとさ れている事務
律第百 九十六 号)	第九十八条の三の規定により都道府 県が処理することとされている事務	労働金 庫法 (昭和二 十八年 法律第 二百二 十七号)	第二条の規定により市町村(特別区 を含む。)が処理することとされて いる事務(同条第二項の規定による 申請書に意見を記載した書面を添え る事務を除く。)	日本国 に駐留 するア メリカ 合衆国 軍隊等 の行為 による 特別損 失の補 償に關 する法 律(昭 和二十 八年法 律第二 百四十 六号)	この法律(第十二条第四項及び第四 十四条第六項を除く。)の規定によ り都道府県が処理することとされて いる事務	あへん 法(昭 和二十 九年法 律第七 十一号)	この法律の規定により地方公共団体 が処理することとされている事務の うち次に掲げるもの 一 都道府県が第七十一条の三第六 項及び第七項(これらの規定を同条 第十五項において準用する場合を含 む。)並びに第七十六条の規定によ り処理することとされている事務 (都道府県又は機構等(市のみが設 立した地方公社を除く。)が施行す る土地区画整理事業に係るものに限 る。)	土地区 画整理 法(昭 和二十 九年法 律第九 十九号)	
二 市町村が処理することとされて いる次に掲げる事務 イ 第五十五条第十項(同条第十三 項において準用する場合を含む。)、 第六十九条第八項(同条第十項にお いて準用する場合を含む。)、第七十 一条の三第十二項(同条第十五項に おいて準用する場合を含む。)、及び 第七十七条第六項(第百三十三条第 二項において準用する場合を含む。) に規定する事務(国土交通大臣、都 道府県又は機構等(市のみが設立し た地方公社を除く。)が施行する土 地区画整理事業に係るものに限る。) ロ 第七十二条第六項に規定する事 務(都道府県又は機構等(市のみが 設立した地方公社を除く。)が施行 する土地区画整理事業に係るものに 限る。)	自衛隊 法(昭 和二十 九年法 律第六 十五号)	第三百三条第一項から第四項まで、第 六項、第七項及び第十項から第十五 項まで、第百三条の二、第百五条第 四項、第五項(申請書に意見を記載 した書面を添える部分を除く。)、及 び第六項並びに第百十五条の十四第 四項の規定により都道府県が処理す ることとされている事務(第百十五条 の十第四項の規定により処理するこ ととされているものうち民有林に 係るものにあつては、森林法第二十 五条第一項第一号から第三号までに 掲げる目的を達成するための指定に 係る保安林に関するものに限る。)	補助金 等に係 る予算 の執行 の適正 化に關 する法 律(昭 和三十 九年法 律第三 十七号)	第二十六条第二項の規定により都道 府県が行うこととされる事務					
海岸法 (昭和 三十一 年 法律第 百一 号)	一 この法律の規定により地方公共 団体が処理することとされている事 務のうち次に掲げるもの イ 第二条第一項及び第二項、第二 条の三、第三条第一項、第二項及び 第四項、第四条第一項、第五条第一 項から第五項まで、第七項及び第八 項、第十三条、第十四条の五第一 項、第十五条、第十六条第一項、第 十七条第一項、第十八条第一項、第 二項、第四項、第五項及び第七項、 同条第八項において準用する第十二 条の二第二項及び第三項、第十九条 第一項、第二項及び第四項、第二十 一条第一項及び第二項、第二十一 条第一項及び第三項まで、同条第四 項において準用する第十二条の二第 二項及び第三項、第二十一条の三第 一項から第三項まで、同条第四項に おいて準用する第十二条の二第二 項及び第三項、第二十一条の三第二 項から第三項まで、同条第四項に おいて準用する第十二条の二第二 項及び第三項、第二十二條第二項、 同条第三項において準用する漁業法 第七十七條第二項、第三項前段、第 四項から第八項まで、第十一項及び 第十二項、第二十三條の三第一項、 第二項及び第四項、第二十三條の 五、第二十三條の六、第二十四條第 一項及び第二項、第三十條、第三十 一條第一項、第三十二條第三項、第 三十三條第一項、第三十五條第一 項及び第三項並びに第三十八條の 規定により都道府県が処理すること とされている事務(第五条第一項から 第五項まで、第十四條の五第一項、 第十五條、第十六條第一項、第十八 條第一項、第二項、第四項、第五項 及び第七項、同条第八項において準 用する第十二條の二第二項及び第三 項、第二十條第一項及び第二項、第 二十三条の五、第二十三條の六、第 三十一條第一項、第三十五條第一 項及び第三項並びに第三十八條に 規定する事務にあつては、海岸保 全施設に関する工事に係るものに限 る。)	ロ 第二条第一項、第二条の三第四 項(同条第七項において準用する場							

法律第九十八号	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）	第十七条第一項及び第三項（第二十七条第三項において準用する場合を含む）、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第一項、第二十七条第二項及び第四項、第三十二条第二項、第三十二条の二第二項、第三十二条の七第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む）、第三十二条の十二、第四十一条第一項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む）、第四十五条第三項並びに第四十五条の二第一項及び第五項（これらの規定を第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む）、第五十四条の二の二並びに第五十四条の二の三第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の三第六項において準用する場合を含む）、第八十条第一項、第八十八条並びに第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第六十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）、及び第七百八条の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第七百八十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務
国民年金法（昭和三十三年法律第九十二号）	第十二条第一項及び第四項（第一百五	条第二項において準用する場合を含む。）、並びに第一百五
法律第十四号	第四項の規定により市町村が処理することとされている事務	

百四十 号)	第二条、第三条第一項及び第四項（第七条第四項及び第十条第二項において準用する場合を含む）、第四条第一項、第六条第二項、第七条第一項及び第三項、第九条第三項、第十条第一項、第十二条第一項及び第十二条第十四条、第十四条の二（第十六条の七後段において読み替えて適用される場合を含む）、第十五条から第十六条の二まで、第十六条の三第一項、第三項、第四項（第十六条の四第二項において準用する場合を含む。）及び第五項、第十六条の四第一項、第十六条の五、第十六条の六第一項、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項及び第二項並びに第二十号の規定により都道府県が処理することとされている事務
住宅地区改良法（昭和三十一年法律第八十四号）	第四条第二項及び第五条並びに第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十四条第六項及び第四十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第四百四十五号）	一 第二十一条、第二十三条の二の二十一、第二十三条の四十一、第六十九条第一項、第四項、第六項及び第七項、第六十九条の二第二項、第七十条第一項及び第三項、第七十一条、第七十二条第三項、第七十二条の五、第七十六条の六第一項から第五項まで及び第七項、第七十六条の七第一項及び第二項、第七十六条の七の二並びに第七十六条の八第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第二十一条、第六十九条第一項、第四項及び第六項、第七十条第一項及び第三項、第七十一条、第七十二条第三項並びに第七十二条の五の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務

薬劑師 法（昭 和三 十五 年法 律第 百四 十六 号）	第八條第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項（これらの規定を第八條の二第五項において準用する場合を含む。）、第八條第六項において準用する行政手続法第十五條第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十六條第四項、第十八條第一項及び第三項、第十九條第一項、第二十條第六項並びに第二十四條第三項、第八條第九項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五條第三項並びに第九條の規定により都道府県が処理することとされている事務	農業協同組合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 第二條第一項及び第四條の規定により都道府県が処理することとされている事務（合併する組合のうちに信用事業を行う組合が含まれている場合に限る。） 二 第六條、第八條及び第九條の規定により都道府県が処理することとされている事務	公共用 地の取 得に關 する特 別措置 法（昭 和三 十六 年法 律第 百五 十号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの 一 都道府県が第八條において準用する土地収用法第二十四條第四項及び第五項並びに同法第二十五條第二項、この法律第二十條第一項、第三項及び第五項、第二十一條第一項、第二十三條第二項、第二十四條、第二十五條、第二十六條第一項、第二十六條第二項において準用する土地収用法第九十三條第四項から第六項まで、この法律第二十九條第一項、第三十條第一項、第三十三條、第三十七條第二項において準用する土地収用法第九十四條第十一項並びにこの法律第三十八條の二の規定（第四十五條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）により処理することとされている事務 二 市町村が第八條において準用する土地収用法第二十四條第二項及び
---	---	----------------------------------	--	---	--

社会福祉施設職員等退職手当（昭和三十六年法律第二十号）	この法律第四十条第二項の規定（第四十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）により処理することとされている事務	第二十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
畜産経営の安定に関する法律（昭和三十三年法律第六十号）	第七條第一項及び第二項、第十條第一項、第十一條第一項（第十三條第三項において準用する場合を含む。）、第十二條第二項、第十三條第一項及び第二項並びに第二十九條第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務	
踏切道改良促進法（昭和三十三年法律第六十号）	第三條第五項、第四條第十七項（第五條第二項において準用する場合を含む。）及び第十四條第七項（同條第十項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	
児童扶養手当（昭和三十三年法律第二十号）	この法律（第二十八條の二第二項及び第三項を除く。）の規定により都道府県等が処理することとされている事務	
共同溝の整備等に関する特別措置	第三條第二項及び第三項（都道府県公安委員会の意見を聴く事務に係る部分に限る。）の規定により指定区間内の一般国道の管理を行う都道府	
法（昭和三十一年法律第八十一号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	一 都道府県が第二十七條第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。） 二 都道府県が第三十二條第一項並びに第三十四條第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。） 三 市町村が第三十四條第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。）
法（昭和三十一年法律第二十号）	この法律（第二十二條第二項及び第二十五條（第二十六條の五においてこれらの規定を準用する場合を含む。）を除く。）の規定により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務	
百三十号）	第二十六條第二項の規定により府県が処理することとされている事務（府県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）	
近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開	この法律（第七十六條並びに第九十六條の八第一項及び第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	
漁業災害補償法（昭和三十三年法律第九十八号）	この法律（第七十六條並びに第九十六條の八第一項及び第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	
道路法の改正する法律（昭和三十三年法律第九十八号）	附則第三項の規定により都道府県又は指定市が処理することとされる事務	
河川法（昭和三十三年法律第六十七号）	一 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの イ 第五條第一項から第四項まで及び第六項、第六條第一項第三号及び第二項から第六項まで、第十條第一項及び第二項、同條第三項において読み替えて準用する第九條第三項（都道府県知事が行う事務に係る部分に限る。）及び第四項、第十一條第十二條第一項、第十四條、第十五條、第十五條の二第一項、第十六條第一項、同條第四項及び第五項（同條第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十六條の二第一項、同條第三項から第六項まで（同條第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十六條の三第一項、第十六條の四第一項、第十六條の五第一項、第十七條から第二十條まで、第二十一條第一項、第三項及び第四項、第二十二條第一項から第三項まで及び第六項、同條第四項及び第五項（第二十二條の三第六項、第五十七條第三項、第五十八條の六第三項、第七十六條第二項及び第八十九條第九項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十二條の二、第二十二條の三第一項から第三項まで及び第五項、第二十三條から第二十三條の三まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條第一項、第四項及び第五項、第二十七條第一項及び第五項、第二十八條から第三十條まで、第三十一條第二項、第三十二條第四項、第三十四條第一項、第三十六條第二項及び第四項、第三十七條から第三十八條まで、第四十二條第二項から第四四條第一項、第四十七條第一項、第二項及び第四項、第五十二條、第五十三條第三項、第五十四條第一項及び第四項、第五十五條第一項、第五十六條第一項及び第三項、第五十七條第一項及び第二項、第五十八條の二、第五十八條の三第一項及び第四項、第五十八條の四第一項、第五十八條の五第一項及び第三項、第五十八條の六第一項及び第二項、第五十八條の八第一項、第二項及び第四項、第五十八條の十一から第五十八條の十三まで、第六十六條、第六十七條、第六十八條第二項、第七十條第一項、第七十條の二第一項及び第二項、第七十四條第一項から第三項まで及び第五項、第七十五條第一項か	

地価公 示法 (昭和四 十三年 法律第 四十九 号)	地方道 路公社 法(昭 和四十 五年法 律第八 十二号)	廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律(昭 和四十 五年法 律第三 十七号)	みが設立した地方住宅供給公社を除く。)が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。)	第七條第二項の規定により市町村(特別区を含む。)が処理することとされている事務
第十四条第三項及び第四項、第十二条の三第七項、第十二条の五第九項、第十二条の六、第十二条の七第一項、第二項、第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第七項、第九項及び第十項、第十四条第一項、第五項(第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)、第六項及び第十項(第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の二第二項、同条第三項において読み替えて準用する第七條の二第三項及び第四項、第十四条の三(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)、第十四条の三の二第一項(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)、及び第二項(第十四条の六において準用する場合を含む。)、第十四条の四第一項、第五項(第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)、第六項及び第十項(第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七條の二第三項及び第四項、第十五条第一項、同条第四項から第六項まで(第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十五条の二の七、第十五条の三、第十五条の三の二第二項、第十五条の三の三第一項及び第五項、第十五条の四において読み替えて準用する第九條の五第一項及び第二項並びに第九條の六、第十五条の四において準用する第九條の七第二項、第十七條の二第二項、同条第三項において準用する第十八條第一項、第十九條第一項、第十九條の三(第一号及び第三号を除く。)、及び第十九條の五第一項(第二号から第四号までを除く。)、第十八條第一項(産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)、第十九條第一項(産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)、第十九條の三(第二号に係る部分に限る。)、第十九條の五第一項、同条第二項において準用する第十九條の四第二項、第十九條の六第一項、同条第二項において準用する第十九條の四第二項、第十九條の十第二項において読み替えて準用する第十九條の五第一項、第二十一條の二(産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。)、第二十三條の三並びに第二十三條の四の規定により都道府県が行うこととされている事務			第十五条の二第二項から第三項まで(第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、及び第五項、第十五条の二の二第一項、第十五条の二の四において読み替えて準用する第八條の五第四項、第十五条の二の六第一項、同条第三項において読み替えて準用する第九條第三項から第六項まで、第十五条の二の七、第十五条の三、第十五条の三の二第二項、第十五条の三の三第一項及び第五項、第十五条の四において読み替えて準用する第九條の五第一項及び第二項並びに第九條の六、第十五条の四において準用する第九條の七第二項、第十七條の二第二項、同条第三項において準用する第十八條第一項、第十九條第一項、第十九條の三(第一号及び第三号を除く。)、及び第十九條の五第一項(第二号から第四号までを除く。)、第十八條第一項(産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)、第十九條第一項(産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)、第十九條の三(第二号に係る部分に限る。)、第十九條の五第一項、同条第二項において準用する第十九條の四第二項、第十九條の六第一項、同条第二項において準用する第十九條の四第二項、第十九條の十第二項において読み替えて準用する第十九條の五第一項、第二十一條の二(産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。)、第二十三條の三並びに第二十三條の四の規定により都道府県が行うこととされている事務	
水質汚 濁防止 法(昭 和四十 五年法 律第八 十号)	農用地 の土壤 の汚染 防止等 に關する 法律 (昭和四 十五年 法律第 百三十 九号)	積立式 宅地建 物販売 業法 (昭和四 十六年 法律第 百十一 号)	この法律(第二十条から第二十二條の二まで及び第二十九條を除く。)	この法律(第二十条から第二十二條の二まで及び第二十九條を除く。)
新都市 基盤整 備法 (昭和四 十七年 法律第 八十六 号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務(国士交通大臣の許可を受けた積立式宅地建物販売業者に係る積立式宅地建物販売業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。)	この法律(第二十條から第二十二條の二まで及び第二十九條を除く。)	この法律(第二十條から第二十二條の二まで及び第二十九條を除く。)
石油パ イプ ライン 事業 法 (昭和四 十七年 法律第 百五十五 号)	防犯の ための 集団移 転促進 事業に 係る国 の財政 上の特 別措置 等に関 する法 律(昭 和四十 七年法 律第三 十二号)	農水産 業協同 組合 金保 険法 (昭和四 十年法 律第五 十三号)	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律(第二十條から第二十二條の二まで及び第二十九條を除く。)
公害健 康被害 の補償 等に関 する法 律(昭 和四十 八年法 律第八 十一号)	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律(第二十條から第二十二條の二まで及び第二十九條を除く。)	この法律(第二十條から第二十二條の二まで及び第二十九條を除く。)

電 信 事 業 法 （ 昭 和 五 十 九 年 法 第 八 十 六 号）	電 氣 通 信 事 業 法 （ 昭 和 五 十 九 年 法 第 八 十 六 号）	附則第九十七條第一項の規定により 都道府県、市（特別区を含む。）及 び福祉事務所を管理する町村が処理 することとされている第七條の規定 による改正前の特別児童扶養手当等 の支給に関する法律による福祉手当 の支給に関する事務	第三條第五項（第七條第二項におい て準用する場合を含む。）の規定に より都道府県が処理することとされ ている事務	大 都 市 地 域 に お け る 優 良 宅 地 開 発 の 促 進 に 関 す る 緊 急 措 置 法 （ 昭 和 六 十 三 年 法 第 四 十 七 号）
肉 用 子 牛 生 産 安 定 等 特 別 措 置 法 （ 昭 和 六 十 三 年 法 第 九 十 八 号）	第七條第一項、第二項及び第四項 （第九條第二項において準用する場 合を含む。）、第八條第一項、第九條 第一項並びに第十七條第一項の規定 により都道府県が処理することとさ れている事務	食 鳥 の 事 業 の 規 制 及 び 食 鳥 検 査 に 関 す る 法 律 （ 平 成 二 十 年 法 第 七 十 号）	第三十七條第一項及び第三十八條第 一項の規定により都道府県が処理す ることとされている事務	食 鳥 の 事 業 の 規 制 及 び 食 鳥 検 査 に 関 す る 法 律 （ 平 成 二 十 年 法 第 七 十 号）
特 定 農 地 貸 付 に 関 す る 農 業 特 例 法 （ 平 成 元 年 法 第 五 十 八 号）	第三條第一項及び第三項の規定によ り市町村が処理することとされてい る事務	地 方 公 道 法 （ 平 成 三 十 年 法 第 六 十 九 号）	第六條第二項第二号の規定により都 道府県が処理することとされている 事務	地 方 公 道 法 （ 平 成 三 十 年 法 第 六 十 九 号）
等 の 出 入 国 管 理 に 関 する 特 例 法 （ 平 成 三 十 年 法 第 七 十 一 号）	四 条 第 一 項 及 び 第 三 項、 第 十 六 條 第 三 項 並 び に 第 十 六 條 の 二 第 一 項、 第 二 項、 第 六 項、 第 七 項 及 び 第 十 一 項 の 規 定 に よ り 市 町 村 が 処 理 す る こ と と さ れ て い る 事 務	計 量 法 （ 平 成 四 十 年 法 第 五 十 一 号）	一 第 四 十 條 第 二 項（ 第 四 十 二 條 第 三 項、 第 四 十 五 條 第 二 項 及 び 第 百 條 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む。）、 第 九 十 一 條 第 二 項 及 び 第 三 項 並 び に 第 百 二 十 七 條 第 二 項 から 第 四 項 ま で の 規 定 に よ り 都 道 府 県 が 処 理 す る こ と と さ れ て い る 事 務（ 同 條 第 二 項 から 第 四 項 ま で に 規 定 す る も の に あ つ て は、 政 令 で 定 め る も の に 限 る。） 二 第 百 二 十 七 條 第 二 項 から 第 四 項 ま で の 規 定 に よ り 特 定 市 町 村 が 処 理 す る こ と と さ れ て い る 事 務（ 政 令 で 定 め る も の に 限 る。）	計 量 法 （ 平 成 四 十 年 法 第 五 十 一 号）
年 法 律 第 七 十 六 号）	この法律（第四十五條の二第三項を 除く。）の規定により都道府県が処 理することとされている事務	特 定 農 村 地 域 に お け る 農 林 業 の 活 性 化 の 基 盤 整 備 の 促 進 に 関 す る 法 律 （ 平 成 五 十 年 法 第 七 十 号）	第十六條第二項の規定により都道府 県又は市が処理することとされてい る事務（政令で定めるものを除く。）	政 党 助 成 法 （ 平 成 六 十 年 法 第 五 十 五 号）
年 法 律 第 七 十 六 号）	第十八條第三項（第二十九條第三項 （第二十七條第七項において適用す る場合を含む。）において準用し、 及び第二十七條第七項において適用 する場合を含む。）、第二十條第二項 及び第三十條第二項（これらの規定 を第二十七條第七項において適用す る場合を含む。）、第三十二條第三項 及び第五項並びに第三十七條の規定	環 境 基 本 法 （ 平 成 五 十 年 法 第 九 十 一 号）	第十八條第三項（第二十九條第三項 （第二十七條第七項において適用す る場合を含む。）において準用し、 及び第二十七條第七項において適用 する場合を含む。）、第二十條第二項 及び第三十條第二項（これらの規定 を第二十七條第七項において適用す る場合を含む。）、第三十二條第三項 及び第五項並びに第三十七條の規定	政 党 助 成 法 （ 平 成 六 十 年 法 第 五 十 五 号）

特定水	により都道府県が処理することとされている事務	特定水	により都道府県が処理することとされている事務
道利水	第二十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務	道利水	により都道府県が処理することとされている事務
障害の		障害の	
防止の		防止の	
ための		ための	
水道水		水道水	
水源域		水源域	
の水質		の水質	
の保全		の保全	
に関する		に関する	
特別措置		特別措置	
（平成六		（平成六	
年法律		年法律	
第九号）		第九号）	
中国残	第十四条第四項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務	中国残	第十四条第四項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務
留邦人		留邦人	
等の円		等の円	
滑な帰		滑な帰	
国の促		国の促	
進並び		進並び	
に永住		に永住	
帰国し		帰国し	
た中国		た中国	
残留邦		残留邦	
人等及		人等及	
び特定		び特定	
配偶者		配偶者	
の自立		の自立	
の支援		の支援	
に関する		に関する	
法律		法律	
（平成六		（平成六	
年法律		年法律	
第三十		第三十	
号）		号）	
不動産	第十二条及び第十三条（これらの規定を第五十八条第五項及び第六十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第四十九条（第五十八条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十二条及び第十三条の規定により処理することとされ	不動産	第十二条及び第十三条（これらの規定を第五十八条第五項及び第六十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第四十九条（第五十八条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十二条及び第十三条の規定により処理することとされ
特定共		特定共	
同業法		同業法	
（平成六		（平成六	
年法律		年法律	
第七十七		第七十七	
号）		号）	
原子爆	この法律（第三章第五節、第六章及び第四十八条を除く。）の規定により都道府県並びに広島市及び長崎市が処理することとされている事務	原子爆	この法律（第三章第五節、第六章及び第四十八条を除く。）の規定により都道府県並びに広島市及び長崎市が処理することとされている事務
弾被爆		弾被爆	
者に対		者に対	
する援		する援	
護に法		護に法	
（平成六		（平成六	
年法律		年法律	
第六十七		第六十七	
号）		号）	
密集市	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 都道府県が第九十二条第一項、第九十七条第一項から第八項まで、第九十九条第三項において準用する土地収用法第三十六条第五項並びに第二百三十三条第六項（第二百四十一条第五項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。） 二 市が第九十二条第一項（土地の試掘等に係る部分に限る。）、第九十七条第一項から第八項まで並びに第二百三十三条第二項及び第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。） 三 市町村が第八十三条第二項（第八十四条において準用する場合を含む。）、第八十八条第三項及	密集市	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 都道府県が第九十二条第一項、第九十七条第一項から第八項まで、第九十九条第三項において準用する土地収用法第三十六条第五項並びに第二百三十三条第六項（第二百四十一条第五項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。） 二 市が第九十二条第一項（土地の試掘等に係る部分に限る。）、第九十七条第一項から第八項まで並びに第二百三十三条第二項及び第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。） 三 市町村が第八十三条第二項（第八十四条において準用する場合を含む。）、第八十八条第三項及
環境影	一 第四条第一項第一号若しくは第五号又は第二十一条第一項第一号、第二号若しくは第六号に定める者（地方公共団体の機関に限る。以下「第四条第一項第一号等に定める者」という。）が、この法律の規定により行うこととされている事務（当該第四条第一項第一号等に定める者が行う免許等若しくは第二十一条第二号ホに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は特定届出若しくは同号ホに規定する届出に係る事務が第一号法定受託事務である場合に限る。） 二 第四条第一項第二号又は第二十一条第一項第三号に定める者（都道府県の機関に限る。）が、この法律の規定により行うこととされている事務	環境影	一 第四条第一項第一号若しくは第五号又は第二十一条第一項第一号、第二号若しくは第六号に定める者（地方公共団体の機関に限る。以下「第四条第一項第一号等に定める者」という。）が、この法律の規定により行うこととされている事務（当該第四条第一項第一号等に定める者が行う免許等若しくは第二十一条第二号ホに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は特定届出若しくは同号ホに規定する届出に係る事務が第一号法定受託事務である場合に限る。） 二 第四条第一項第二号又は第二十一条第一項第三号に定める者（都道府県の機関に限る。）が、この法律の規定により行うこととされている事務
響評価		響評価	
法（平成		法（平成	
九年		九年	
法律第		法律第	
八十一		八十一	
号）		号）	
介護保	第一百五十六条第四項、第一百七十二条第一項及び第三項並びに第九十七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務	介護保	第一百五十六条第四項、第一百七十二条第一項及び第三項並びに第九十七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務
険法		険法	
（平成九		（平成九	
年法律		年法律	
第二百二		第二百二	
十三号）		十三号）	
感染症	第三章（第十二条第八項、同条第九項において準用する同条第二項及び	感染症	第三章（第十二条第八項、同条第九項において準用する同条第二項及び
の予防		の予防	
及び感	第三項、同条第九項において準用する同条第四項において準用する同条第二項及び第三項、第十四条、第十四条の二並びに第十六条を除く。）、第四章（第十八条第五項及び第六項、第十九条第二項及び第七項並びに第二十條第六項及び第八項（第二十六條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条並びに第二十四条の二（第二十六條及び第四十九條の二において準用する場合を含む。）を除く。）、第二十六條の三（第四十四條の三の五第六項において準用する場合を含む。）、第二十六條の四、第三十二條、第三十三条、第六章第一節（第三十六條の八第四項を除く。）、第三十六條の十九第四項及び第三十六條の二十二（第三十六條の二十三第四項及び第三十六條の二十四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第三十六條の三十七、第三十八條第二項（第一種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関に係る部分に限る。）、第五項、第七項及び第八項、同条第十項及び第十一項（第一種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関に係る部分に限る。）、第四十四條の三第一項、第二項、第四項から第六項まで及び第十一項、第四十四條の三の五、第四十四條の三の六、第四十四條の四の二及び第四十四條の五第四項（第四十四條の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第四十四條の六、第八章（第四十六條第五項及び第七項、第五十條第十項、同条第十二項において準用する第三十六條第五項において準用する同条第一項及び第二項、第五十條の二第四項において準用する第四十四條の三第七項から第十項まで、第五十條の三、第五十條の四、第五十一条第四項において準用する同条第一項、第五十一条の四第二項並びに同条第三項において準用する第四十四	及び感	第三項、同条第九項において準用する同条第四項において準用する同条第二項及び第三項、第十四条、第十四条の二並びに第十六条を除く。）、第四章（第十八条第五項及び第六項、第十九条第二項及び第七項並びに第二十條第六項及び第八項（第二十六條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条並びに第二十四条の二（第二十六條及び第四十九條の二において準用する場合を含む。）を除く。）、第二十六條の三（第四十四條の三の五第六項において準用する場合を含む。）、第二十六條の四、第三十二條、第三十三条、第六章第一節（第三十六條の八第四項を除く。）、第三十六條の十九第四項及び第三十六條の二十二（第三十六條の二十三第四項及び第三十六條の二十四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第三十六條の三十七、第三十八條第二項（第一種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関に係る部分に限る。）、第五項、第七項及び第八項、同条第十項及び第十一項（第一種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関に係る部分に限る。）、第四十四條の三第一項、第二項、第四項から第六項まで及び第十一項、第四十四條の三の五、第四十四條の三の六、第四十四條の四の二及び第四十四條の五第四項（第四十四條の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第四十四條の六、第八章（第四十六條第五項及び第七項、第五十條第十項、同条第十二項において準用する第三十六條第五項において準用する同条第一項及び第二項、第五十條の二第四項において準用する第四十四條の三第七項から第十項まで、第五十條の三、第五十條の四、第五十一条第四項において準用する同条第一項、第五十一条の四第二項並びに同条第三項において準用する第四十四

健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）	独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）	特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第三条第三項（同条第五項（同条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）同条第四項から第七項まで、第九項及び第十項（同条第十一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）第四条第一項、同条第四項から第十項まで（同条第十二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第七十七條第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項から第十項までに規定する事務にあつては、特定都市河川流域の指定に係るものに限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第四条第一項及び同条第四項から第十項まで（同条第十二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務	第二十一条第一項及び第二項、第二十二條並びに第二十三條第四項（これらの規定を第二十四條第二項にお	裁判員 の参加 する刑
節並びに第五章の規定の施行に関するものに限る。） 第十條第三項、第十一條第一項及び第六十一條第一項（第六十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務	第二十四條第二項並びに第二十八條第一項から第三項まで及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第三条第三項（同条第五項（同条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）同条第四項から第七項まで、第九項及び第十項（同条第十一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）第四条第一項、同条第四項から第十項まで（同条第十二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第七十七條第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項から第十項までに規定する事務にあつては、特定都市河川流域の指定に係るものに限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第四条第一項及び同条第四項から第十項まで（同条第十二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務	第十條第三項、第十一條第一項及び第六十一條第一項（第六十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務	第二十四條第二項並びに第二十八條第一項から第三項まで及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務	裁判員 の参加 する刑
事裁判に關する法律（平成十六年法律第六十三号）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第六十三号）	特定障害者に對する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（都道府県警察が処理することとされているものを除く。）	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務	事裁判に關する法律（平成十六年法律第六十三号）
道州制特別区域における行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るもの 一 農業協同組合法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 二 水産業協同組合法第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合三 水産業協同組合法第八十七條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会 四 水産業協同組合法第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合 五 水産業協同組合法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務	道州制特別区域における行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）
改正手続に關する法律（平成十九年法律第五十一号）	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）	中国残留邦人等の円滑な帰国及び進出の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四條第四項においてその例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務	第九十八條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務	改正手続に關する法律（平成十九年法律第五十一号）
改正手続に關する法律（平成十九年法律第五十一号）	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）	中国残留邦人等の円滑な帰国及び進出の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四條第四項においてその例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務	第九十八條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務	改正手続に關する法律（平成十九年法律第五十一号）

年法律 第三百三 十二号)	オウム 真理教 犯罪被 害者等 を救済 するた めの給 付金の 支給に 関する 法律 (平成二 十年法 第八十 号)	第七條第一項及び第八條の規定によ り都道府県が処理することとされて いる事務	障害の ある児 童及び 生徒の ための 教科用 特定図 書の普 及の促 進等に 関する 法律 (平成二 十年法 第八十 号)	第十六條第二項の規定により都道府 県が処理することとされている事務 及び同条第一項の規定により市町村 が処理することとされている事務	ハシセ ン病問 題の解 決の促 進に法 律(平 成二十 年法律 第二十 八号)	第十九條第一項及び第二十一條第一 項の規定により都道府県が処理する こととされている事務	年法律 第二十 八号)	
消費者 安全法 (平成二 十一年 法律第 五十号)	第四十七條第二項の規定により地方 公共団体が処理することとされてい る事務	出入国 管理及 び難民 認定法 及び日 本国と の平和 条約に 基づき 日本の 国籍を 離脱し た者等 の出入 国管理 に關す る特例 法の改 正する 等の法 律(平 成二十 一年法 律第七 十九号)	この法律(第十四條第三項を除く。) の規定により都道府県が処理するこ ととされている事務	中小企 業者等 に対する 金融の 円滑化 を図る ための 臨時措 置する 法律 (平成二 十一年 法律第 十一号)	第四十七條第二項の規定により地方 公共団体が処理することとされてい る事務	出入国 管理及 び難民 認定法 及び日 本国と の平和 条約に 基づき 日本の 国籍を 離脱し た者等 の出入 国管理 に關す る特例 法の改 正する 等の法 律(平 成二十 一年法 律第七 十九号)	この法律(第十四條第三項を除く。) の規定により都道府県が処理するこ ととされている事務	年法律 第二十 八号)
高等学 校等就 学支援 金の支 給に關 する法 律(平 成二十 二年法 律第十 八号)	第四條(第十四條第三項の規定によ り読み替えて適用する場合を含む。) 、第六條第一項、第八條第一項(第 十四條第三項の規定により読み替え て適用する場合を含む。)、第十一條 第一項、第十七條及び第十八條第一 項の規定により都道府県が処理する こととされている事務	平成二 十二年 に關す る法律 (平成二 十二年 法律第 十九号)	附則第六條第一項及び第三項の規定 により都道府県が行うこととされて いる事務	廃棄物 の処理 及び清 掃に關 する法 律の一 部の改 正する 法律 (平成二 十二年 法律第 十四号)	口蹄疫 対策特 別措置 法(平 成二十 二年法 律第十 八号)	第五條第一項及び第二項の規定によ り都道府県が処理することとされて いる事務	年法律 第二十 八号)	
律第四 十四号)	第七條第二項及び第四項の規定によ り県が処理することとされている事 務(同項の規定により県が処理する こととされているものにあつては、 政令で定めるものに限る。)	平成二 十三年 に關す る法律 (平成二 十三年 法律第 三十三 号)	この法律(第二十四條から第二十七 條まで及び第三十四條を除く。)の 規定により市町村が処理することと されている事務(第十六條第一項の 規定により読み替えられた第六條第 一項、第七條第一項及び第十三條第 一項の規定により都道府県又は市町 村が処理することとされている事務 を含む。)	平成二 十三年 に關す る法律 (平成二 十三年 法律第 三十三 号)	平成二 十三年 に關す る法律 (平成二 十三年 法律第 三十三 号)	第三十四條第一項から第四項まで、 第三十五條第一項(第五号に係る部 分に限る。)、第二項及び第三項(同 條第一項第五号に係る部分に限る。) 、第三十六條第一項、第四項(第三 十七條第二項において準用する場合 を含む。)、及び第五項(第三十七條 第二項において準用する場合を含む。)、第三十七條第一項、第三十八 條第二項(第三十五條第一項第五号	年法律 第二十 八号)	

住民基本台帳法（昭和四十年法律第八十一号）	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第七十七号）	より市町村が処理することとされている事務 第十九条の三の規定により市町村が処理することとされている事務
この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの	一 第二十二條の二第四項第三号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（民有林にあつては、森林法第二十五條第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林において行ふ行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。） 二 第二十二條の二第四項第四号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）及び第十一項第三号（第二十二條の三第五項、第二十二條の四第二項及び第二十二條の五第九項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三條第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。） 三 第二十二條の二第四項第九号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合並びに第二十二條の五第四項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によ	

り都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

四 第二十二條の二第四項第十号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條の三の三第一項に係るものに限る。）

五 第二十二條の二第九項第二号（第二十二條の三第五項、第二十二條の四第二項及び第二十二條の五第九項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

六 第二十二條の二第十五項（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二條の五第十項において読み替えて準用する第二十二條の二第九項第二号の規定により指定市町村が処理することとされている事務

七 第二十二條の二第十五項（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二條の五第十項において読み替えて準用する第二十二條の二第十一項第三号並びに第二十二條の五第五項の規定により読み替えて適用する第二十二條の二第四項第四号の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三條第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

八 第二十二條の五第八項の規定により読み替えて適用する第二十二條の二第四項第十号の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二

環境と調和のとれた食料システムの確立のため	この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものに限る。）
負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）	十四条の二第一項の政令で定める市が処理することとされている事務（同法第十五条の三の第三第一項に係るものに限る。）」 一 第二十一条第六項（第二号に係る部分に限り、第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地につくって農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に係るものに限る。）」 二 第二十一条第十二項（同条第十六項（第二十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務 三 第二十一条第十三項（同条第十六項（第二十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に係るものに限る。）」
	四 第三十九条第五項及び第六項（これらの規定を第四十条第四項において準用する場合を含む。）の規定

特定不 法行為 等に係 る者の 迅速な 救済に 資する ための 日本支 店、支 社、子 会社等 の業務 上の特 例並び に宗教 法人に よる財 産及び 管理の 特別に 関する 法律（ 令和五 年法律 第十八 号）	
第二章の規定により市町村又は都道府県が処理することとされている事務	定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものににする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る基盤確立事業実施計画に係るものに限る。）
第三章の規定により都道府県が処理することとされている事務	

(平成三十一年法律第三号)		預貯金の意に基づく個人の番号の利用による預貯金の口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）	この法律（第二十六条第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	別表第二 第二号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	測量法（昭和二十四年法律第八十八号）	第三十九条において準用する第二十一条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務（測量計画機関が都道府県である公共測量に係るものに限る。）	公職選挙法（昭和二十五年法律第五号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務 二 市町村が第四百四十七条の規定により処理することとされている事務（都道府県の議会の議員又は長の選挙における公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「都道府県の選挙の公職の候補者等」という。）及び当該都道府県の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十九号）		第七十条第四項（第七十四条第二項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十一条（第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十二条（同条第二項の規定により建築協定書に意見を付する事務に係る部分を除き、第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第三項（第七十四条第二項、第七十五条の二第四項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（建築主事等を置かない市町村に限る。）が処理することとされている事務	画に係る事務に限る。）並びに第二十一条の十一第一項及び第二百一条の十四第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の議会の議員又は長の選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間における事務に限る。）		土地収用法（昭和二十六年法律第九号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、市町村が第二十二項、第十四条第一項及び第三項、第二十四条第二項、第二十六条の二第二項、第三十四条の四第二項、第三十六条第四項、第三十六条の二第三項、第四十二条第二項及び第三項（第四十二条第三項及び第四十七条の四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第四十五条第二項、第二百二条の二第一項、第二百二十八条第二項及び第三項、第二百二十八条第一項、第二百二十八条第二項において準用する第二百二条の二第三項並びに第二百二十八条第三項及び第四項の規定（第三百三十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）により処理することとされている事務（第十七条第二項に規定する事業		
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）		この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 第四条第一項第七号の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。） 二 第四条第三項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に限る。） 三 第五条第一項第六号の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。） 四 第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に限る。） 五 第四十三条第一項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一	第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限り。） この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 第四条第一項第七号の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。） 二 第四条第三項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に限る。） 三 第五条第一項第六号の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。） 四 第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に限る。） 五 第四十三条第一項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 第四条第一項第七号の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。） 二 第四条第三項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に限る。） 三 第五条第一項第六号の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。） 四 第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に限る。） 五 第四十三条第一項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一	土地地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第四条第一項後段、第九条第四項（第十条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項後段、第十一条第五項及び第七項、第十三条第一項後段、第十四条第一項後段（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条後段、第十九条第二項及び第三項（これらの規定を第三十九条第二項及び第五十一条の七第二項（第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十九条第一項後段、第四十一条第三項（第七十八条第四項及び第一百十条第七項において準用する場合を含む。）、第四十五条第二項後段、第五十一条の二第二項（第五十一条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の八第一項（第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の九第四項（第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の十第二項（第五十一条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の十一第一項（第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の十二第一項後段、第七十七条第八項後段、第八十六条第二項並びに第九十七条第一項後段に規定する事務 二 第五十五条第十項（同条第十三項において準用する場合を含む。）及び第七十一条の三第三十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する事務（市町村又は市のみが設立した地方公社が施行す	

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十一年法律第九十八号）	第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（地方公共団体（都道府県を除く）、地方住宅供給公社（市のみが設立したものに限り。）又は第四十五条第一項の規定による施行者が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。）	第三十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（府県が造成した造成工場敷地に係るものに限る。）
都市計画法（昭和四十三年法律第九十八号）	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第三十九条第二項に規定する事務（都道府県以外の地方公共団体が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。） 二 他の法律の規定により許可、認可その他の処分をする権限を有する市町村が第四十六条第二項の規定により処理することとされている事務（他の法律により当該権限に属する事務が第二号法定受託事務とされている場合に限る。）	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第三十九条第二項に規定する事務（都道府県以外の地方公共団体が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。） 二 他の法律の規定により許可、認可その他の処分をする権限を有する市町村が第四十六条第二項の規定により処理することとされている事務（他の法律により当該権限に属する事務が第二号法定受託事務とされている場合に限る。）
都市計画法（昭和四十三年法律第九十八号）	一 第二十条第二項（都道府県から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第二十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十二条第二項（都道府県知事から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務 二 第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、同法第三十九条の三第二号に掲げる事務（この法律第五十九条第一項又は第四項の規定による都道府県知事の認可を受けた都市計画事業に関するものに限る。）	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第七條の九第二項（第七條の十六第二項、第七條の二十第二項、第十一條第四項、第三十八條第二項、第四十五條第五項、第五十條の二第二項、第五十條の九第二項、第五十條の十二第二項及び第五十條の十五第二項において準用する場合を含む。）第七條の十五第三項（第七條の十六第二項において準用する場合
国土利用計画法（昭和四十一年法律第九十八号）	第十五条第一項、第二十三條第一項、第二十七條の四第一項（第二十七條の七第一項において準用する場合を含む。）及び第二十九條第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	項及び第三項から第五項まで（これらの規定を第九十九條の八第五項において準用する場合を含む。）並びに第九十九條第三項において準用する第九十八條第三項に規定する事務（個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）
大都市区域における住宅及び	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	

住宅地の提供の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）

一 第三十三条第二項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条において準用する土地区画整理法第九条第四項（第三十六条において準用する同法第十条第三項において準用する場合を含む。）、同法第十条第一項後段、同法第十一条第五項及び第七項並びに同法第十三条第一項後段、第五十条第四項において準用する同法第四十一条第三項（第七十一条において準用する同法第七十八条第四項及び第八十三条において準用する同法第一百零七項において準用する場合を含む。）、第五十一条において準用する同法第十九条第二項及び第三項、同法第二十条第一項並びに同法第二十一条第六項（これらの規定を第五十九条第二項において準用する場合を含む。）、同法第二十九条第一項、同法第三十九条第一項後段並びに同法第四十五条第二項後段、第六十三条第一項、第七十一条において準用する同法第七十七条第八項後段、第七十二条第二項において準用する同法第八十六条第二項、第八十一条第二項において準用する同法第九十七条第一項後段並びに第九十五条第一項に規定する事務

二 第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第十三項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する事務（市町村又は市のみが設立した地方公団が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

三 第六十四条第一項（土地の試験等に係る部分を除く。）及び第三項並びに第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第六項（第一百一条において準用する同法第一百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（個別

農住組合（昭和五十五年法律第八十六号）	浄化槽法（昭和五十年法律第四十三号）	密集市街地に於ける防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第九十四号）
人施行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方公団が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）第九十条の二第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	第五条第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（都道府県知事に対する届出の経由に係るものに限る。）	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 第二百二十二条第二項（第二百二十九条第二項、第三百三十一条第二項、第三百三十六條第四項、第五百五十七條第二項、第六百六十三條第五項、第六百六十五條第二項、第七百七十二条第二項、第七百七十五条第二項及び第七百七十八條第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十八條第三項（第二百二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第二百三十條において準用する都市再開発法第七條の十七第五項及び第七項、第三百三十九條第二項及び第三項（これらの規定を第五百五十七條第二項及び第六百六十八條第二項（第七百七十二條第二項において準用する場合を含む。）、第四百零二條（第五百五十七條第二項、第六百六十九條及び第七百七十二條第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十三條第四項（第五百五十七條第二項において準用する場合を含む。）、第五百四十八條第三項において準用する都市再開発法第二十八條第一項、第六百六十條第二項（第七百七十四條第二項（第二百五十條第七項において準用する場合を含む。）及び第二百五十條第六項において準用する場合

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）	大深度の地下
を含む。）、第七百七十一条第三項（第七百七十二条第二項及び第七百七十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二百五十九條、第二百六十條、第二百六十一條第一項及び第三項並びに第二百六十八條第一項に規定する事務 二 第八十三條第二項（第八百八十四条において準用する場合を含む。）並びに第八百八十八條第三項及び第四項において準用する第四百四十條第二項及び第四百四十三條第四項に規定する事務（市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。） 三 第九十二條第一項（土地の試験掘等に係る部分を除く。）及び第三項、第九十九條第二項において準用する土地収用法第三十六條第四項、第二百三十三條第一項並びに第二百三十四條第一項及び第三項から第五項まで（これらの規定を第二百四十一條第五項において準用する場合を含む。）並びに第二百三十四條第二項において準用する第二百三十三條第三項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。） 第四条第一項第一号若しくは第五号又は第二十二條第一項第一号、第二号若しくは第六号に定める者（地方公共団体の機関に限る。以下「第四条第一項第一号等に定める者」という。）が、この法律の規定により行うこととされている事務（当該第四条第一項第一号等に定める者が行う免許等若しくは第二十二條第二項第二号ホに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は特定届出若しくは同号ホに規定する届出に係る事務が第二号法定受託事務である場合に限る。）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務の

公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）	地方公共団体の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票法等の特例に関する法律（平成十三年法律四十七号）	マンシヨンの建て替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律十八号）
うち、市町村が第九条において準用する土地収用法第十二條第二項並びに第十四條第一項及び第三項、第二十条において準用する同法第三十二条第二項、第二十二條第二項、第三十条第五項並びに第三十五条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務（第十一條第二項の事業に関するものに限る。）	この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務	第九条第七項（第三十四条第二項、第四十五条第四項、第五十条第二項及び第五十四條第三項において準用する場合を含む。）、第十一條第一項（第三十四條第二項において準用する場合を含む。）、第十四條第三項（第三十四條第二項において準用する場合を含む。）、第二十五條第一項、第三十八條第五項、第四十九條第三項（第五十條第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条第四項及び第六項、第九十七條第一項並びに第七十條第一項（第八十八

官に対してした請求、異議の申立その他の行為とみなす。

5 この法律施行の際現に効力を有する地方財政委員会規則又は全国選挙管理委員会規則は、この法律の施行後は、それぞれ、政令をもつて規定すべき事項を規定するものについては政令としての、総理府令をもつて規定すべき事項を規定するものについては総理府令としての効力を有するものとする。

附則（昭和二十七年七月三十一日法律第二六五号）抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則（昭和二十七年七月三十一日法律第二七八号）抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則（昭和二十七年七月三十一日法律第二八〇号）抄

1 この法律は、郵政省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百七十九号）の施行の日から施行する。

附則（昭和二十七年七月三十一日法律第二八九号）抄

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で、政令で定める。

附則（昭和二十七年八月一日法律第二九二号）抄

（施行期日）
1 この法律の施行期日は、この法律公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める。

附則（昭和二十七年八月一五五法律第三〇六号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

4 この法律施行の際改正前の地方自治法第七條第一項若しくは第二項の規定により既になされている市町村の境界の変更に関する処分、改正前の地方自治法第八條第三項の規定により既になされている町村を市とし、若しくは市を町村とする処分若しくは村を町とし、若しくは町を村とする処分又はこれらの処分の効力については、改正後の地方自治法第七條第二項及び第七項並びに第八條第三項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

5 改正前の地方自治法第九條の規定に基き提起されている訴訟又は事件で、この法律施行の際現に裁判所に係属しているものについては、改正後の地方自治法第九條、第九條の二及び第二百五十五條の二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

11 この法律施行の際地方自治法第二百五十九條第一項又は第三項の規定により既になされている郡の区域をあらたに画し、若しくは廃止し、又は郡の区域を変更する処分の効力については、改正後の地方自治法第二百五十九條第四項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

16 前五項に規定するものを除く外、改正後の地方自治法の特別区に関する規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

20 この法律の施行のため必要な事項は、政令で定める。

附則（昭和二十七年八月一六六法律第三〇八号）抄

1 この法律は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附則（昭和二十七年二月二九日法律第三五〇号）抄

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

附則（昭和二十八年七月一七七日法律第六四四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十八年八月一五五法律第二一二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十九年五月一九九日法律第一一五号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。

附則（昭和二十九年六月九日法律第一六四号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和二十九年六月一五五法律第一八五号）抄

1 この法律は、昭和二十九年七月二十日から施行する。

附則（昭和二十九年六月二二日法律第一九三号）抄

（施行期日）
1 この法律中第二百五十二條の二、財産区及び地方自治法附則第六條に係る改正規定並びに附則第三項の規定は公布の日から、第八條第一項第一号の改正規定及び附則第二項の規定は公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から、別表第六第三号の改正規定中警察部長に係る部分は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）施行の日から一年を経過した日から、その他の部分は警察法施行の日から施行する。

（市の設置等に関する経過措置）
2 地方自治法第七條第一項の規定による関係市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市を設置する処分又は同法第八條第三項の規定による町村を市とする処分については、左の各号の一に該当する場合に限り、改正後の同法第八條第一項第一号の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

一 第八條第一項第一号の改正規定の施行の際現に都道府県知事に対して当該処分の申請がなされている場合
二 第八條第一項第一号の改正規定の施行の際現に定められている地方自治法第八條の二第一項の規定による都道府県の区域内のすべての市町村を通ずる市町村の廢置分合又は境界変更に関する都道府県知事の計画に基いて昭和四十一年三月三十一日までに当該処分の申請がなされた場合

（警察法の施行に伴う経過措置）
4 警察法施行後一年間は、地方自治法中公安委員会、警察の職員その他都道府県警察に関する規定の適用については、同法第一百五十五條第二項の規定により指定する市をもつて一の県とみなす。この場合においては、これらの市を包括する府県は、これらの市の区域を除いた区域をもつてその区域とみなす。

附則（昭和二十九年二月一五五法律第二二三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十一年一月二八日法律第三号）抄

1 この法律は、第二十二回国会の召集の日から施行する。

附則（昭和三十一年一月二八日法律第四号）抄

1 この法律は、昭和三十年三月一日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に關しては、同日前に総選挙の公示がなされたときは、第二條の規定は当該総選挙の公示の日から、第四條及び附則第五項の規定は当該総選挙から施行する。

2 昭和三十年三月一日現在既に公職選挙法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百七号）による改正前の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（以下「改正前の公職選挙法」という。）又は従前の地方自治法、漁業法、農業委員会等に関する法律若しくは町村合併促進法の規定によりその期日を告示してある選挙又は投票に關しては、なお従前の例による。

3 改正前の公職選挙法又は従前の地方自治法、漁業法、農業委員会等に関する法律若しくは町村合併促進法の規定により行われた選挙又は投票に關してした行為及び附則第一項本文又は同法但書に規定するこの法律の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 改正前の公職選挙法又は従前の地方自治法、漁業法、農業委員会等に関する法律若しくは町村合併促進法の規定により行われた選挙又は投票に關する異議の申立、訴願及び訴訟については、なお従前の例による。

附則（昭和三十一年八月一〇日法律第一五四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十一年八月二〇日法律第一七一号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（昭和三十一年四月一四日法律第七一号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十一年六月二二日法律第一四七号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二百四條第一項の次に一項を加える改正規定中新炭手当に係る部分は、国家

公務員に対して薪炭手当を支給することを定める法律が施行される日から施行する。

(法律の廃止)

2 五大都市行政監督に関する法律（大正十一年法律第一号）は、廃止する。

(契約の方法に関する経過措置)

8 この法律の施行後新法第二百四十三条第一項ただし書の規定による条例が制定施行されるまでの間は、同条同項に規定する契約の方法については、なお、従前の例による。

(指定都市への事務引継に伴う経過措置)

10 前項に規定する事務に従事している都道府県の職員で政令で定める基準によりもつばら指定都市の区域内に係る同項の事務に従事していると認められるものは、同項の規定による事務の引継とともに、都道府県において正式任用されていた者にあつては、引き続き指定都市の相当の職員に正式任用され、都道府県において条件附採用期間中であつた者にあつては、引き続き条件附で指定都市の相当の職員となるものとする。この場合において、その者の指定都市における条件附採用の期間には、その者の都道府県における条件附採用の期間を通算するものとする。

11 前項の規定により指定都市の職員となる者が受けるべき給料の額が、指定都市の職員となる際その者が従前都道府県において受けていた給料の額に達しないこととなる場合においては、その調整のため、指定都市は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。

12 附則第十項の規定により指定都市の職員となる者は、政令で定めるところにより、その選択によつて、都道府県の退職手当を受け、又は受けないことができるものとし、指定都市は、都道府県の退職手当を受けない者について、その者が都道府県の職員として在職した期間を当該指定都市の職員としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

13 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十條の規定の適用又は準用を受ける者が附則第十條の規定により指定都市の職員となつた場合においては、その職員が新法第二百五十二条の十九第一項各号に掲げる事務に従事する間に限り、これに恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十條の規定を準用する。この場合に

においては、同条第三項中「俸給を給する都道府県」とあるのは「俸給を給する地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市」と、「国庫」とあるのは「国庫又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県」と、「歳入徴収官」とあるのは「歳入徴収官又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県の出納長」と読み替えるものとする。

14 前項の規定に該当する場合を除くほか、都道府県の職員が附則第十條の規定により引き続き指定都市の職員となつた場合（その者が引き続き指定都市の職員となり、更に引き続き指定都市の職員となつた場合を含む。）におけるその者の退職年金又は退職一時金の支給に関するその者の在職期間については、都道府県及び指定都市は、相互にその者の在職期間を通算する措置を講ずるものとする。

15 前六項に規定するもののほか、新法第二百五十二条の十九第一項に掲げる事務の指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関への引継に伴う必要な経過措置は、政令で定める。

(争訟に関する経過措置)

16 この法律の施行の際現に旧法の規定により提起されている地方公共団体又はその機関の行為に係る争訟については、なお、従前の例による。

(政令への委任)

17 前各項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和三十一年六月三〇日法律第一六三号）抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法第二十条、第二百一十一条及び附則第六條の改正規定、第二条、第四条中教育公務員特例法第十六條、第十二條及び第二十一条の四の改正規定、第五条中文部省設置法第五條第一項第十九號の次に二號を加える改正規定中第十九號の三に係る部分及び第八條の改正規定、第七條、第十五條、第十六條及び第十七條中教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する

法律附則第三項及び第四項の改正規定（附則第五項の改正規定中教育長又は指導主事に係る部分を含む。）並びに附則第六項から第九項までの規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二號）附則第一条に規定する教育委員会の設置関係規定の施行の日から施行する。

(選挙期日が告示されている場合の教育委員会の委員の選挙の経過措置)

7 この法律（附則第一項ただし書に係る部分に限る。以下同じ。）の施行の際、すでに選挙の期日の告示されている教育委員会の委員の選挙については、改正後の公職選挙法の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

(助役が兼ねている教育長の経過措置)

9 この法律の施行の際、現に改正前の地方自治法附則第六條の規定によつて教育長を兼ねている助役は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第一条に規定する教育委員会の設置関係規定の施行の際現に在任する教育長とみなして、同法附則第十條の規定を適用する。

附則（昭和三十一年五月二七日法律第一三一号）抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年八月一日から施行する。

附則（昭和三十一年五月三一日法律第一四五号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。

附則（昭和三十一年六月一日法律第一五四号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、附則第四十項及び附則第四十一項の規定を除くほか昭和三十一年四月一日から適用する。

附則（昭和三十一年六月三日法律第一六三三号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十三年四月五日法律第五三三号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(市の人口要件の特例)

2 地方自治法第七條第一項の規定による関係市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市を設置する処分又は同法第八條第三項の規定による町村を市とする処分については、昭和三十三年九月三十日までその申請がなされ、かつ、その申請の際当該市となるべき普通地方公共団体の人口が三万以上であるものに限り、同法第八條第一項第一号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の人口に関する要件は、三万以上とする。ただし、地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十三号）附則第二項の規定によることを妨げるものではない。

3 前項の人口は、地方自治法第二百五十四条並びに第二百五十五条及びこれに基く政令の定めるところによる。

附則（昭和三十三年四月二二日法律第七五号）抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。ただし、衆議院議員の選挙に関するものについては、改正後の公職選挙法第九十九条の四の規定は次の総選挙の公示の日から、その他の規定は次の総選挙から施行する。

附則（昭和三十三年四月二三日法律第七六号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十三年四月二四日法律第七八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。

附則（昭和三十三年四月二五五法律第八七号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附則（昭和三十三年三月二一日法律第一二二号）抄

この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十三年四月一日法律第八七号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三十五年三月三十一日法律第四二号）抄
（施行期日）
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十五年四月二十六日法律第五七号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三十五年六月九日法律第九三号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行し、別表第一から別表第七までの改正規定及び附則第二項から附則第四項までの規定は、昭和三十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号）抄
（施行期日）
1 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。
（経過規定）
第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（昭和三十五年十二月二日法律第一一〇号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）第五条、第九条及び第九条の二の改正規定並びに同法第十条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二項及び附則第十三項の規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）第五条、第九条及び第九条の二の改正規定並びに同法第十条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二項及び附則第十三項の規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十六年六月一六日法律第一四一号）抄
（施行期日）
1 この法律中第四条第四項及び第十八条の規定、第二十三条の規定（地方公共団体に係る部分に限る。）並びに附則第七項の規定は昭和三十七年四月一日から、その他の規定は公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三十六年十二月二〇日法律第二二五号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行の際現に改正前の地方自治法第二百九十三条において準用する同法第二百五十三條第一項の規定による協議による市町村及び特

別区の組合で数都道府県にわたるものに係る処分については、改正後の地方自治法第二百九十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則（昭和三十七年五月八日法律第一〇九号）抄
（施行期日）
1 この法律は、災害対策基本法の施行の日から施行する。
附 則（昭和三十七年五月一五日法律第一三二号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三十七年五月一五日法律第一三三号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
（法人の経営状況の報告に関する経過措置）
5 新法第二百四十四条第四項の規定は、この法律の施行の日以後に始まる事業年度から適用する。

附 則（昭和三十七年五月一五日法律第一三三号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
（法人の経営状況の報告に関する経過措置）
5 新法第二百四十四条第四項の規定は、この法律の施行の日以後に始まる事業年度から適用する。

附 則（昭和三十七年五月二六日法律第一四〇号）抄
（施行期日）
1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁判に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁判に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなったものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁判の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。
附 則（昭和三十七年九月八日法律第一五三号）抄
（施行期日）
1 この法律は、昭和三十七年十二月一日から施行する。

附 則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄
（施行期日）
1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄
（施行期日）
1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁判、決定その他の処分（以下「裁判等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁判等には、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

4 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁判等については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができ、この法律の施行の日から起算する。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

8 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則（昭和三十八年三月三〇日法律第五四号）抄
（施行期日）
1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十八年三月三〇日法律第五四号）抄
（施行期日）
1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附則（昭和三十八年六月八日法律第九号）抄

（施行期日及び適用区分）

第一条 この法律中目次の改正規定（第三編第四章の次に一章を加える部分に限る。）、第一条の二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規定、第二百六十三条の二の次に一条を加える改正規定、第三編第四章の次に一章を加える改正規定、附則第二十條の二の次に一条を加える改正規定及び別表の改正規定並びに附則第十五条から附則第十八条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分に限る。）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分に限る。）、及び附則第三十五条の規定（以下「財務以外の改正規定等」という。）は公布の日から、普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金に関する改正規定並びに附則第四条、附則第五条第一項、第二項及び第四項、附則第六条第一項並びに附則第八条の規定（以下「予算関係の改正規定」という。）は昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定並びに附則第二条、附則第三条、附則第五条第三項、附則第六条第二項及び第三項、附則第七条、附則第九条から附則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十三条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分を除く。）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分を除く。）並びに附則第二十六条から附則第三十四条までの規定は同年四月一日から施行する。ただし、改正後の地方自治法（以下「新法」という。）の規定中普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金並びに決算に係る部分（債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、地方債及び一時借入金に関する部分については、当該部分が地方開発事業団に準用される場合を含む。）は、昭和三十九年度の予算及び決算から適用する。

（監査の請求に関する経過措置）

第二条 この法律（財務以外の改正規定等及び予算関係の改正規定を除く。以下同じ。）の施行前に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第七十五条第四項の規定により市町村長

に対してした監査の請求については、新法第七十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（収入に関する経過措置）

第六条 昭和三十八年度分以前の地方債については、新法第二百三十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第二百十八条の規定により賦課又は徴収した夫役現品については、なお従前の例による。

（一時借入金に関する経過措置）

第八条 昭和三十八年度分の一時の借入れについては、新法第二百三十五条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（時効に関する経過措置）

第九条 この法律の施行の際に進行を開始している地方公共団体の徴収金及び支払金の時効については、新法第二百三十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（財産に関する経過措置）

第十条 この法律の施行の際現に使用させている新法第二百三十八条第三項に規定する行政財産については、新法第二百三十八条の四第三項の規定による許可により使用させているものとみなす。

2 新法第二百三十八条の五第二項から第五項までの規定は、この法律の施行の際現に貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用させている新法第二百三十八条第三項に規定する普通財産についても適用する。

（住民による監査請求及び訴訟に関する経過措置）

第十一条 新法第二百四十二条及び第二百四十二条の二の規定は、次項に定める場合を除き、この法律の施行前にされた公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行又は債務その他の義務の負担及びこの法律の施行前から引き続いての怠る事実についても適用する。この場合において、新法第二百四十二条第二項の期間は、この法律の施行の日から起算する。

2 この法律の施行前に旧法第二百四十三条の二第一項の規定によりした請求又はこの法律の施行の際現に係属している同条第四項の裁判については、新法第二百四十二条及び第二百四十二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（職員の賠償責任に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、新法第二百四十三条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（公の施設に関する経過措置）

第十三条 新法第九十六条第一項第八号及び第二百四十四条の二第二項の規定は、この法律の施行前に旧法第二百三十三条第二項に規定する使用の許可を受けた管造物を、この法律の施行後引き続き当該許可を受けた期間中使用する場合において、適用しない。

（不服申立てに関する経過措置）

第十四条 この法律の施行前に旧法第二百三十五条、第二百三十三条又は第二百二十四条の規定により提起された審査請求、異議申立て又は再審査請求については、なお従前の例による。

附則（昭和三十八年七月一日法律第一三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、

（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の規定は、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日以後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。

附則（昭和三十九年七月一日法律第二一九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年七月二日法律第二三三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年七月六日法律第一五二号）抄

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和三十九年七月二日法律第一六九号）抄

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち、地方自治法第二百四十二条の改正規定は、公布の日から施行し昭和三十九年四月一日から適用し、同法第二百六十条の改正規定は、公布の日から施行し、同

法第二百八十一条第二項第十五号の改正規定中この法律公布の際現に都が処理している事務に係る部分の規定は、別に法律で定める日から施行する。

（旧東京都制の効力）

2 地方自治法附則第二条ただし書によりなお効力を有する旧東京都制第百八十九条から第百九十一条まで及び第百九十八条の規定は、改正後の地方自治法第二百八十一条第二項第十三号から第二十号までに掲げる事務及び第二百八十一条の第三項に規定する特別区の区長の権限に属する事務に関しては、その適用はないものとする。

（経過規定）

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和四〇年三月二九日法律第六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年四月一五日法律第四七号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則（昭和四〇年六月二九日法律第一三八号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第五項及び附則第七項から第十項までの規定

附則（昭和四〇年八月一八日法律第一四一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四一年六月一日法律第七七号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際前条の規定による改正前の地方自治法第七十四条の規定によつてされている請求については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十二年七月一〇日法律第五三号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二章第四節に係る改正規定及び附則第四項から第六項までの規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四十二年七月二五日法律第八一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (昭和四十二年二月二二日法律第一四一号) 抄

(施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(同法第二条、第十九条の三(同条第一項に規定する基準日が十二月一日である期末手当に関する部分を除く。))及び第十九条の四(同条第一項に規定する基準日が十二月一日である勤勉手当に関する部分を除く。))を除く。以下「改正後の法」という。の規定

第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正後の昭和三十一年改正法」という。)) 附則第十六項、第二十三項、第二十四項、第二十八項及び第四十項の規定並びに附則第七項から第十三項まで及び第十六項の規定、附則第十八項の規定による改正後の国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定、附則第十九項の規定による改正後の国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の規定並びに附則第二十項の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

附 則 (昭和四十二年五月二二日法律第三九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十三年六月一日から施行する。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日から二十日を経過する日までの間にされている地方自治法第七十四条の規定による請求については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十四年三月二五日法律第二号) 抄

(施行期日)
 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十四年五月一六日法律第三〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十四年七月二十日から施行する。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 新法第二十二條の規定に基づいて当該選挙管理委員会がこの法律の施行後最初に選挙人名簿の登録を行なう日の前日までに地方自治法第七十四条の規定によつてされた請求については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十四年六月三日法律第三八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、都市計画法の施行の日から施行する。

(地方自治法等の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 附則第四条第一項に規定する市街地改造事業並びに同条第二項に規定する防災建築物造成組合、防災建築物街区造成事業及び防災建築物に關しては、この法律の附則の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 地方自治法

2 前項の場合において、この法律の施行後の不動産の取得について附則第十条の規定による改正前の地方税法第七十三条の十四第七項の規定を適用するときは、同項中「その者が市街地改造事業又は防災建築物街区造成事業を施行する土地の区域内に所有していた不動産の固定資産課税台帳に登録された価格(当該不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準

によつて決定した価格)に相当する額を」とあるのは、「当該建築物施設の部分の価格に同法第四十六条(防災建築物街区造成法第五十五条第一項において準用する場合を含む。))の規定により確定した当該建築物施設の部分の価額に対するその者が市街地改造事業又は防災建築物街区造成事業を施行する土地の区域内に有していた土地、借地権又は建築物の対価の額の割合を乗じて得た額を当該建築物施設の部分の」とする。

附 則 (昭和四十五年三月二二日法律第一号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十五年三月二八日法律第八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。

附 則 (昭和四十五年五月二七日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)
 1 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四十五年六月一日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)
 1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四十五年二月一七日法律第一一九号) 抄

(施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定(前項ただし書に係る改正規定を除く。))による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定、附則第十三項の規定による改正後の国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定、附則第十五項の規定による改正後の大学の運営に関する臨時措置法(昭和四十四年法律第七十号)の規定、附則第十六項の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十四條第二項中調整手当に係る部分、附則第六條の二及び附則第六條の四を除く。))の規定、附則第十七項の規定による改正後の地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第三項中調整手当に係る部分を除く。))の規定、

附則第十九項の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条中調整手当に係る部分を除く。))の規定及び附則第二十項の規定による改正後の(べき)地教育振興法(昭和二十九年法律第四百十三号)の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

附 則 (昭和四十五年二月二五日法律第一四一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四十七年六月二六日法律第一〇六号) 抄

(施行期日)
 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の漁港法第二十條第二項の規定は、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金(昭和四十七年度に繰り越された昭和四十六年度の予算に係る国の負担金を除く。))から適用する。

附 則 (昭和四十八年一〇月五日法律第一一一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四十九年六月一日法律第七一七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二百八十一條、第二百八十二條の三、第二百八十二條第三項、第二百八十二條の二第二項及び第二百八十三條第二項の改正規定、附則第十七條から第十九條までに係る改正規定並びに附則第二条、附則第七條から第十一條まで及び附則第十三條から第二十四條までの規定(以下「特別区に關する改正規定」という。))は、昭和五十年四月一日から施行する。

(旧東京都制の効力)

第二条 地方自治法附則第二条ただし書の規定によりなおその効力を有することとされる旧東京都制(昭和十八年法律第八十九号)第九十一條の規定は、法律又はこれに基づく政令により市に属する事務で改正後の地方自治法第二百八十一條第二項の規定により特別区が処理するこ

ととされているもの並びに同法第二百八十一条の三第一項の規定により特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務に関しては、その適用はないものとする。

附則（昭和五〇年七月一五日法律第六三三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五五年一月一九日法律第八五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
附則（昭和五九年五月八日法律第二五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

第五条 特別区に関する改正規定の施行の日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で特別区に関する改正規定の施行の日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに専ら従事していると認められる都の職員は、同日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。この場合において、その者の当該特別区における条件付採用期間には、その者の都における条件付採用期間を通算するものとする。

第二条
この法律による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条及び第四百四十四条の規定は、施行日以後その選挙の期日を告示された選挙において選挙された地方公共団体の議会の議員及び長について適用し、施行日の前日までにその選挙の期日を告示された選挙において選挙された地方公共団体の議会の議員及び長については、なお従前の例による。

附則（昭和五七年七月二六日法律第六六号）
この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則（昭和五九年六月三〇日法律第五一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五〇年七月一五日法律第六四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十一年一月一日から施行する。

附則（昭和五二年五月二七日法律第四六号）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五八年二月一〇日法律第八三三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則（昭和五九年八月一〇日法律第六七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 前項に規定する都の職員でその引継ぎについて同項の規定によりがたいものをいずれの特別区が引き継ぐかについては、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるものとする。

附則（昭和五九年八月一〇日法律第六七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五九年八月一〇日法律第六七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五九年八月一〇日法律第六七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 第一項の規定は、特別区に関する改正規定の施行の日の前日において現に特別区に配属されている都の職員に準用する。

附則（昭和五五年三月三一日法律第一三三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五九年八月一〇日法律第六七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五九年八月一〇日法律第六七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第六条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行のために必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五五年三月三一日法律第一三三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五五年三月三一日法律第一三三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五九年八月一〇日法律第六七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の規定は、昭和五十一年一月一日から適用する。

附則（昭和五五年三月三一日法律第一三三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五五年三月三一日法律第一三三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五九年八月一〇日法律第六七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五〇年七月一一日法律第五九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（昭和五五年五月六日法律第四〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五五年五月六日法律第四〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五九年八月一〇日法律第六七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五〇年七月一一日法律第五九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（昭和五五年五月六日法律第四〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五五年五月六日法律第四〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五九年八月一〇日法律第六七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

条の四を第十九条の五とし、第十九条の三を第十九条の四とする改正規定、第十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに第二十三条第七項の改正規定並びに附則第十二項から第二十項までの規定は、平成四年一月一日から施行する。

附 則（平成三年二月二四日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月三十一日法律第七号）抄

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第一条の次に一条を加える改正規定、同法第三条ノ二第二項の改正規定、同法第二十四条ノ二を削る改正規定並びに同法第六十九条の十一、第七十一条ノ四第五項（「社会保険審議会」を「審議会」に改める部分に限る。）及び第七十九条ノ三第二項の改正規定、第二条の規定（船員保険法第四条第一項及び第三十二条第二項の改正規定を除く。）、第三条の規定並びに第四条の規定並びに附則第十七条から第十九条までの規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一条中健康保険法第三条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定並びに附則第七

条の規定は同年十月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第二十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成四年四月二日法律第二十九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 地方公共団体が改正後の地方自治法第四条の二第一項の規定により地方公共団体の休日

を定める場合において、同条第二項第一号の土曜日については、同号の規定にかかわらず、当分の間、毎月の第二土曜日又は第四土曜日を定めることができる。

3 この法律の施行の際現に地方公共団体が改正前の地方自治法第四条の二第一項の規定により地方公共団体の休日として毎月の第二土曜日又は第四土曜日を定めている場合には、当該土曜日は、前項の規定により定められたものとみなす。

附 則（平成四年四月二四日法律第三一〇号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成四年五月六日法律第三九号）抄

第一条 この法律は、平成四年十月一日から施行する。

附 則（平成四年五月二〇日法律第五一〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成四年六月一日法律第六六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成四年六月三日法律第六七号）抄

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成四年六月三日法律第六八号）抄

第一条 この法律は、平成四年七月一日から施行する。

附 則（平成五年五月二一日法律第五一〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成五年五月二六日法律第五三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成五年六月一六日法律第七〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）
第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成五年六月一八日法律第七三〇号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年六月一八日法律第七四〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中精神保健法の目次の改正規定（「第五章 医療及び保護（第二十条―第五十一条）」を「第八章 雑則（第五十一条の十二）」に改める部分に限る。）及び第五章の次に二章を加える改正規定（第八章に係る部分に限る。）並びに附則第六条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項第十一号の次に一号を加える改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成五年十一月二九日法律第九二〇号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条中地方自治法別表第七第一号の表の改正規定、第十條中大気汚染防止法第五條の三第二項の改正規定、第十二條中公害防止事業費事業者負担法第二〇條の改正規定、第十四條の規定、第十五條中水質汚濁防止法第二十一條の改正規定並びに第十六條中農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第三條第三項及び第五條第五項の改正規定は、環境基本法附則ただし書に規定する日から施行する。

附 則（平成五年十二月三日法律第九四〇号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、第十五條第二項、第七十四條、第七十四條の四、第七十五條第五項、第七十六條第四項、第八十條第四項、第八十一條第二項、第八十六條第四項、第一百條第三項、第一百五十九條第二項、第二百二十八條第三項、第二百四十二條の二及び第二百四十四條の二第七項の改正規定並びに別表第一から別表第七までの改正規定（別表第二第一号（十一）の改正規定、同号（十二）の次に次のように加える改正規定（中核市に係る部分に限る。）、別表第四第一号（一）の四）中「指定都市」の

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定（「心身障害者対策協議会」を「障害者施策推進協議会」に改める部分に限る。）、第七條の次に一条を加える改正規定、第四章の章名の改正規定、第二十七條の前の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定、第二十八條第二項及び第四項の改正規定、第三十條の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成六年二月二日法律第一一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

附 則（平成六年二月四日法律第二二〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第百四号）の公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（平成六年二月四日法律第四四〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二二〇号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

附 則（平成六年三月二一日法律第一二二〇号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、第十五條第二項、第七十四條、第七十四條の四、第七十五條第五項、第七十六條第四項、第八十條第四項、第八十一條第二項、第八十六條第四項、第一百條第三項、第一百五十九條第二項、第二百二十八條第三項、第二百四十二條の二及び第二百四十四條の二第七項の改正規定並びに別表第一から別表第七までの改正規定（別表第二第一号（十一）の改正規定、同号（十二）の次に次のように加える改正規定（中核市に係る部分に限る。）、別表第四第一号（一）の四）中「指定都市」の

下に「及び中核市」を加え、同号中（一の四）を（一の五）とし、（一の三）を（一の四）とし、（一の二）の次に次のように加える改正規定（「指定都市」の下に「及び中核市」を加える部分に限る。）、同号（十七）の改正規定、同号（十九の三）の改正規定（「指定都市」の下に「及び中核市」を加える部分に限る。）、同号（十九の七）、（十九の九）、（十九の十一）、（二十一の二）及び（二十三）の改正規定、同号（二十三）の次に次のように加える改正規定、同表第三号（四）の改正規定並びに別表第七第二号の表の改正規定を除く。）並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 改正後の地方自治法第七十四条第六項及び第七項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の際現にその手続が開始されている直接請求については、適用しない。

（政令への委任）

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成六年六月二九日法律第五六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第六十七号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成六年七月一日法律第八四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十五号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則 （平成六年七月一八日法律第八七号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成六年十一月一日法律第九七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成六年十一月二五日法律第一〇四号）抄

この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成六年十二月一六日法律第一一七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （平成七年三月三一日法律第五二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 （平成七年四月一九日法律第六六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成七年四月一九日法律第六八号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成七年四月二一日法律第七一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成七年五月一九日法律第九三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （平成七年五月一九日法律第九四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

附 則 （平成七年五月二四日法律第一〇一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

附 則 （平成七年六月七日法律第一〇六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、保険業法（平成七年法律第百五号）の施行の日から施行する。

（政令への委任）
第七号 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成七年十二月二〇日法律第一三五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成八年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 （平成八年三月三一日法律第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成八年三月三一日法律第二八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成八年五月二四日法律第四六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成八年五月二四日法律第四八号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成八年五月三一日法律第五五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 （平成八年六月二六日法律第一〇五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 （平成八年六月二六日法律第一〇七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七号の規定（社会福祉事業法第十六条の改正規定を除く。）、第九号中社会福祉・医療事業団法第二十八条の改正規定並びに附則第三条及び第七号の規定 平成九年四月一日（政令への委任）

第十四号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成九年三月三一日法律第一八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成九年五月一四日法律第五二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成九年六月四日法律第六七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七十五号第四項、第九十五号第二項、第九十六号第二項、第九十九号、第二百条第二項、第四項及び第五項、第二百三十三号第四項、第二百四十一条第六項、第二百四十二条第六項並びに第二百四十三条の二第五項の改正規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三条並びに第四条の規定 平成十年四月一日

（施行期日）

二 目次の改正規定、第二編中第十三章を第十四章とし、第十二章の次に一章を加える改正規定及び第二百九十一条の六の改正規定並びに次条第三項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 改正後の地方自治法（以下「新法」という。）第百九十六条第二項の規定にかかわらず、前条第一号に掲げる規定の施行の際現在に職する監査委員（議員のうちから選任された監査委員を除く。）は、その任期が満了するまでの間は、在職することができる。

2 新法第百九十九条第十二項の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に提出される監査の結果に関する報告について適用する。

3 新法第二百五十二条の三十六第一項の規定の適用については、前条第二号に掲げる規定の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に限り、新法第二百五十二条の三十六第一項中「速やかに、一の者と締結しなければならぬ」とあるのは、「一の者と締結することができる」とする。

4 新法第二百五十二条の三十六第一項の規定による包括外部監査契約の締結については、普通地方公共団体の長は、前条第二号に掲げる規定の施行前においても監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経ることができる。

5 前各項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成九年六月二日法律第七四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成九年六月一八日法律第九二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号に掲げる改正規定を除く。）

第三条（次号に掲げる改正規定を除く。）

第五条、第六条、第七号（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第六号、第七号、第十号及び第十四号（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算

して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成九年二月一〇日法律第一二二号）抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第五条第一項の改正規定（「同じ。」の下に「、ハワイ観測所勤務手当」を加える部分を除く。）給与法第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、給与法第十九条の四第二項の改正規定（「百分の五十」を「百分の五十五」に改める部分を除く。）給与法第十九条の七第二項及び第十九条の十の改正規定、同条を給与法第十九条の十一とする改正規定、給与法第十九条の九第一項の改正規定、同条を給与法第十九条の十とし、給与法第十九条の八を給与法第十九条の九とし、給与法第十九条の七の次に一条を加える改正規定並びに給与法第二十三条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の改正規定並びに附則第三項、第十項、第十三項、第十四項及び第十六項から第二十項までの規定 平成十年一月一日

附則（平成一〇年三月二日法律第二九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月二日法律第三二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年五月六日法律第四七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一〇年五月八日法律第五四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定（別表第一中第八

号の二を削り、第八号の三を第八号の一とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二第二号（十の三）の改正規定並びに別表第三第二号の改正規定を除く。）並びに附則第七号及び第九号の規定は、公布の日から施行する。

(旧東京都制の効力)

第二条 地方自治法附則第二条ただし書の規定によりなおその効力を有することとされる旧東京都制（昭和十八年法律第八十九号）第百九十一条の規定は、法律又はこれに基づく政令により市に属する事務で第一条の規定による改正後の地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされているもの並びに同法第二百八十一条の七第一項の規定により特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務に関しては、その適用はないものとする。

(職員の引継ぎに関する事項の政令への委任)

第七条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに従事している都の職員の特別区への引継ぎに関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一〇年五月八日法律第五五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一〇年六月二日法律第一〇〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から、第二条並びに次条から附則第六号まで、第八号から第十一号まで、第十二号、第十四号及び第十五号の規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一〇年六月二日法律第一〇一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年九月二八日法律第一一〇号）抄

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年一〇月二日法律第一一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年一〇月一九日法律第一一五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第五条並びに附則第四条から第六号まで、第九号、第十四号及び第十八号の規定は、平成十一年三月一日から施行する。

附則（平成一〇年二月一八日法律第一四八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年三月三十一日法律第一五五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第四百十一号第一項後段を削る改正規定、第四百十五号及び第四百十九号第三項の改正規定、第四百二十二号の二の次に一条を加える改正規定、第三章第二節中第六款を第七款とし、第四百二十三号の前

第二百五十一条第二項の規定による自治紛争調停委員の職にある者は、新地方自治法第二百五十

一条第二項の規定により自治紛争処理委員に任命されたものとみなす。

第十条 新地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例（同条第二項の規則を含む。以下この条において同じ。）の制定に關し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

2 平成十一年四月一日において旧地方自治法第百五十三条第二項の規定により市町村長に委任されている都道府県知事の権限に属する事務について、新地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより、施行日以後引き続き市町村の長が管理し及び執行することとする場合においては、当該条例の制定については、同条第二項の協議を要しないものとする。

3 平成十一年四月一日において地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号）第一条の規定による改正前の地方自治法第二百八十一条の三第三項の規定により特別区の区長に委任されている都知事の権限に属する事務について、新地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより、施行日以後引き続き特別区の長が管理し及び執行することとする場合においては、当該条例の制定については、同条第二項の協議を要しないものとする。

第十一条 旧地方自治法第二百五十六条の規定により不服申立てに対する決定を経た後でなければ取消しの訴えを提起できないこととされる処分であつて、不服申立てを提起しないで施行日前にこれを提起すべき期間を経過したものの取消しの訴えの提起については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第十二条 新地方自治法第二百九十一条の二第二項の条例（同条第三項において準用する新地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項の規則を含む。次項において同じ。）の制定に關し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

2 平成十一年四月一日において旧地方自治法第二百九十一条の二第二項の規定により広域連合の長その他の執行機関に委任されている都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員の権限に属する事務について、新地方自治法第二百九十一条の二第二項の条例の定めるところにより、施行日以後引き続き広域連合が処理するこ

ととする場合においては、当該条例の制定については、同条第三項において準用する新地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項の協議を要しないものとする。

第十三条 施行日前に旧地方自治法第二百九十六条の五第二項の規定によりされた認可又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている認可の申請は、それぞれ新地方自治法第二百九十六条の五第二項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

第十四条 施行日前に旧地方自治法第二百九十六条の五第五項の規定によりされた許可又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている許可の申請は、それぞれ新地方自治法第二百九十六条の五第五項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

第十五条 新地方自治法附則第二条ただし書の規定によりなおその効力を有することとされる旧東京都制（昭和十八年法律第八十九号）第九十一条の規定は、法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務で新地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされているものに関し（国等の事務）は、その適用はないものとする。

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正

後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に對し報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬ事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていらないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 この法律の施行の際現に従前の総理府の国地方係争処理委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、第三十三条の規定による改正後の地方自治法（以下この条において「新地方自治法」という。）第二百五十条の九第一項の規定により、総務省の国地方係争処理委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第五項の規定にかかわらず、同日における従前の総理府の国地方係争処理委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の総理府の国地方係争処理委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、新地方自治法第二百五十条の十第一項の規定により、総務省の国地方係争処

理委員会の委員長として定められたものとみなす。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則 (平成二十一年七月一六日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十六条第二項、第三十四条第二項、第三十七条及び第四十二条並びに附則第五条の規定 平成十二年四月一日

附則 (平成二十一年七月二二日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成二十一年八月一三日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二十一年二月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

附則 (平成二十一年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 第千三百五号、第千三百六号、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日
二 第三章(第三条を除く。)及び次条の規定 平成十二年七月一日

附則 (平成二十一年二月二二日法律第一八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条及び第九条の規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十一年二月二二日法律第一八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第十条第二項及び附則第八条から第十四条までの規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十一年二月二二日法律第二二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第五条の規定並びに附則第八条、第十二条、第十三条及び第三十三条の規定、附則第三十五条中中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)第九百五条の改正規定並びに附則第三十七条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (平成二十一年三月二二日法律第一三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年四月七日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次条並びに附

則第四条、第五条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十一条の規定は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成二十二年四月二六日法律第五一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十二年四月二八日法律第五三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十二年五月一九日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十二年五月一九日法律第七三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十二年五月一九日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年五月二六日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

附則 (平成二十二年五月二六日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年五月二六日法律第八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十二年五月二六日法律第八七号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十二年五月三一日法律第八九号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第百条第十一項の次に二項を加える改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年五月三一日法律第九三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第二条、第四条及び第五条並びに附則第二条、第三条、第四条第二項、第十三条、第十八条、第十九条、第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日から起算して、一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 略
四 附則第十条第一項、第十四条及び第二十二

条の規定(中央省庁等改革関係法施行法第五十三

条の改正規定を除く。) 平成十三年一月

六日

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十三条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十四条 附則第二条から第十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十二年五月三一日法律第九五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年六月二日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日法律第五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日法律第七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年四月六日法律第二六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一三年四月一三日法律第三〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則（平成一三年四月一八日法律第三三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年六月八日法律第四一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年六月二七日法律第七三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第二条の規定（前号に掲げる規定を除く。）並びに次条及び附則第五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成一三年六月二七日法律第七五号）抄
（施行期日等）
第一条 この法律は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七條 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第九條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一條中漁業法目次の改正規定、同法第六條第三項、第三十七條第二項、第六十六條から第七十一條まで、第八十二條、第八十三條及び第九條の改正規定、同法第六章第四節の節名を削る改正規定、同法第九條の次に節名を付する改正規定、同法第十條の改正規定、同法第十一條から第十四條までを削る改正規定、同法第十條の第三項の改正規定、同法第十三條とする改正規定、同法第六章第四節中同條の次に一條を加える改正規定、同法第十二條とする改正規定、同法第十條の次に一條を加える改正規定並びに同法第十六條から第十八條まで、第二百三十七條の第三項第二号及び第二百三十九條の改正規定並びに附則第三條、第五條及び第八條の規定 平成十三年十月一日

附則（平成一三年六月二九日法律第九二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一三年六月二九日法律第九四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附則（平成一三年七月一日法律第一〇三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一三年一月二八日法律第一二六号）抄
（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員給与に関する法律の規定、次項の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定及び附則第三項の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

附則（平成一三年一月二七日法律第一四七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一三年一月二二日法律第一五三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一四年三月三〇日法律第四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法別表第一及び別表第二の改正規定並びに附則第十二条の規定 公布の日

二 第一条中地方自治法第百条、第百十八条第一項及び第二百五十二条の二十三第二号の改正規定 平成十四年四月一日

(直接請求に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前の直近の公職選挙法第二十二條の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数が四十万を超える普通地方公共団体の選挙管理委員会、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数を、この法律の施行後直ちに告示しなければならぬ。

(住民監査請求に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の地方自治法第二百四十二条及び第二百五十二条の四十三の規定は、施行日以後に行われる同法第二百四十二条第一項の請求について適用し、施行日の前日までに行われた第一条の規定による改正前の地方自治法第二百四十二条の規定による同条第一項の請求については、なお従前の例による。

(住民訴訟に関する経過措置)

第四条 第一条の規定による改正後の地方自治法第二百四十二条の二、第二百四十二条の三及び第二百四十三条の二の規定は、施行日以後に提起される同法第二百四十二条の二第一項の訴訟について適用し、施行日の前日までに提起された第一条の規定による改正前の地方自治法第二百四十二条の二の規定による同条第一項の訴訟については、なお従前の例による。

(職員の賠償責任に関する経過措置)

第五条 施行日前の事実に基づき第一条の規定による改正後の地方自治法第二百四十三条の二第三項の規定により地方公共団体の職員の賠償責任に係る賠償を命ずることができる期間については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附則(平成一四年三月三十一日法律第一

一号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一四年三月三十一日法律第一号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 次に掲げる規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の施行の日

イ 第一条中租税特別措置法第三十一条の二の改正規定(同条第二項第三号及び第四号に係る部分を除く。)、同法第三十三号の三に三項を加える改正規定、同法第三十三号の六の改正規定、同法第三十四号の二の改正規定(同条第二項第二号に係る部分及び同項第十三号に係る部分を除く。)、同法第三十四号の三第二項第一号及び第二号の改正規定、同項第三号の改正規定、同法第六十五号の改正規定、同法第六十五号の二の改正規定(同条第三項に係る部分を除く。)、同法第六十五号の四の改正規定(同条第一項第二号に係る部分及び同項第十三号に係る部分を除く。)、同法第六十五号の五の改正規定、同法第六十五号の七第十五項第一号の改正規定、同法第六十五号の九の改正規定、同法第七十五号の改正規定並びに同法第九十七号の改正規定並びに附則第二十六号第一項及び第四項並びに第四十九号の規定

附則(平成一四年四月二四日法律第二

九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一四年四月二六日法律第三

二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一四年五月二九日法律第四

五号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一四年五月二九日法律第四

五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一四年六月二二日法律第六

五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則(平成一四年五月二九日法律第四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一四年六月二二日法律第六

五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条並びに附則第三条、第五十八号から第七十八号まで及び第八十二号の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)

から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第六十二条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の地方自治法第二百四十条第四項第三号の規定は、なおその効力を有する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一四年六月二九日法律第七

五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

附則(平成一四年六月二九日法律第七

八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一四年七月三十一日法律第九

六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第四条、第六条、第七条及び第二十八条から第二十九条の二までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第二条第二項、第五条、第十七条、第二十七条及び第三十条から第三十二条までの規定 公布の日

(処分等の効力)

第三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

附則(平成一四年七月三十一日法律第七九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

附則(平成一四年七月二二日法律第八

七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十二條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十三條 附則第二条から第十二条まで、第十六条、第十九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一四年七月三十一日法律第九

六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第四条、第六条、第七条及び第二十八条から第二十九条の二までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第二条第二項、第五条、第十七条、第二十七条及び第三十条から第三十二条までの規定 公布の日

(処分等の効力)

第三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年七月三十一日法律第九八号）抄

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一四年七月三十一日法律第一〇〇号）抄

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

附 則（平成一四年八月二日法律第一〇二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則（平成一四年八月二日法律第一〇三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年一月二二日法律第一〇六号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

附 則（平成一四年二月一日法律第一四〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年二月二二日法律第一五二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

附 則（平成一四年二月二八日法律第一八二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条から第十三条まで及び第十五条から第二十六条までの規定 平成十五年十月一日

附 則（平成一五年三月三十一日法律第八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年五月二六日法律第四七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十七条まで及び第二十九条から第三十六条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年五月三〇日法律第五三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一五年五月三〇日法律第五五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第六条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第八条（次号に掲げる改正規定を除く。）、及び第十条並びに附則第二条から第五条まで、第八条、第十六条から第十八条まで、第二十一条から第二十六条まで、第三十一条、第三十二条及び第三十五条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成一五年六月二一日法律第七三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第六条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一薬事法（昭和二十五年法律第百四十五号）の項の改正規定、附則第七條、第九條及び第十條の規定並びに附則第十一條中食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二十四條第一項第八号の改正規定及び同法附則第四條の改正規定は薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）附則第一条第一号に定める日から施行する。

附 則（平成一五年六月二一日法律第七三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

附 則（平成一五年六月二一日法律第七七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一五年六月一三日法律第八〇号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年六月一三日法律第八一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に改正前の地方自治法第二百四十四條の二第三項の規定に基づき管理を委託している公の施設については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日（その日前に改正後の地方自治法第二百四十四條の二第三項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成一五年六月一八日法律第九一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月一八日法律第九三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 この法律の施行前に都市公団が造成した首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第七項の造成工場敷地について同法第二十六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務及びこの法律の施行前

に都市公団が造成した近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第二条第六項の造成工場敷地について同法第三十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、それぞれ、前条の規定による改正前の地方自治法別表第一首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）の項及び同表近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）の項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 機構が附則第十二条第一項の規定により施行する新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条第一項の新住宅市街地開発事業に対する前条の規定による改正後の地方自治法別表第一新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）の項第二号及び第三号の規定の適用については、これらの規定中「都道府県又は」とあるのは、「都道府県、独立行政法人都市再生機構又は」とする。

附則（平成一五年六月二〇日法律第一〇一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一五年七月二四日法律第一二五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略

三 第二条の規定、第三条中会社法第十一条第二項の改正規定並びに附則第六条から附則第十五条まで、附則第二十一条から附則第三十一条まで、附則第三十四条から附則第四十一条まで及び附則第四十四条から附則第四十八条までの規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成一五年八月一日法律第一三八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一五年一〇月二六日法律第一四五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日法律第一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条並びに附則第二条から第四条まで及び第六条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成一六年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年四月二八日法律第四〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年五月一二日法律第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一六年五月二六日法律第五三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一六年五月二六日法律第五七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七条、第七条の二第三項、第八条第三項、第九条第七項及び第九条の三第六項の改正規定、第九十条に五項を加える改正規定、第九十一条第七項、第二百五十二条の二十六の二、第二百五十二条の二十六の七、第二百五十五条、第二百五十九条

第四項及び第二百八十一条の五の改正規定並びに次条から附則第八条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一六年五月二八日法律第六一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一六年五月二八日法律第六三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略

二 第二十条から第二十三条まで、第二十五条、第百条、第百一条、第百四条、第百五条及び附則第六条の規定、公布の日から起算して四年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成一六年六月二日法律第六六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、次条並びに附則第六条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、平成十八年二月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第二十八条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第二十九条 附則第二条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十六條及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月二日法律第六七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略

二 第四条並びに附則第五条及び第六条の規定、公布の日

附則（平成一六年六月二日法律第七一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（政令への委任）
第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月九日法律第八四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年六月九日法律第八五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年六月九日法律第八八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一六年六月一八日法律第一一二号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一六年一月一七日法律第一四〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

附則 (平成一六年二月一日法律第一四七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一六年二月一〇日法律第一六四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (平成一六年二月一〇日法律第一六六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平成一七年三月三十一日法律第二一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一から十九まで 略

二十 第五号中租税特別措置法第十四条の二第二号又は第三号に改める部分に限る。、同条第二項の改正規定(同項第二号を削る部分及び同項第五号に係る部分を除く。)、同法第三十一条の二の改正規定(同条第二項第十三号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加える部分並びに同項第十号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加える部分及び同号ロに係る部分を除く。)、同法第四十七条の二第一項の改正規定(「第三項第三号」を「第三項第二号又は第三号」に改める部分に限る。)、同条第三項の改正規定(同項第二号を削る部分及び同項第五号に係る部分を除く。)、同

法第六十八條の三十五第一項の改正規定(「第三項第三号」を「第三項第二号又は第三号」に改める部分に限る。)、同条第三項の改正規定(同項第二号を削る部分を除く。)、同法第八十三條の二(見出しを含む。の改正規定及び同法第九十七條の表の改正規定(同表の都道府県の項中「第三十一條の二第二項第十三号ハ及び第十四号ニ」を「第三十一條の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニ」に改める部分及び「第六十二條の三第四項第十三号ハ及び第十四号ニ」を「第六十二條の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ」に改める部分並びに同表の市町村の項中「第三十一條の二第二項第十四号ニ、第六十二條の三第四項第十五号ニ、第六十二條の三第四項第十五号ニ」を「第三十一條の二第二項第十五号ニ、第六十二條の三第四項第十五号ニ」に改める部分に限る。))並びに附則第十八條第二十項、第四十七條第二十項及び第六十五條(別表第一租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の項第一号中「第三十一條の二第二項第十三号ハ及び第十四号ニ」を「第三十一條の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニ」に改める部分及び「第六十二條の三第四項第十三号ハ及び第十四号ニ」を「第六十二條の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ」に改める部分並びに同項第二号中「第三十一條の二第二項第十四号ニ、第六十二條の三第四項第十五号ニ、第六十二條の三第四項第十五号ニ」を「第三十一條の二第二項第十五号ニ、第六十二條の三第四項第十五号ニ」に改める部分に限る。))の規定 民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十四号) 附則 第一条ただし書に規定する日
 (その他の経過措置の政令への委任)
 第八十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
 附則 (平成一七年四月一日法律第二五号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
 附則 (平成一七年四月二七日法律第三四号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一七年四月二七日法律第三六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一七年五月一八日法律第四二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 略
 二 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六條の二第一項の改正規定(並びに第二十四條を「、第二十四條の二第二項並びに附則第二條第二項」に改める部分に限る。)、同法第八條第一項の改正規定、同法第二十四條を削り、同法第二十四條の二を同法第二十四條とし、同條の次に一條を加える改正規定及び同法第二十四條の四の改正規定(「保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。)、第三條の規定並びに次条並びに附則第八條(「保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。)、第十二條及び第十三條の規定 平成十八年四月一日

附則 (平成一七年六月一〇日法律第五三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 附則 (平成一七年六月一〇日法律第五五号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 附則 (平成一七年六月二九日法律第七七号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条、第五條、第八條、第十一條、第十三條及び第十五條並びに附則第四條、第十五條、第二十二條、第二十三條第二項、第三十

二條、第三十九條及び第五十六條の規定 公布の日
 (罰則に関する経過措置)
 第五十五條 この法律の施行前にした行為及び附則第九條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (その他の経過措置の政令への委任)
 第五十六條 附則第三條から第二十七條まで、第三十六條及び第三十七條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
 附則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄
 この法律は、会社法の施行の日から施行する。
 附則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄
 (施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。
 附則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二條中租税特別措置法第八十四條の五の見出しの改正規定及び同條に一項を加える改正規定、第二百二十四條中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五條を同法附則第八十六條とし、同法附則第八十二條から第八十四條までを一條ずつ繰り下げ、同法附則第八十一條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三十條、第三十一條、第三十四條、第六十條第十二項、第六十六條第一項、第六十七條及び第九十三條第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。
 附則 (平成一七年一一月二日法律第一〇四号) 抄
附則 (平成一七年一一月二日法律第一〇五号) 抄
附則 (平成一七年一一月二日法律第一〇五号) 抄

1 この法律は、平成十八年一月一日から施行する。
 附則 (平成一七年一一月二日法律第一〇五号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（平成一七年一月七日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 前条の規定による改正後の地方自治法（以下この項において「新地方自治法」という。）第二百四条第二項の規定にかかわらず、普通地方公共団体は、切替日の前日に前条の規定による改正前の地方自治法第二百四条第二項の規定に基づく調整手当を支給する条例（以下この項において「調整手当条例」という。）を施行している場合で、当該普通地方公共団体が切替日の直近において新たに設置されたことその他のやむを得ない事情により切替日まで新地方自治法第二百四条第二項の規定に基づく地域手当を支給する条例を制定することができないときは、切替日から起算して六月を経過する日までの間に限り、当該調整手当条例で定めるところにより、調整手当を支給することができる。

附 則（平成一七年一月七日法律第一二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第一百三十六条から第一百八条まで及び第二百二十二条の規定 公布の日

二 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童

デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号

から第十号までに係る部分に限る。）、及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十一条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号（第九十二条第三号に係る部分に限る。）、及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）、及び第二項第二号、第九十六条、第一百条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十

五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五号、第一百八条、第一百十号、第一百二十二条、第一百十三号及び第一百五号の規定 平成十八年十月一日

（罰則の適用に関する経過措置）

第二百一十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年三月三十一日法律第八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方交付税法第六条の改正規定、同法附則第三条の二を削る改正規定及び同法附則第七条の次に一条を加える改正規定、第二条中交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条の改正規定、同法附則第四条の二及び第四条の三を削る改正規定並びに同法附則第七条の二の改正規定並びに第六条及び第八条の規定並びに附則第二条第一項、第三条第二項、第八条及び第十号の規定 平成十九年四月一日

附 則（平成一八年三月三十一日法律第一〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二百一十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる

場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年三月三十一日法律第一九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一八年三月三十一日法律第二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年五月一九日法律第四〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条中道路運送車両法第十一条及び第二十八条の三の改正規定、同法第六十一条第二項第二号の改正規定（「及び二輪の小型自動車」を加える部分に限る。）、及び同法第一百五十二条の改正規定並びに附則第十一条及び第十五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成一八年五月三十一日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中都市計画法第十二条第四項及び第二十一条の二第二項の改正規定、第二条中建築基準法第六十条の二第三項及び第一百一条第二項の改正規定、第四条、第五条、第七条中都市再生特別措置法第三十七条第一項第二号の改正規定並びに第八条並びに附則第六条、

四十七条中市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の二十九の改正規定並びに附則第五十一条中市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（助役に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に助役である者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に、この法律による改正後の地方自治法（以下「新法」という。）第百六十二条の規定により、副市町村長として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新法第百六十三条の規定にかかわらず、施行日におけるこの法律による改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第百六十二条の規定により選任された助役としての任期の残任期間と同一の期間とする。（出納長及び収入役に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に在職する出納長及び収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

2 前項の場合においては、新法第百六十八条、第百七十条及び第百七十一条の規定は適用せず、旧法第十三条、第八十六条、第八十八条、第百六十八条から第百七十一条まで、第二百三十二条の四、第二百三十二条の六、第二百三十三条、第二百四十三条の二、第二百五十二条の二十八及び第二百五十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第百六十八条第五項中「事務吏員」とあり、並びに旧法第百七十条第五項及び第六項中「吏員」とあるのは「普通地方公共団体の長の補助機関である職員」と、旧法第百六十九條第一項中「助役」とあるのは「副市町村長」と、旧法第百七十一条第二項中「出納員は吏員のうちから、その他の会計職員は吏員その他の職員」とあるのは「出納員は吏員その他の職員」とあるのは、普通地方公共団体の長の補助機関である職員」とする。

第四条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間に、出納長若しくは収入役の任期が満了する場合又は出納長若しくは収入役が欠けた場合においては、地方自治法第百六十八条第七項において準用する同法第百六十二条の規定にかかわらず、普通地方公共団体の長は、出納長又

は収入役を選任しないことができる。この場合においては、副出納長若しくは副収入役又は同法第七十条第五項に規定する吏員が出納長又は収入役の職務を代理するものとする。

（事務の引継ぎに関する経過措置）

第五條 出納長及び収入役（前条後段の規定による出納長又は収入役の職務を代理する副出納長若しくは副収入役又は吏員を含む。）から会計管理者への事務の引継ぎに関する事項は、政令で定める。

2 前項の政令には、正当の理由がなくて事務の引継ぎを拒んだ者に対し、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

（監査委員の定数を定める条例に関する経過措置）

第六條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際、現に旧法第九十五条第二項の規定に基づいて制定されている監査委員の定数を三人と定める条例は、新法第九十五条第二項ただし書の規定に基づいて制定されたものとみなす。

（賠償責任に関する経過措置）

第七條 この法律の施行前の事実並びに附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合及び同条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、なお従前の例による。

（各大臣が講ずる措置に関する経過措置）

第八條 各大臣（地方自治法第二百四十五条の四において同じ。）は、その担任する事務に関し新法第二百六十三条の三第五項に規定する施策（次項において「施策」という。）の立案をしようとするときは、第二百六十三条の三の改正規定の施行前においても、新法第二百六十三条の三第五項の規定の例によることができる。この場合において、同項の規定の例により講じた措置は、同項の規定の適用については、各大臣が同項の規定により講じたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合を除き、各大臣が第二百六十三条の三の改正規定の施行の日から三十日以内に立案をする施策については、新法第二百六十三条の三第五項の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第九條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月一日法律第六六号) 抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から三まで 略

四 第二條並びに附則第二十二條、第二十三條、第二十六條及び第三十條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十條並びに附則第四條、第三十三條から第三十六條まで 第五十二條第一項及び第二項、第百五條、第百二十四條並びに第百三十一條から第百三十三條までの規定 公布の日二及び三 略

四 第三條、第七條、第十三條、第十六條、第十九條及び第二十四條並びに附則第二條第二項、第三十七條から第三十九條まで、第四十一條、第四十二條、第四十四條、第五十七條、第六十六條、第七十五條、第七十六條、第七十八條、第七十九條、第八十一條、第八十四條、第八十五條、第八十七條、第八十九條、第九十三條から第九十五條まで、第九十七條から第百條まで、第百三條、第百九條、第百十四條、第百十七條、第百二十條、第百二十三條、第百二十六條、第百二十八條及び第百三十條の規定 平成二十年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第百三十一條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりな

お従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（処分、手続等に関する経過措置）

第三百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年六月二一日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六条の規定、附則第三十一条の規定及び附則第三十二条の規定 公布の日

二 略

三 第三条の規定、第七条の規定、第八条の規定中薬事法第七条第一項の改正規定、第九条の規定（薬剤師法第二十二條の改正規定を除く。）、第十一条の規定、附則第十四条第三項及び第四項の規定、附則第十八条の規定中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二十三号）の項及び同表薬剤師法（昭和三十五年法律第四十六号）の項の改正規定

定並びに附則第三十条の規定 平成二十年四月一日

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年六月二一日法律第九一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一八年二月八日法律第一〇六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律目次の改正規定（「第二十六条」を「第二十六条の二」に改める部分及び「第七章 新感染症」（第四十五條―第五十三條）を「第七章 新感染症（第四十五條―第五十三條）」を「第七章の二 結核（第四十五條の二―第五十三條の十五）」に改める部分に限る。）、同法第六條第二項から第六項までの改正規定（同条第三項第二号に係る部分に限る。）、及び同条第十一項の改正規定、同条に八項を加える改正規定（同条第十五項、第二十一項第二号及び第二十二項第十号に係る部分に限る。）、同法第十條第六項を削る改正規定、同法第十八條から第二十條まで、第二十三條及び第二十四條の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同法第二十六條の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同法第三十七條の次に一條を加える改正規定、同法第三十八條から第四十四條まで及び第四十六條の改正規定、同法第四十九條の次に一條を加える改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正

規定、同法第五十七條及び第五十八條の改正規定、同条の次に二條を加える改正規定、同法第五十九條から第六十二條まで及び第六十四條の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定並びに同法第六十五條、第六十五條の二（第三章に係る部分を除く。）、及び第六十七條第二項の改正規定、第二條の規定並びに次条から附則第七條まで、附則第十三條（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号）の項の改正規定中第三章に係る部分を除く。）、及び附則第十四條から第二十三條までの規定は、平成十九年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年二月二〇日法律第一一四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一八年二月二〇日法律第一一六号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一八年二月二一日法律第一一八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日法律第六号）抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から十三まで 略

十四 第十二条中租税特別措置法第三十一条の二の改正規定（同条第四項に係る部分を除く。）、同法第三十四條の二の改正規定（同条第二項第八号に係る部分、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げる部分、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げる部分、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に一號を加える部分及び同条第三項に係る部分に限る。）、同法第三十七條第一項の改正規定（「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める部分及び「交換によるもの」の下に「、所有権移転外リース取引によるもの」を加える部分を除く。）、同条第三項及び第四項並びに同法第三十七條の四の改正規定（「第十五号」を「第十六号」に改める部分に限る。）、同法第三十七條の五の改正規定（同条第二項の表第三十七條の五の改正規定（同条第十五号）を「第十六号」に改める部分に限る。）、同法第六十二條の三第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第七項の改正規定、同条第八項の改正規定（「第四項第十一号から第十六号まで」を「第四項第十二号から第十七号まで」に改める部分に限る。）、同法第六十五條の四の改正規定（同条第一項第八号に係る部分、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げる部分、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号の次に一號を加える部分並びに同条第二項及び第三項に係る部分に限る。）、同法第六十五條の五第一項の改正規定、同法第六十五條の七第一項の改正規定（「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第四項、第九項及び第十二項の改正規定、同条第十五項第二号の改正規定（「第十六号」を「第十七号」に改める部分に限る。）、同法第六十五條の八の改正規定（同条第一項中「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に

改める部分を除く。）、同法第六十五条の九の改正規定（「第十六号」を「第十七号」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の六十八第七項の改正規定、同法第八項の改正規定（「同条第四項第十一号から第十六号まで」を「同条第四項第十二号から第十七号まで」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の七十五第二項及び第三項の改正規定、同法第六十八條の七十六第一項の改正規定、（平成十八年十二月三十一日）を「平成二十年十二月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四項、第九項及び第十二項の改正規定、同法第十五項第二号の改正規定（「第十六号」を「第十七号」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の七十九の改正規定（同条第一項中「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の八十八の改正規定（「第十六号」を「第十七号」に改める部分に限る。）並びに同法第九十七條の表の改正規定並びに附則第七十四條第一項、第六項及び第十二項、第九十七條第四項及び第六項、第二百二十條第四項及び第六項並びに第三百三十八條の規定、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）の施行の日（罰則に関する経過措置）

第百五十七條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年三月三十一日法律第一

一号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月三十一日法律第一

九号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年三月三十一日法律第二

二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第二項（第二十二号及び第二十四号を除く。）、第四条から第十号まで及び第十三条から第二十八号までの規定並びに次条、附則第五条から第七号まで、附則第九号から第十二号まで及び附則第十四号から第十八号までの規定、附則第十九条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第百八十九條及び第百九十條の改正規定並びに同法第九十六條の改正規定（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）附則第百二十七條の改正規定を削る部分に限る。）、附則第二十條の規定、附則第二十三條中金融庁設置法（平成十年法律第三十号）第八條の改正規定及び同法第二十二條第一項の改正規定並びに附則第二十七條の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（処分、手続等に関する経過措置）

第二十四條 この法律の規定による廃止又は改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律又はこの法律の規定による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律又はこの法律の規定による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第二十五條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一九年三月三十一日法律第二

六号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年五月一日法律第四

七号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年五月二六日法律第四

八号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年五月二八日法律第五

一号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。

附 則（平成一九年五月二三日法律第五

五号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年五月三〇日法律第六

〇号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年六月一日法律第七四

号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第二十二号まで、第二十五条から第三十号まで、第百一条及び第百二十二條の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第四十二條 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての地方自治法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第二百三十八條第二項に規定する短期社債等とみなす。

（処分等に関する経過措置）

第百條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第百一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において

同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年六月六日法律第七七

号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年六月一五日法律第八

八号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年六月二七日法律第九

七号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月二七日法律第一〇

〇二号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年七月六日法律第一〇

八号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年七月六日法律第一

〇号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第六條、第十三條、第十六條及び第十九條並びに附則第二十三條、第二十五

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日法律第二三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日(平成二十年十二月一日)

イ 略

ロ 第二条中法人税法第二条第九号の次に一号を加える改正規定、同法第四条の改正規定、同法第九条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十条の二の改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定(「内国法人である」を削る部分に限る。)、同項第二号の改正規定、同法第三十七条第三項第二号の改正規定、同法第四項の改正規定(同項中、「公益法人等」の下に「(別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。」を加える部分及び同項ただし書中「内国法人である」を削る部分に限る。)、同条第五項の改正規定、同法第三十六条第二項第一号の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第一百四十三条の改正規定、同法第一百五十条第二項の改正規定(「である公益法人等又は人格のない社団等」を「(人格のない社団等に限る。)」に改める部分に限る。)、同法別表第一の改正規定(同表第一号の表日本中央競馬会の項の次に次のように加える部分を除く。)、同法別表第二の改正規定(同表第一号の表貸金業協会の項の前に次のように加える部分(医療法人(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項(社会医療法)に規定する社会医療法人に限る。))の項に係る部分に限る。))及び同表農業協同組合連合会(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条(公的医療機関の定義)に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもの)で政令で定める要件を満たすものとして財務大臣

が指定をしたものに限る。）の項中（昭和二十三年法律第二百五号）を削る部分を（除く。）及び法人税法別表第三の改正規定並びに附則第十条、第十一条、第十五条及び第二十一条の規定、附則第九十三条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定並びに附則第九十七条、第一百零四条、第一百五条、第一百七条、第一百零八条及び第一百十一条の規定（罰則に関する経過措置）

第一百九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置）

第一百九条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二〇年四月三〇日法律第二五号）抄

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年五月二日法律第三〇〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則（平成二〇年六月一日法律第六六〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十年九月一日から施行する。

附則（平成二〇年六月一八日法律第六六九号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一日法律第八〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一日法律第八一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用する。

附 則 (平成二〇年六月一日法律第八二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(厚生労働省令への委任)
第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附 則 (平成二十一年三月三十一日法律第一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月三十一日法律第三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第五条中租税特別措置法第三十三条の四第二項第三号の改正規定、同法第三十四条の第二項第三十五号の改正規定、同法第三十四条の三第二項の改正規定、同法第三十七条第二項の表の第十三号の改正規定、同法第六十二条の二第二項の改正規定(「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める部分に限る。)(一) 同法第六十五条の二第三項第一号の改正規定

定、同法第六十五条の第三項第三号の改正規定、同法第六十五条の第四項第二十五号の改正規定、同法第六十五条の五項第一号の改正規定（第六十六条）を「第六十六条の二」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の七第一項の表の第十四号の改正規定、同法第六十七号の第三項第一号の改正規定、同法第六十八号の第三項第一号の改正規定（第二号第三項）を「第二号第三項」に改める部分に限る。）、同法第六十八号の七十三第三項第一号の改正規定、同法第六十八号の七十六第一号の改正規定（第二号第七項）を「第二号第三項」に改める部分に限る。）、同法第六十八号の七十八第一項の表の第十四号の改正規定、同法第六十八号の百一第一項の改正規定、同法第七十条の四の改正規定、同法第七十条の五の改正規定、同法第七十条の六の改正規定、同法第七十条の六の次に二条を加える改正規定、同法第七十条の七第一項の改正規定、同法第三項の改正規定（同法第三十五項第一号）を「同法第三十九項第一号」に改める部分に限る。）、同法第七十六条第一項の改正規定（千分の十（平成二十一年三月三十一日まで）に買入れをした当該農用地の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）を「千分の八」に改める部分を除く。）、同法第二項の改正規定（平成二十一年三月三十一日）を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法を同法第三項とし、同法第一項の次に一項を加える改正規定、同法第七十七号（見出しを含む。）の改正規定（平成二十一年三月三十一日）を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法に一項を加える改正規定、同法第九十八号の表の改正規定（同表の都道府県の項中「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）」を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）」に改める部分及び同表の市町村の項中「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）」を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）」に、「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項）」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項）」に改める部分に限る。）、並びに附則第二十九号第二項、第三項、第七項及び第八項、第四十三号第一項、第二項及び

第六項から第八項まで、第五十八号第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第六十六号、第六十七号第一項、第六十九号第一項並びに第九十一号（別表第一租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）」を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）」に改める部分及び同項第二号中「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）」を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）」に、「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項）」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項）」に改める部分に限る。）、の規定農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日（罰則に関する経過措置）

第一百一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第二百二条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第二百三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十二年五月二十九日法律第四一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（地方自治法の一部改正等に伴う経過措置）

第四条 前条第一号の規定による改正後の地方自治法第二百四号第二項の規定にかかわらず、普通地方公共団体は、この法律の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日に同号の規定による改正前の地方自治法第二百四号第二項の規定に基づく期末特別手当を支給する旨を定めた条例を施行している場合には、施行日から起算して三月を経過する日までの間に限り、当該条例で定めるところにより、当該期末特別手当を支給することができる。

附 則（平成二十二年六月三日法律第四七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則（平成二十二年六月五日法律第五〇号）抄

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。（施行期日）

附 則（平成二十二年六月二四日法律第五七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。一 附則第四十三号の規定 公布の日（政令への委任）

第四十三号 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（施行期日）

附 則（平成二十二年七月二五日法律第七九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。一 から三まで 略

四 附則第十三号（第六項を除く。）、第十四号、第二十七号（第五項を除く。）、第三十五号（附則第二十七号第一項に係る部分に限る。）、及び第四十二号の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成二十二年二月三日法律第九六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則（平成二十二年三月三一日法律第五号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。（施行期日）

附 則（平成二十二年三月三一日法律第一八号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。（施行期日）

附 則（平成二十二年三月三一日法律第一九号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十号の規定は、公布の日から施行する。（政令への委任）

第二十号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（施行期日）

附 則（平成二十二年五月一九日法律第三四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則（平成二十二年五月一九日法律第三五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

第二十二号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（施行期日）

附 則（平成二十二年六月四日法律第四四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

附 則（平成二十二年二月一〇日法律第七一号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。一 及び二 略

三 第二条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款第三十一号の次に一条を加える改正規定、同法第四十二号第一項の改正規定、同法第七十七号第一項第一号の改正

規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十八條第二項の改正規定を除く。）、第四條の規定（児童福祉法第二十四條の十一第一項の改正規定を除く。）及び第六條の規定並びに附則第四條から第十條まで、第十九條から第二十一條まで、第三十五條（第一号に係る部分に限る。）、第四十條、第四十二條、第四十三條、第四十六條、第四十八條、第五十條、第五十三條、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十四條、第六十七條、第七十條及び第七十三條の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

附則（平成二十三年三月三十一日法律第六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日（この法律の公布の日が同月一日後となる場合には、公布の日）から施行する。

附則（平成二十三年四月四日法律第一六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定（第十二條の四）を「第十二條の七」に、「第三十五條」を「第三十五條の二」に改める部分及び「第六十二條の五」を「第六十二條の六」に改める部分に限る。）、第三條の二の改正規定、第二章に一條を加える改正規定、第二十一條に二條を加える改正規定、第三章に一條を加える改正規定、第五十二條の二を第五十二條の三とし、第五十二條の次に一條を加える改正規定、第五十三條の改正規定、第六十條の次に二條を加える改正規定（第六十條の三に係る部分に限る。）、第六十二條の二の改正規定、第六十二條の三の改正規定、第五章中第六十二條の五を第六十二條の六とする改正規定、第六十二條の四の改正規定及び同條を第六十二條の五とし、第六十二條の三の次に一條を加える改正規定並びに附則第九條第四項、第十二條

（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）の項の改正規定に限る。）及び第二十條の規定 公布の日

（政令への委任）
第二十條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年四月二日法律第二〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年四月二八日法律第三二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十三年四月二九日法律第三三号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年五月二日法律第三五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九十六條第二項の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）
第二条 この法律による改正後の地方自治法（以下「新法」という。）第七十四條第六項（新法第七十五條第五項、第七十六條第四項、第八十條第四項、第八十一條第二項及び第八十六條第四項（これらの規定を新法第二百九十一條の六第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百九十一條の六第六項及び第五項において準用する場合を含む。）、の規定は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の地方自治法（以下この条において「旧法」という。）第七十四條第一項、第七十五條第一項、第七十六條第一項、第八十條第一項、第八十一條第一項及び第八十六條第一項（これらの規定を旧法第二百九十一條の六第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百九十一條の六第二項の代表者である者については、適用しない。

（地方開発事業団等に係る経過措置）
第三条 この法律の施行の際現に設けられている全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十三年五月二日法律第三七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七條、第二十二條、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十三條（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七條及び第三十八條の規定並びに附則第八條、第十條、第十一條、第十三條、第十九條、第二十五條、第三十三條及び第四十一條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

附則（平成二十三年五月二日法律第四〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（調整規定）
第十三條 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行の前日である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中「第七十三條」とあるのは「第七十四條」と、同法附則に三條を加える改正規定中「第七十三條」とあるのは「第七十四條」と、「第七十四條」とあるのは「第七十五條」と、「第七十五條」とあるのは「第七十六條」とする。

附則（平成二十三年五月二五日法律第五三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則（平成二十三年六月八日法律第六四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年六月二二日法律第七〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七條の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附則（平成二十三年六月二二日法律第七二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十條第一号の改正規定（第二十八條の十二第二項若しくは「を削る部分に限る。」に限る。）、第四條、第六條及び第七條の規定並びに附則第九條、第十一條、第十五條、第二十二條、第四十一條、第四十七條（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四條の改正規定に限る。）及び第五十條から第五十二條までの規定 公布の日

（検討）
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）
第五十一條 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十三年六月二十四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二十三年六月三〇日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から十まで 略

十一 第十七条中租税特別措置法第三十四条の二第二項の改正規定(同項第十四号の次に一号を加える部分に限る。)、同法第四十一条の十九第一項の改正規定(「第二十九条の二第一項本文」の下に「又は第二十九条の三第一項本文」を加える部分を除く。)、同法第四十二条の十の次に二条を加える改正規定(第四十二条の十一に係る部分に限る。)、同法第三十三条の三の次に二節を加える改正規定(第三節の五に係る部分を除く。)、同法第六十五条の四第一項の改正規定(同項第十四号の次に一号を加える部分に限る。)、同法第六十八条の十四の次に二条を加える改正規定(第六十八条の十五に係る部分に限る。)、同法第六十八条の十五に係る部分に限る。、同法第十四節の三に係る部分を除く。及び同法第九十八条の表の改正規定(同表の市町村の項に係る部分に限る。)並びに附則第三十五条第二項、第四十五条、第五十二条、第五十四条、第五十六条第二項、第六十六条、第六十九、第七十二条第二項、第八十四条(第十五条第一項の改正規定(「第四十二条の十第五項」の下に「、第四十二条の十一第五項」を加える部分に限る。))及び第二十三条第一項の改正規定(「第六十八条の十四第五項」の下に「第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。))に限る。及び第八十八条(別表第一租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の項第二号に係る部分に限る。))の規定 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の施行の日

(罰則に関する経過措置)

第九十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。))の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十三年七月二日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中予防接種法第六条に二項を加える改正規定、同法第七条の改正規定、同条の次に一号を加える改正規定並びに同法第八条、第九条、第二十二條第二項、第二十四条及び第二十五条の改正規定、第二条中新型コロナウイルス予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第五条第二項を削る改正規定及び同法附則第二条第二項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。)、第十二条、第十四条(地方自治法別表第一公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の項及び道路法(昭和二十七年法律第八十号)の項の改正規定に限る。)、第十六条(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。)、第五十九条、第六十五条(農地法第五十七条の改正規定に限る。)、第七十六、第七十九条(特定農山村地域における農

林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。)、第九十八條(公営住宅法第六條、第七條及び附則第二項の改正規定を除く。)、第九十九條(道路法第十七條、第十八條、第二十四條、第二十七條、第四十八條の四から第四十八條の七まで及び第九十七條の改正規定に限る。)、第一百零二條(道路整備特別措置法第三條、第四條、第八條、第十條、第十二條、第十四條及び第十七條の改正規定に限る。)、第一百四條、第一百零六條(共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六條の改正規定に限る。)、第一百四條、第二百一十一條(都市再開発法第三百三十三條の改正規定に限る。)、第二百二十五條(公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定に限る。)、第三百一十一條(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百條の改正規定に限る。)、第三百一十三條、第四百一十一條、第四百四十七條(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七條の改正規定に限る。)、第四百四十九條(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三條、第二百七十七條、第二百九十一條、第二百九十八條から第二百九十五條まで及び第二百九十八條の改正規定に限る。)、第五百一十三條、第五百五十五條(都市再生特別措置法第四十六條、第四十六條の二及び第五十一條第一項の改正規定に限る。)、第五百五十六條(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定に限る。)、第五百五十九條、第六百六十條(地域における多様な需要に応じた公営賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第二項及び第三項の改正規定、同法第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。))並びに同法第六項及び第七項の改正規定に限る。)、第六百六十二條(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五條の改正規定(同法第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。))並びに同法第三十二條、第三十九條及び第五十四條の改正規定に限る。)、第六百六十三條、第六百六十六條、第六百六十七條、第六百七十一條

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。)、第七十五條及び第八十六條(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七條第二項第三号の改正規定に限る。))の規定並びに附則第三十三條、第五十條、第七十二條第四項、第七十三條、第八十七條(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)第五百八十七條の二及び附則第十一條の改正規定に限る。)、第九十一條(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六號)第三十三條、第三十四條の三第二項第五号及び第六十四條の改正規定に限る。)、第九十二條(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九號)第二十五條の改正規定を除く。)、第九十三條、第九十五條、第一百一十一條、第一百三十三條、第一百五條及び第一百八十八條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第二條、第十條(構造改革特別区域法第十八條の改正規定に限る。)、第十四條(地方自治法第二百五十二條の十九、第二百六十條並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八號)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第九十八號)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第九十八號)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一號)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九號)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八號)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六號)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七號)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九號)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八號)の項の改正規定に限る。)、第七十七條から第九十九條まで、第二十二條(児童福祉法第二十一條の五の六、第二十一條の五の十五、第二十一條の五の二十三、第二十四條の九、第二十四條の十七、第二十四條の二十八及び第二十四條の三十六の改正規定に限る。)、第二十三條から第二十七條まで、第二十九條から第三十三條まで、第三十四條(社会福祉法第六十二條、第六十五條及び第七十一條の改正規定に限る。)、第三十五條、第三

十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十一条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三十三条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七条、第一百八条、第一百五（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十六条（都市計画法第六条の二、第七條の二、第八條、第十條の二から第十二條の二まで、第十二條の四、第十二條の五、第十二條の十、第十四條、第二十條、第二十三條、第三十三條及び第五十八條の二の改正規定を除く。）、第二百一十一條（都市再開発法第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第六百三十九條の三、第六百四十一條の二及び第六百四十二條の改正規定に限る。）、第二百一十五條（公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定を除く。）、第二百二十八條（都市緑地法第二十條及び第三十九條の改正規定を除く。）、第三百一十一條（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第六十四條及び第六百九條の二の改正規定に限る。）、第六百四十二條（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。）、第六百四十

五條、第六百四十六條（被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。）、第六百四十九條（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十條、第二十一條、第九十一條、第九十二條、第九十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百一十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。）、第六百五十五條（都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る。）、第六百五十六條（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定を除く。）、第六百五十七條、第六百五十八條（景観法第五十七條の改正規定に限る。）、第六百六十條（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一條及び第十三條の改正規定に限る。）、第六百六十二條（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十條、第十二條、第十三條、第三十六條第二項及び第五十六條の改正規定に限る。）、第六百六十五條（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四條及び第二十九條の改正規定に限る。）、第六百六十九條、第七百一十一條（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一條の改正規定に限る。）、第七百七十四條、第七百七十八條、第八百八十二條（環境基本法第十六條及び第四十條の二の改正規定に限る。）及び第八百八十七條（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五條の改正規定、同法第二十八條第九項の改正規定（「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九條第四項の改正規定（「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四條及び第三十五條の改正規定に限る。）、の規定並びに附則第十三條、第十五條から第二十四條まで、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項から第三項まで、第三十條から第三十二條まで、第三十八條、第四十四條、第四十六條第一項及び第四項、第四十七條から第四十九條まで、第五十一條から第五十三條まで、第五十五條、第五十八條、第五十九條、第六十一條から第六十九條まで、第七十一條、第七十二條第一項から第三項まで、第七十四條から第七十六條ま

で、第七十八條、第八十條第一項及び第三項、第八十三條、第八十七條（地方税法第五百八十七條の二及び附則第十一條の改正規定を除く。）、第八十九條、第九十條、第九十二條（高速自動車国道法第二十五條の改正規定に限る。）、第一百條、第一百二條、第一百五條から第一百七七條まで、第一百八十二條、第一百七七條（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四條第八項の改正規定に限る。）、第六百九十九條、第七百一十一條の二並びに第七百二十三條第二項の規定 平成二十四年四月一日

三 第十四條（地方自治法別表第一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の項及び薬事法（昭和三十三年法律第四十五号）の項の改正規定に限る。）、第二十二條（児童福祉法第二十一條の十の二の改正規定に限る。）、第三十四條（社会福祉法第三十條及び第五十六條並びに別表の改正規定に限る。）、第三十八條（水道法第四十六條、第四十八條の二、第五十條及び第五十條の二の改正規定に限る。）、第四十條及び第四十二條の規定並びに附則第二十五條第二項及び第三項、第二十七條第四項及び第五項、第二十八條、第二十九條並びに第八十八條の規定 平成二十五年四月一日

四及び五 略

六 第十四條（地方自治法別表第一 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の項の改正規定に限る。）、第十五條及び第十六條（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二條及び第十三條の改正規定に限る。）、の規定並びに附則第十四條、第八十五條、第八十六條、第九十四條、第九十九條（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）附則第一條第二項ただし書の改正規定（「許可を得たもの」の下に「発行について地方財政法第五條の三第六項の規定による届出がされたもののうち同条第六項の規定による協議を受けたならば同意をすること」となると認められるものを含む。）を加える部分に限る。）に限る。）、及び第七百二十三條第一項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第十三條 第十四條の規定（地方自治法第二百六十條の改正規定に限る。以下この条において同

じ。）、の施行前に第十四條の規定による改正前の地方自治法第二百六十條第一項の規定による届出が行われた同項の規定による処分については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第八十一條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）、の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四條の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二十三年八月三〇日法律第一〇号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十三年二月一日法律第一二二号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六條、第八條、第九條及び第十三條の規定 公布の日

附 則 （平成二十四年三月三十一日法律第一六号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十九條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条におい

て同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十四年三月三十一日法律第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十一日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十八条の規定 公布の日（罰則に関する経過措置）

第三十七条 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十四年五月一日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十四年八月二二日法律第六七号）抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則（平成二十四年九月五日法律第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、第八十一条、第

八十六条、第百条第十四項及び第十五項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第百九条の改正規定、第百九条の二を削る改正規定、第百十條、第百十一條、第百二十七條第一項、第百七條及び第百五十條の二第二項の改正規定、第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二條を第二百五十一條の六とし、同條の次に二條を加える改正規定、同章第三節第一款中第二百五十二條の六の次に一條を加える改正規定、第二百五十二條の七の次に一條を加える改正規定、第二百五十二條の八、第二百五十二條の十七の四、第二百五十五條の五及び第二百八十六條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、第二百八十七條及び第二百八十七條の三の改正規定、同條を第二百八十七條の四とし、第二百八十七條の二を第二百八十七條の三とし、第二百八十七條の次に一條を加える改正規定、第二百八十八條から第二百九十條まで、第二百九十一條第一項、第二百九十一條の二第四項、第二百九十一條の四第四項、第二百九十一條の六、第二百九十一條の八第四項、第二百九十一條の十三及び第二百九十八條第一項の改正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二號）の項の改正規定並びに附則第三條、第六條、第八條及び第十條から第十四條までの規定、附則第十五條中市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九號）第十四條第四項第二號の改正規定並びに附則第十六條の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）

第二条 この法律による改正前の地方自治法（以下「旧法」という。第十六條第一項の規定によりこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例の送付を受けた場合におけるこの法律による改正後の地方自治法（以下「新法」という。）第十六條第二項の規定の適用については、施行日を同項の条例の送付を受けた日とみなす。

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前の直近の公職選挙法（昭和二十五年法律第百號）第二十二條の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数が八十万を超える普通地方公共団体の選挙管理委員会は、その八十万を超える数に八分

の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数を、附則第一条ただし書に規定する規定の施行後直ちに告示しなければならぬ。

第四条 新法第二百七十六条第一項から第三項まで及び第百七十七条の規定は、施行日以後にされる普通地方公共団体の議会の議決について適用し、施行日前にされた普通地方公共団体の議会の議決については、なお従前の例による。

第五条 施行日から一部施行日の前日までの間における旧法第二百七十七条の規定の適用については、同条中「第百九条第六項（第百九条の二第二項及び第百十條第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第百九条第六項（第百九条の二第五項及び第百十條第五項において準用する場合を含む。）」及び第百十五條の二第二項」と、「第百九条第五項（第百九条の二第五項及び第百十條第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第百九条第五項（第百九条の二第五項及び第百十條第五項において準用する場合を含む。）」及び第百十五條の二第二項」とする。

第六条 新法第二百五十一条の七の規定は、一部施行日以後に行われる新法第二百四十五條の五第一項若しくは第四項の規定による是正の要求又は新法第二百四十五條の七第一項若しくは第四項の規定による指示に係る普通地方公共団体の不作為（新法第二百五十一条の七第一項に規定する不作為をいう。次項において同じ。）について適用する。

2 新法第二百五十二条の規定は、一部施行日以後に行われる新法第二百四十五條の五第三項の規定による是正の要求（新法第二百五十二条の十七の四第一項の規定による是正の要求を含む。）」又は新法第二百四十五條の七第二項の規定による指示に係る市町村の不作為について適用する。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、附則で定める。

附則（平成二四年九月五法律第七十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則（平成二十四年一月二六日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条及び第二十三条の規定 公布の日

（政令への委任）

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十五年三月三〇日法律第三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条（次号及び第五号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第五条第一項から第四項まで、第十七条、第十八条、第二十条及び第二十二条の規定 平成二十八年一月一日

附則（平成二十五年三月三〇日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十五年四月一〇日法律第九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年五月三十一日法律第二一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年五月三十一日法律第二
八号）抄

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。）及び第五十条の規定 公布の日

附 則（平成二五年六月二二日法律第三
五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条（河川法目次の改正規定（第十五条）を「第十五条の二」に改める部分に限る。）、同法第十五条の改正規定、同法第二章第一節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第三十二条の改正規定、同法第三十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条の改正規定、同法第四十一条（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十五条の改正規定（同条第二項第三号中「洪水」の下に「津波」を加える部分を除く。）、同法第七十六条から第七十九条まで及び第八十七条の改正規定、同法第八十八条（見出しを含む。）の改正規定、同法第九十条及び第九十五条の改正規定、同法第一百条の三第一項第一号の改正規定（第十五条）の下に「第十五条の二第一項」を加える部分及び「第二十五条まで」を「第二十三條の三まで、第二十四条、第二十五条」に改める部分に限る。）並びに同法第二百二条及び第二百五条の改正規定に限る。）並びに附則第三、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年六月一四日法律第四
四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年六月一九日法律第四
七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年六月二二日法律第五
三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 附則第九条の規定 この法律の公布の日又は水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の公布の日

附 則（平成二五年六月二二日法律第五
四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（災害対策基本法目次の改正規定（第三款 被災者の運送（第八十六条の十四）を「第三款 被災者の運送（第八十六条の十四）／第四款 安否情報の提供等（第八十六条の十五）」に、「第八十六条の十五」第八十六条の十七）を「第八十六条の十六」第八十六条の十八）に改め、「第九十条の二」の下に「第九十条の四」を加える部分に限る。）、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第五章第六節中第八十六条の十七を第八十六条の十八とし、第八十六条の十六を第八十六条の十七とし、第八十六条の十五を第八十六条の十六とする改正規定、同法第五章第五節に一款を加える改正規定及び同法

第七章中第九十条の二の次に二条を加える改正規定に限る。）、第三条、第五条及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第九、第十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第七章中第九十条の二の次に二条を加える改正規定に限る。）、第三条、第五条及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第九、第十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二五年六月二二日法律第五
五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章、第五十三条から第五十六条まで及び第五章並びに附則第五条から第十一条までの規定は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年六月二二日法律第五
六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年六月二二日法律第六
〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年六月二八日法律第六
九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年六月二八日法律第七
〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二五年一二月二二日法律第
八一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年一二月二七日法律第
八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等の効力）

第一百條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第一百條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年六月二二日法律第六
〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年六月二二日法律第六
九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
第二百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十五年二月四日法律第九〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則 (平成二十五年二月一三日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条の規定 公布の日(政令への委任)

第八条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十五年二月一三日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十五年二月一三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
 二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附則 (平成二十五年二月一三日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。

附則 (平成二十五年二月一三日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二十五年二月一三日法律第一〇六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

附則 (平成二十五年二月一三日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十六年三月三十一日法律第五〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則 (平成二十六年三月三十一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第六百六十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第六百六十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十六年四月二日法律第一五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十六年四月一八日法律第二二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二十条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)
第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十六年五月二四日法律第三四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第二百五十一条及び第二編第十一章第二節第四款の款名の改正規定、第二百五十一条の三の次に加える改正規定、第二百五十一条の四の改正規定、第二編第十一章第三節第四款を同節第六款とする改正規定、第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十六の改正規定、第二編第十一章第三節第三款を同節第四款とし、同款の次に一款を加える改正規定、第二百五十二条の七第三項及び第二百五十二条の七の改正規定、第二編第十一章第三節第二款を同節第三款とする改正規定、第二百五十二条の二を第二百五十二条の二の二とする改正規定、第二百五十二条の六及び第二百五十二条の六の二の改正規定並びに第二編第十一章第三節第一款を同節第二款とし、同款の前に一款を加える改正規定並

びに附則第四条、第九条、第十四条、第二十条、第五十六条及び第七十条(市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第三条第一項、第四条第二項及び第五条第六項の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 目次の改正規定(一ノ第二節 中核市に関する特例ノ第三節 特例市に関する特例ノを「第二節 中核市に関する特例」に改める部分に限る。)、第二百五十二条の二十二第一項の改正規定、第二編第十二章第三節を削る改正規定、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十とする改正規定及び第二百六十条の三十七の次に二条を加える改正規定並びに次条、附則第三条、第三十二条、第三十四条、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十八条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六十八条、第六十九条及び第七十一条から第七十五条までの規定 平成二十七年四月一日

三 附則第七十八条の規定 この法律の公布の日又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)の公布の日のいずれか遅い日(施行時特例市の事務に関する法令の立案に当たつての配慮)

第二条 政府は、前条第二号に掲げる規定の施行の際現にこの法律による改正前の地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市である市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市に指定された市を除く。以下「施行時特例市」という。)が処理する事務に関する法令の立案に当たつては、同号に掲げる規定の施行の際施行時特例市が処理することとされている事務を都道府県が処理することとすることがないよう配慮しなければならない。

(中核市の指定の特例)
第三条 施行時特例市については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、この法律による改正後の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定にかかわらず、人口二十万未満であつても、同項の中核市として指定することができ

成二十六年法律第四十二号）の公布の日のい
ずれか遅い日

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第七條 附則第二条第一項の場合においては、前
条の規定による改正後の地方自治法第十三条第
三項、第二百一十一条第一項、第八十条の二、
第八十条の五第六項及び第七項、第二百四
条第一項、第二百五十二条の九第二項及び第
四項、第二百五十二条の十並びに第二百五十二
条の十一第一項の規定は適用せず、前条の規定に
よる改正前の地方自治法第十三条第三項、第
百二十一条第一項、第八十条の二、第八十条
の五第六項及び第七項、第二百四條第一項、第
二百五十二條の九第二項及び第四項、第二百五
十二条の十並びに第二百五十二条の十一第一項
の規定は、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第二十二條 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で
定める。

附則（平成二六年六月二五法律第八

〇号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則（平成二六年六月二五法律第八

三号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日又は平成二六年
四月一日のいずれか遅い日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第
二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに
次条並びに附則第七條、第十三条ただし書、
第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十
二条、第二十五条、第二十九条、第三十一
条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、
第六十七條、第七十一条及び第七十二条の規
定 公布の日

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲
げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護
保険法の目次の改正規定、同法第七條第五
項、第八条、第八号の二、第十三条、第二十
四條の二第五項、第三十二条第四項、第二十

二条の二、第四十二條の三第二項、第五十三
条、第五十四條第三項、第五十四條の二、第
五十四條の三第二項、第五十八條第一項、第
六十八條第五項、第六十九條の三十四、第六
十九條の三十八第二項、第六十九條の三十九
第二項、第七十八條の二、第七十八條の十四
第一項、第一百五十五條の十二、第一百五十五
條の十二第一項及び第一百五十五條の四十五の改正規
定、同法第一百五十五條の四十五の次に十條を加
える改正規定、同法第一百五十五條の四十六及び
第一百五十五條の四十七の改正規定 同法第六章
中同法第一百五十五條の四十八を同法第一百五
條の四十九とし、同法第一百五十五條の四十七の次
に一條を加える改正規定、同法第一百七十三
條第三項及び第一百七十四條第三項の改正規
定、同法第二百四十四條の次に二條を加える改
正規定、同法第二百六十六條第一項、第二百二
七條、第二百二十八條、第四百四十一條の見出し
及び同条第一項、第四百四十八條第二項、第
百五十二條及び第五百五十三條並びに第百七十六
條の改正規定、同法第十一章の章名の改正規
定、同法第一百七十九條から第八十二條まで
の改正規定、同法第二百二條の次に一條を加
える改正規定、同法第二百二條第一項、第二
三條及び第二百五十五條並びに附則第九條第一
項ただし書の改正規定並びに同法附則に一條を
加える改正規定、第七條の規定（次号に掲げ
る改正規定を除く。）、第九條及び第十條の規
定、第十二條の規定（第一号に掲げる改正規
定を除く。）、第十三條及び第十四條の規定、
第十五條の規定（第六号に掲げる改正規定を
除く。）、第十六條の規定（第六号に掲げる改
正規定を除く。）、第十七條の規定、第十八條
の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、
第十九條の規定並びに第二十一条中看護師等
の人材確保の促進に関する法律第二条第二項
の改正規定並びに附則第五條、第八條第二項
及び第四項、第九條から第十二條まで、第十
三條（ただし書を除く。）、第十四條から第十
七條まで、第二十八條、第三十條、第三十二
條第一項、第三十三條から第三十九條まで、
第四十四條、第四十六條並びに第四十八條の
規定、附則第五十條の規定（第六号に掲げる
改正規定を除く。）、附則第五十一條の規定
（附則第五十二條の規定（第六号に掲げる改正
規定を除く。）、附則第五十四條、第五十七條

及び第五十八條の規定、附則第五十九條中高
齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支
援等に関する法律（平成十七年法律第百二十
四号）に関する法律（平成十七年法律第百二十
四号）第四項を「同条第十二項」に、「同条
第十八項」を「同条第十六項」に改める部分
に限る。）並びに附則第六十五條、第六十六
條及び第七十條の規定 平成二十七年四月
一日

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる
規定にあつては、当該規定。以下この条にお
いて同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則
の規定によりなお従前の例によることとされる
場合におけるこの法律の施行後にした行為及び
この附則の規定によりなお効力を有することと
される場合におけるこの法律の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

（政令への委任）

第七十二條 附則第三条から第四十一条まで及び
前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴
い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二六年一月二二日法律第

一一五号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、平成二八年四月一日から
施行する。

附則（平成二六年一月二二日法律第

一二二号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して二十
日を経過した日から施行する。

附則（平成二七年五月二〇日法律第二

二号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して二月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則（平成二七年五月二九日法律第三

一号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、平成三十年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ
れぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一條の規定、第五條中健康保険法第九
十條第二項及び第九十五條第六條の改正規定、

同法第五十三條第一項の改正規定、同法附
則第四條の四の改正規定、同法附則第五條の
改正規定、同法附則第五條の二の改正規定、
同法附則第五條の三の改正規定並びに同条の
次に四條を加える改正規定、第七條中船員保
険法第七十條第四項の改正規定及び同法第八
十五條第二項第三號の改正規定、第八條の規
定並びに第十二條中社会保険診療報酬支払基
金法第十五條第二項の改正規定並びに次条第
一項並びに附則第六條から第九條まで、第十
五條、第十八條、第二十六條、第五十九條
第六十二條及び第六十七條から第六十九條ま
での規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第六十八條 この法律（附則第一条各号に掲げる
規定については、当該各規定。以下この条にお
いて同じ。）の施行前にした行為及びこの附則
の規定によりなお従前の例によることとされる
場合におけるこの法律の施行後にした行為に
対する罰則の適用については、なお従前の例に
よる。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十九條 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に
関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二七年六月一九日法律第四

三号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年
を経過した日から施行する。ただし、附則第三
條及び第十一條の規定は、公布の日から施行す
る。

（罰則に関する経過措置）
第四條 この法律の施行前にした行為、附則第二
條の規定によりなお従前の例によることとされ
る場合におけるこの法律の施行後にした行為
並びに同条の規定により新公職選挙法の規定及び
新漁業法の規定が適用される選挙並びに住民投
票に関し施行日から公示日の前日までの間に年
齢満十八年以上満二十年未満の者がした選挙運
動及び投票運動に係る行為に対する罰則の適用
については、なお従前の例による。

（法制上の措置）
第五條 国は、国民投票（日本国憲法の改正手続
に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第
一条に規定する国民投票をいう。）の投票権を
有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が

満十八年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満十八年以上満二十歳未満の者と年齢満二十年以上の者ととの均衡等を勘案しつつ、民法（明治二十九年法律第八十九号）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十七年六月二十四日法律第四四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条中道路運送車両法第七条第三項、第十一條、第九十四条の五第七項及び第五百五條の二の改正規定、同法第八條第一号の改正規定（「第十一條第四項」を「第十一條第五項」に改める部分に限る。）並びに同法第九條第一号の改正規定並びに附則第二十一條の規定 平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日

附 則（平成二十七年六月二十六日法律第五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 から三まで 略
- 四 第十三條、第十五條及び第十六條の規定並びに附則第五條及び第九條（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の項第一号の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成二十七年九月四日法律第六三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二十八條、第二十九條第一項及び第三項、第三十條から第四十條まで、第四十七條（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十條、第九條並びに第九十五條の規定 公布の日（以下「公布日」という。）

（罰則に関する経過措置）

第百十四條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百十五條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十八年二月三日法律第八三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月三十一日法律第一三三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 から五の三まで 略
- 五の四 第二三條（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）、第七條中地方財政法第三十三條の四第一項の改正規定及び同法第三十三條の五の八の次に一條を加える改正規定並びに第九條並びに附則第四條第二項、第六條（第六項を除く。）、第十一條、第十四條、第十七條第二項及び第三項、第二十條（第二項を除く。）、第三十一條、第三十二條、第三十五條（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七條の三第二項、第三十九條、第四十條、第四十一條（税理士法（昭和二十六年法律第二十三号）第五十一條の二の改正規定に限る。）、第四十二條から第四十七條まで、第四十八條、第五十條並びに第五十二條から第五十六條までの規定 令和元年十月一日

- 五の四の二 略
- 五の五 第七條の二並びに附則第三十五條（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二條の改正規定に限る。）、第三十六條、第三十七條の二、第三十八條、第四十七條の三及び第四十七條の五の規定 令和二年四月一日

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六條 前条の規定による改正後の地方自治法（以下この条において「新地方自治法」という。）第二百八十二條の規定は、令和二年度以後に同条第一項の規定により特別区に対し交付すべき特別区財政調整交付金（同条第二項に規定する特別区財政調整交付金をいう。次項及び第三項において同じ。）について適用し、令和元年度までに前条の規定による改正前の地方自治法第二百八十二條第一項の規定により特別区に対し交付する同条第二項に規定する特別区財政調整交付金については、なお従前の例による。

- 2 令和二年度における特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法第二百八十二條第二項の規定の適用については、同項中「収入額」とあるのは「収入額（令和元年十月一日から令和二年三月三十一日までに納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。）」（「収入額」とあるのは「収入額（令和元年十月一日から令和二年三月三十一日までに納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。）」と、「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二條第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数」とあるのは「各市町村の市町村民税の法人税割額及び同法第五條第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四條第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

- 3 令和三年度及び令和四年度における特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法第二百八十二條第二項の規定の適用については、同項中「従業者数」とあるのは、「従業者数並びに市町村民税の法人税割額及び地方税法第五條第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四條第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

- 4 前二項の規定により読み替えられた新地方自治法第二百八十二條第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び都民税の法人税割額は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

附 則（平成二十八年三月三十一日法律第一四四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月三十一日法律第一九三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月三十一日法律第二一三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条、第三條及び第四條の規定並びに次条から附則第四條までの規定並びに附則第六條、第二十六條から第三十條まで、第三十三條、第三十六條及び第三十八條の規定 平成二十八年四月一日

附 則（平成二十八年四月一日法律第二四四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二條及び第三條の規定並びに次条第三項から第五項まで並びに附則第四條から第七條まで及び第九條の規定は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

第二條 第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下この項及び次項において「新基準法」という。）の規定（新基準法第十三條の三の規定を除く。）及び次条の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の項の規定は、この法律の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五條の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五條の規定による投票については、なお従前の例による。

条の四の改正規定、第十二条の五の改正規定（同条第十項中「若しくは第十四条の第四十三項」を「第十四条の二第四項、第十四条の三の二第三項（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む）」、第十四条の四第十三項若しくは第十四条の五第四項」に改める部分を除く。）、第十二条の六第一項、第十三条の三、第十五条の四の七第二項及び第十九条の五第一項第三号の改正規定、第二十四条の四の改正規定（第十二条の五第八項を「第十二条の五第九項」に改める部分に限る。）並びに附則第六条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の項の改正規定中「第十二条の五第八項」を「第十二条の五第九項」に改める部分に限る。）、第七条及び第八条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成二九年六月二三日法律第七四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条、第四条及び第二十五条の規定 公布の日（次号において「公布日」という。）

（政令への委任）

第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成三〇年三月三一日法律第六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三一日法律第七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 から十五まで 略
十六 第十五条中租税特別措置法第七十条の四第二項の改正規定（同項第一号及び第四号に

係る部分を除く。）、同法第七十条の四の二第二項の改正規定、同法第七十条の六第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同条第二項第一号の改正規定、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同条第六項の改正規定、同条第三十九項第四号の改正規定、同法第七十条の六の二第一項の改正規定、同法第七十条の六の四第十五項第二号及び第六号の改正規定、同条第十六項の改正規定、同条を同法第七十条の六の六とし、同条の次に一條を加える改正規定（同法第七十条の六の四を同法第七十条の六の六とする部分に限る。）、同法第七十条の六の三の次に二条を加える改正規定、同法第七十条の八第四項の改正規定、同法第七十条の八の二第四項第二号の改正規定、同法第九十三号第五項の改正規定（第七十条の六の四第十九項を「第七十条の六の六第十九項」に改める部分に限る。）並びに同法第九十八号の表の改正規定（同表の都道府県の項中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改める部分及び同表の市町村の項に係る部分に限る。）並びに附則第百十八号第十二項、第十七項及び第十八項並びに第百三十七号（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の項第一号の改正規定（第七十条の六の四第二十項）を「第七十条の六の六第二十項」に改める部分に限る。）及び同項第二号の改正規定に限る。）の規定 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）の施行の日

（罰則に関する経過措置）

第百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三〇年五月一八日法律第二三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成三〇年六月八日法律第四四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五号の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五号の六とし、第五十五号の四の次に一條を加える改正規定、同法第五十七号から第五十九号まで、第六十四号、第六十五号第一項、第六十六号第一項、第七十号第五号及び第六号、第七十一号第五号及び第六号、第七十五号第一項第二号、第七十六号の三並びに第七十八号第三項の改正規定、同法第七十八号の二第二項の改正規定（支給機関を「第五十五号の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五号第二項、第八十五号の二及び第八十六号第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五号の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第二十三号及び第二十四条の規定 公布の日

（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三〇年六月一三日法律第四六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 及び二 略
三 第二条の規定、第三条中と畜場法第二十条の改正規定並びに第四条中食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十七条第一項第四号、第三十九条第二項及び第四十条の改正規定並びに附則第八条、第十五号から第二十一条まで及び第二十四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成三〇年六月一三日法律第四九号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章第一節及び第二節、第四十四号、第四十六号並びに第六章並びに附則第三項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成三〇年六月一五日法律第五二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年六月一五日法律第五三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成三〇年六月二〇日法律第五九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十五条 施行日前にした行為及び附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされ

る場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要の経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年六月二七日法律第六六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 及び二 略

三 第十五条の規定並びに附則第十四条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)の項の改正規定に限る。)及び第十五条の規定 平成三十一年一月一日

四 略
五 第十条の規定並びに附則第八条及び第十四条(第三号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成三十二年四月一日

附 則 (平成三〇年六月二七日法律第六八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月六日法律第七〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月二五日法律第七八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一二月一四日法律第九五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年一二月一四日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条(地方税法第二十七条第二項の改正規定(第二十五条第六項)を削る部分を除く。)及び同法第二百九十九条第二項の改正規定を除く。、第九条から第十六条まで、第十七条(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二十三条第一号の改正規定に限る。)、第十八条、第十九条及び第二十一条(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第五十三号及び第五十五号の改正規定に限る。))の規定は、令和六年一月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二十四条の規定、公布の日

附 則 (平成三一年三月二九日法律第六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月一七日法律第七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし書、第八条から第十条までの規定、附則第十三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第一の九十四の項及び

別表第二の百十六の項の改正規定(別表第一の九十四の項に係る部分に限る。)並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)
第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)
第十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要の経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三一年四月二四日法律第一四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月一五日法律第一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)
第二条 第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下この項及び次項において「新基準法」という。)の規定(新基準法第十三条の三の規定を除く。)及び次条の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の項の規定は、この法律の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年五月一七日法律第七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし書、第八条から第十条までの規定、附則第十三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第一の九十四の項及び

別表第二の百十六の項の改正規定(別表第一の九十四の項に係る部分に限る。)並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)
第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月二四日法律第一一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月二四日法律第二二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第二項に一号を加える改正規定及び同条第三項の改正規定(同項第二号に係る部分を除く。)、第二条中農業経営基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第四条から第七条までの改正規定、同法第二章第三節を削る改正規定、同法第十二条第一項及び第十三条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十四条の六第一項第二号、第十五条第二項及び第十六条の改正規定、同法第十八条の改正規定(同条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とする部分を除く。)並びに同法第二十三条第十項及び第三十三条の改正規定、第三条中農地法第二条第三項第二号の改正規定、同法第三条の改正規定(同条第一項第七号の二に係る部分及び同条中第六項を削り、第七項を第六項とする部分を除く。)、同法第四条第一項第三号及び第五条第一項第二号の改正規定、同法第十七条ただし書の改正規定(「第四条第四項第一号」を「第四条第三項第一号」に改める部分に限る。)、同法第三十五条(見出しを含む。)の改正規定並びに同法第三十六条第一項第二号、第四十六条第一項及び第六十三条第一項第十四号の改正規定、第四条中農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第二項第五号の

別表第二の百十六の項の改正規定(別表第一の九十四の項に係る部分に限る。)並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)
第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

改正規定並びに附則第三条から第五条までの規定、附則第十一条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項第十四号の改正規定並びに附則第十二条、第十三条及び第十五条から第十八条までの規定、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和元年五月三十一日法律第一六号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和元年五月三十一日法律第一七号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から三まで 略

四 附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の項の改正規定を除く。）、第六条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の二第一項の改正規定を除く。）及び第十四条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の改正規定を除く。）の規定、前号に掲げる規定の施行の日又は情報通信技術利用法改正法附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

附 則（令和元年六月七日法律第二六号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条の規定並びに附則第六条（別表第一健康増進法（平成十四年法律第三号）の項の改正規定に限る。）及び第八条の規定、公布の日から起算して三月を経過した日

二 略
三 第二条、第四条、第九条及び第十二条の規定並びに附則第五条及び第六条（第一号に掲

げる改正規定を除く。）の規定、平成三十二年四月一日

附 則（令和元年六月一日法律第三七号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第二百二条、第二百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二百六条の改正規定に限る。）、第二百一一条、第二百四十三条、第四百四十九条、第五百一一条、第五百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第六百六十八号並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定、公布の日

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四号、第五十七号、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九号まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六号、第七十七号、第七十九号、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七号、第八十八号、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五号、第九十六号、第九十八号から第一百零二条、第一百四号、第一百五号、第一百零二条、第一百零三条、第一百零五条、第一百零六条、第一百零九条、第一百一十一条、第二百三十三号、第二百三十五号、第二百三十八号、第二百三十九号、第二百六十一号から第二百六十三号まで、第二百六十六号、第二百六十九号、第二百七十条、第二百七十二号（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第二百七十三号並びに附則第十六条、第十七号、第二十号、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定、公布の日から起算して六月を経過した日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年二月二七日法律第五七号）抄

第一条（施行期日） この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和元年二月四日法律第六二号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第三条、第四条第一項第三号、第六条第一項及び第七条第一項ただし書の改正規定、第十七条第一項第三号の改正規定（「主要な成分」を「主成分」に改める部分に限る。）、第二十一条（見出しを含む。）の改正規定（「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める部分を除く。）、第二十二号の二、第二十二号の三、第二十六条及び第二十七号の改正規定、第三十一条第二項の改正規定（「表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない場合を除く。」を削る部分に限る。）、第三十三号の二第四項の改正規定、同条第六

項の改正規定（「第二十一条及び」を「第二十一条第一項、」第二十二号の三第一項から第三項まで及び「第二十一条」を「第二十二号の三第三項中」に改める部分に限る。）並びに第三十三号の五第一項第二号、第三十五号の三第三号イ及び第三十九号第三号の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定並びに附則第十一条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）の項第三号イの改正規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和元年二月四日法律第六三号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条及び第三十九号の規定、公布の日

二 第二条の規定、第四条（寛せい剤取締法第九条第一項第二号の改正規定に限る。）、規定及び第六条の規定並びに次条、附則第五条、第六条、第八条、第十一条第二項、第十六号及び第二十号の規定、附則第二十二号（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の規定並びに附則第二十三号、第二十八号、第三十一条、第三十四号及び第三十六号の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第三十八号 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十九号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和二年二月五日法律第二二号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日法律第五号）抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日法律第八号）抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定

令和四年四月一日

イ 略

ロ 第三条の規定（同条中法人税法第五十二条第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）及び同法第五十四条第一項の改正規定を除く。）並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条から第三十七条まで、第三十九条（地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十二条第五項の改正規定に限る。）、第四百四十三条、第五百五十条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第六項の改正規定に限る。）、第五百五十一条から第五百六条まで、第五百九条から第六百六十二条まで、第六百六十三条（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第五十八条第一項の改正規定に限る。）、第六百六十四条、第六百六十五条及び第六百六十七条の規定

ハからチまで 略

リ 第十六条の規定並びに附則第一百二十二条から第三十条まで、第四百四十一条、第四百四十七号、第四百四十八号の二（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第九十五条第一項の改正規定及び同法附則第二百二条の改正規定を除く。）、第五百五十条（地方自治法第二百六十条の二第十六項の改正規定を除く。）、第五百五十八号及び第六百六十六号の規定

（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力

を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三十一日法律第一一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日法律第二十二号）抄

1 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第三条中国土調査法の目次の改正規定（「第三十四条の二」を「第三十四条の三」に改める部分を除く。）、同法第四章の章名の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十九条の見出しの改正規定、同条第一項及び第二項の改正規定、同法第二十条（見出しを含む。）、の改正規定、同法第二十一条（見出しを含む。）、の改正規定、同法第四章中第二十一条の次に一条を加える改正規定及び同法第三十四条の二を改め、同法第五章中同条を第三十四条の三とする改正規定（同法第三十四条の二を改める部分に限る。）、第四号の規定並びに附則第三項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和二年四月三日法律第一六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和二年四月三〇日法律第二十六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条中地方税法第二十号の十三の改正規定及び同法附則に十三号を加える改正規定並

びに第四条の規定並びに附則第六条の規定 令和三年四月一日

附 則（令和二年五月二七日法律第三十一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和二年五月二九日法律第三十三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和二年六月一〇日法律第四十一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第六条の規定並びに附則第七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項の改正規定に限る。）及び第十四条の規定 令和二年十月一日

三 略

四 第八条の規定並びに附則第五条及び第七条（地方自治法別表第一軌道法（大正十年法律第七十六号）の項の改正規定に限る。）の規定 令和四年四月一日

附 則（令和二年六月二四日法律第六十二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和二年二月九日法律第七十五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日法律第七号）抄

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中地方税法の目次の改正規定（「第十三条の三」を「第十三条の四」に改める部分に限る。）及び同法第一章第六節中第十三条の三の次に一条を加える改正規定並びに第三条及び附則第十九条第二項から第五項まで及び第二十四条から第二十八条までの規定 令和四年一月四日

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 普通地方公共団体の長は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「第二号施行日」という。）前においても、第六条の規定による改正後の地方自治法（第三項において「新地方自治法」という。）第二百三十一条の二の三第一項の規定の例により、指定納付受託者（同項に規定する指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。）の指定をすることができ、この場合において、その指定を受けた指定納付受託者は、第二号施行日において同条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

2 第二号施行日において現に第六条の規定による改正前の地方自治法（以下この条において「旧地方自治法」という。）第二百三十一条の二第六項の規定による指定を受けている者に対する同項及び同条第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方自治法第二百三十一条の二第六項に規定する指定代理納付者（以下この条において「指定代理納付者」という。）が新地方自治法第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定を受けたときは、当該指定代理納付者に係る指定は、その効力を失う。

4 前項の規定により指定代理納付者に係る指定が効力を失った日の前日までに旧地方自治法第二百三十一条の二第六項（第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の承認があつた場合において、当該指定代理納付者であつた者が

当該効力を失った日から同条第六項の指定する日までの間に当該承認に係る歳入を納付したときは、当該承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。

5 令和五年三月三十一日までに第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方自治法第二百三十一条の第二第六項の承認があつた場合において、当該承認に係る指定代理納付者であつた者が令和五年四月一日から同項の指定する日までの間に当該承認に係る歳入を納付したとき（前項に規定するときは除く。）は、当該承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）
第二十二條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第二十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和三年三月三十一日法律第九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（道路法第十七条の改正規定、同法第二十四条の改正規定（一）、第六項若しくは第七項を「若しくは第六項から第八項まで」に改める部分に限る。）、同法第二十七条の改正規定及び同法第九十七条第一項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一道路法（昭和二十七年法律第八十号）の項第一号の改正規定に限る。）及び第八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和三年三月三十一日法律第一一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条の規定、第五号中下水道法第六條第二号の改正規定、同法第七條の二を同法第七條の三とし、同法第七條の次に一條を加える改正規定、同法第二十五條の十三第二号の改正規定（「第七條の二第二項」を「第七條の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一條の改正規定、第六條の規定（同条中河川法第五十八條の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七條の規定（同条中都市計画法第三十三條第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八條、第十條及び第十一條の規定並びに附則第五條（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十一年法律第六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六條、第九條から第十二條まで、第十四條、第十五條及び第十八條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十條の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）
第五十七條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）
第五十八條 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七條第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二條第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七條第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二條第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）
第五十九條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第六十條 附則第十五條、第十六條、第五十一條及び前三條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和三年五月一九日法律第三十七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七條（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五條、第四十七條及び第五十五條（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改

正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八條第一項、第五十九條から第六十三條まで、第六十七條及び第七十一條から第七十三條までの規定 公布の日

二から八まで 略
九 附則第十七條及び第四十一條の規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号） 附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日
（罰則に関する経過措置）
第七十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
七十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第七十三條 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目標としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和三年五月一九日法律第三十九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和三年五月二一日法律第四十三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和三年五月二一日法律第四十三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和三年五月二一日法律第四十三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和三年五月二一日法律第四十三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和三年五月二六日法律第四四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに次条及び附則第四条の規定 公布の日

二 第一条（地方自治法第二百六十条の二第一項の改正規定に限る。）の規定及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三及び四 略

五 第一条（地方自治法別表第一宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の項の改正規定に限る。）及び第七条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正後の地方自治法第二百六十条の二第二項の規定は、第一条の規定の施行の際現に地方自治法第二百六十条の二第二項の規定による申請をしている地縁による団体（第一条の規定による改正前の地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する地縁による団体をいう。）についても適用があるものとする。

（政令への委任）

第四条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和三年五月二八日法律第四七号）抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

（施行期日）

（公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為に係る事件の家庭裁判所から検察官への送致については、前条の規定による改正前の公職選挙法等の一部を改正する法律（次項において「旧公職選挙法等（一部改正法）」という。）附則第五条第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。

2 附則第六条に規定する者に対する人の資格に関する法令の適用については、旧公職選挙法等

一部改正法附則第五条第四項及び第六条の規定は、なおその効力を有する。

附則（令和三年五月二八日法律第五〇号）抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条及び第四条の規定 令和四年六月一日

附則（令和三年六月二日法律第五四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（「抑制等」を「量の削減等」に改める部分に限る。）、第一条及び第二条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三条第二項から第五項まで、第四条から第六条まで並びに第八条第二項第三号、第四号及び第八号の改正規定、第四章の章名の改正規定、第十九条、第二十条第二項及び第二十一条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、同項第二号及び第三号の改正規定、同条第十一項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、第二十三条（見出しを含む。）、第二十四条の見出し及び同条第二項、第二十五条の見出し、第三十三号、第三十六号第一項、第三十七号第二項第二号及び第三十四号、第三十八号第二項第二号、第三十九号第二項第二号、第四十条第一項、第五十八号、第六十号並びに第六十一条第一項の改正規定並びに附則第五条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第八条 附則第二条及び前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和三年六月二日法律第六三号）抄

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和三年六月一八日法律第八二号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

附則（令和四年三月三十一日法律第一号）抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年三月三十一日法律第四号）抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 令和五年四月一日

イ及びロ 略

ハ 第十三条中税理士法第二条の改正規定（同条第二項第二号に係る部分を除く。）、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条第一項第四号の改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十八号を同法第四十七号の四とし、同法第五章中同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八号の二十第二項の改正規定、同法第四十九号の二第二項の改正規定、同法第四十九号の十四第一項の改正規定、同法第五十一条第二項の改正規定、同条第四項の改正規定（「第三十九号」を「第二条の三及び第三十九号」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の改正規定、同法第五十六号の改正規定、同法第五十七号第一項の改正規定、同法第五十八号の改正規定、同法第五十九号第一項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十二条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに附則第七十条第二項及び第三項、第八十六条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七号から第九

十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七号の規定

五から七まで 略

八 第五条中相続税法第五十八条（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第十八条及び第八十六条（地方自治法別表第一の改正規定に限る。）の規定 令和六年三月一日又は戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（罰則に関する経過措置）

第九十九号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年四月六日法律第一六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附則（令和四年四月二七日法律第三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附則（令和四年四月二七日法律第三四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附則（令和四年五月二日法律第三七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和四年五月二〇日法律第四四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 略

三 第一条（地方自治法第二百六十条の十八第三項の改正規定、同法第二百六十条の十九の次に一条を加える改正規定及び同法第二百六十条の二十八第一項の改正規定を除く。）及び第十條の規定並びに附則第三条の規定 令和五年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年五月二五日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十條中商業登記法（昭和三十八年法律第二百十五号）第五十二條第二項の改正規定及び附則第二百二十五條の規定 公布の日

（地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百一条 附則第三十六條の規定による改正後の地方自治法（次項において「新地方自治法」という。）第九條第十項の規定は、地方自治法第九條第九項の規定による訴えであつて施行日以後に提起されたものに係る裁判所がする通知について適用し、同項の規定による訴えであつて施行日前に提起されたものに係る裁判所がする通知については、なお従前の例による。

2 新地方自治法第七十四條の二第十項（前條の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第五條第三十項において準用する場合を含む。）の規定は、地方自治法第七十四條の二第八項（市町村の合併の特例に関する法律第五條第三十項において準用する場合を含む。）及び第九項の規定による訴えであつて施行日以後に提起されたものに係る裁判所がする送付について適用し、これらの規定による訴えであつて施行日前に提起されたものに係る裁判所がする送付については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二百二十四條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二百二十五條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年五月二五日法律第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三條、第五條及び第三十八條の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年五月二七日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和四年五月二七日法律第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十八條の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日

附則（令和四年二月九日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条中地域保健法第六條の改正規定、第五條の規定、第八條中医療法第六條の五、第七條、第七條の二、第二十七條の二及び第三十條の第四十項の改正規定、第九條及び第十二條の規定並びに第十七條中高齢者の医療の確保に関する法律第二百一十一條第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三條、第四條、第八條から第十二條まで、第十四條及び第十六條から第十八條までの規定、附則第十九條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第二十四條の規定、附則第三十一條中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六の三の改正規定並びに附則第三十六條から第三十八條まで及び第四十二條の規定 公布の日

二 第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十五條の三、第四十四條の三及び第五十條の二の改正規定、感染症法第五十八條第一号の改正規定（「事務」の下に「（第十五條の三第一項の規定により実施される事務については同条第五項の規定により厚生労働大臣が代行するものを除く。）」を加える部分に限る。）、感染症法第六十四條第一項の改正規定（「第四十四條の三第七項」を「第四十四條の三第八項」に改める部分に限る。）、感染症法第六十五條の二の改正規定（「第二項及び第七項」を「第二項及び第八項」に、「から第六項まで並びに」を「から第七項まで」に改める部分に限る。）、感染症法第七十三條第二項の改正規定（「第十五條の

第三第二項」の下に「（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を、「提供等」の下に「（第四十四條の三第六項（第四十四條の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十條の二第四項において準用される場合を含む。）」の規定による市町村長の協力」を加える部分に限る。）並びに感染症法第七十七條第三号の改正規定並びに第十條の規定並びに附則第十九條中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の項の改正規定（「第二項及び第七項」を「第二項及び第八項」に、「から第六項まで並びに」を「から第七項まで」に改める部分に限る。）並びに附則第二十五條、第四十條及び第四十一條の規定 公布の日から起算して十日を経過した日

三 第二条の規定及び第四條の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第五條、第六條、第十三條及び第二十條の規定 令和五年四月一日

四 第六條及び第七條の規定並びに第十三條中新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八條第五項から第七項までの改正規定並びに附則第十五條の規定、附則第二十一條中地方自治法別表第一予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の項の改正規定並びに附則第三十二條及び第三十三條の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第四十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和四年二月一六日法律第一〇一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一百一條の改正規定及び附則第六條の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の地方自治法第九十二條の二（同法第二百八十七條の二第七項、第二百九十二條及び第二百九十六條第三項において準用する場合を含む。）

に規定する請負をする者及びその支配人に該当した者については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政府の措置等）

第六条 政府は、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとする。

2 地方公共団体の議会の議員の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する法制度については、事業主の負担に配慮しつつ、かつ、他の公職の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する制度の在り方についての検討の状況も踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況、前項の自主的な取組の状況等を勘案して、引き続き検討が加えられるものとする。

附 則（令和四年二月一六日法律第一〇四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第一条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（「、精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中児童福祉法第二十一条の五の七第一項、第三十三条の十八第一項、第三十三条の二十第五項及び第三十三条の二十二の改正規定並びに第三十三条の二十三の次に二条を加える改正規定、第七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条中障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第五条、第二十条、第二十二條、第四十五条の三第二項、第三項及び第七項並びに第七十四条の三第四項の改正規定、第十三条中身体障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに第十四条中知的障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに附則第四

条、第十条、第十一条、第二十一条、第二十条、第二十四条、第三十六条及び第三十七条の規定 令和五年四月一日

（政令への委任）

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年四月二八日法律第一四四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年五月八日法律第一九四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第八十九条及び第九十四条の改正規定並びに次条第二項及び第四項（同条第二項に係る部分に限る。）並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

2 普通地方公共団体の長は、施行日前においても、新法第二百四十三条の二第一項の規定の例により、指定公金事務取扱者（同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。）の指定をすることができ、この場合において、その指定を受けた者は、施行日において同条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

3 普通地方公共団体の長は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において現に公金の徴収又は収納に関する事務（以下この項において「従前の公金事務」という。）を行わせている者（新法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせることができる。

4 前二項の規定は、附則第七条の規定による改正後の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定において新法第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定を準用する場合について準用する。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和五年五月八日法律第二二四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

附 則（令和五年五月一九日法律第三一四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、令和五年五月二六日法律第三四四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年六月九日法律第四八四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十七条の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二條

から第二十五条まで及び第二十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和五年六月一六日法律第五八四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第七条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和五年六月一六日法律第六三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年一一月二四日法律第七三三号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中一般職の職員の給与に関する法律（以下この条及び附則第三条において「給与法」という。）第五条第一項及び第十二条第二項第二号の改正規定、給与法第十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに給与法第十九条の四第二項及び第三項並びに第十九条の七第二項の改正規定、第五条中一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（次項及び附則第三条において「任期付研究員法」という。）第七条第二項の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第五条の規定 令和六年四月一日

附 則（令和五年一一月一三日法律第八四四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条及び第二十九条の規定 公布の日

二 第二条及び第四条並びに附則第四条、第五条第二項及び第十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和五年二月二〇日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (令和六年六月二二日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定(「施行日から起算して五年を経過する日」を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日(罰則に関する経過措置)

(施行期日)

第四十五条 この法律(附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和六年六月一九日法律第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

附則 (令和六年六月二二日法律第五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十一条の規定 公布の日

(政令への委任)

第十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和六年六月二六日法律第六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 施行日(附則第一条第三号に掲げる規定については、第三号施行日。以下この条において同じ。)前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和六年六月二六日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二編第十章の次に一章を加える改正規定(第二百四十四条の六に係る部分に限る。)及び第二百八十七條の二第十項の改正規定(「第二百四十三條の二の七第二項」を「第二百四十三條の二の八第二項」に改める部分を除く。) 令和八年四月一日

三 第二百三十一條の四の見出し及び同条第一項、第二百四十二條の二第一項第四号ただし書並びに第二百四十三條の改正規定、第二百四十三條の二の八を第二百四十三條の二の九とし、第二百四十三條の二の七を第二百四十三條の二の八とし、第二百四十三條の二の六の次に一条を加える改正規定並びに第二百八

十七條の二第十項の改正規定(「第二百四十三條の二の七第二項」を「第二百四十三條の二の八第二項」に改める部分に限る。)並びに附則第五條、第七條、第八條、第十一條、第十二條(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十九條の二第五項の改正規定に限る。)及び第十三條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(機構指定納付受託者の指定に関する経過措置)

第二条 地方税共同機構(次項、第三項及び第五項において「機構」という。)は、前条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、この法律による改正後の地方自治法(以下この条から附則第四条までにおいて「新法」という。)第二百四十三條の二の七第四項において準用する

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百四十七條の八第一項の規定の例により、機構指定納付受託者(同項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。)の指定をすることができ、この場合において、その指定を受けた機構指定納付受託者は、同日において新法第二百四十三條の二の七第四項において準用する地方税法第七百四十七條の八第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定に関し必要があると認めるときは、機構に

対し意見を述べることができ、

3 普通地方公共団体の長が前項の規定により意見を述べたときは、機構は、当該意見を尊重して必要な措置をとるようになしななければならない。

4 前三項の規定は、附則第十三條の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第四十七條の規定において新法第二百四十三條の二の七第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二項中「普通地方公共団体」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第二十六條第一項に規定する合併特例区(次項において「合併特例区」という。）」と、前項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定により機構の業務が行われる場合には、地方税法第八百二条第四号中「業務以

外」とあるのは、「業務及び地方自治法の一部を改正する法律(令和六年法律第六十五号)附則第二条第一項から第三項までの規定(同条第四項において準用する場合を含む。)」による業務以外」とする。

(新法第二百四十四條の五第二項の規定等の適用に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前までの間における新法第二百四十四條の五第二項の規定の適用については、同項中「をいう。次条第一項において同じ。」とあるのは、「をいう」とする。

(施行時特例市に関する経過措置)

第四条 地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市に対する新法第二百五十二条の二十六の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「又は中核市」とあるのは、「中核市又は地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和六年六月二六日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。